

1. 本「公営企業債券発行概要書 発行者情報 平成 15 年度決算」(以下「本発行者情報概要書」といいます。)は、公営企業金融公庫法(昭和 32 年 4 月 27 日法律第 83 号。以下「公営公庫法」といいます。)第 23 条第 1 項に基づき、総務大臣及び財務大臣の認可を受けて発行する債券(以下「公営企業債券」といいます。)の発行者である公営企業金融公庫(以下「当公庫」といいます。)の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を平成 16 年 7 月 31 日時点以前の情報に基づき記載しています。なお、将来に関する事項については、本発行者情報概要書の日付現在において判断したものです。
2. 当公庫は、公営企業債券のうち政府保証の付されていない公募債券(以下「財投機関債」といいます。)を発行の都度、当該財投機関債ごとに「公営企業債券発行概要書 証券情報」(以下「各証券情報概要書」といいます。)を作成する予定です。各証券情報概要書には、該当する財投機関債に関する詳細が記載されます。各財投機関債への投資判断にあたっては、当該各証券情報概要書も併せてご覧ください。また、本発行者情報概要書作成以後に公表すべき事項が発生した場合、各証券情報概要書に補完情報として記載することとします。
3. 公営企業債券については、証券取引法(昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号。以下「証券取引法」といいます。)第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、したがって、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われていません。本発行者情報概要書は公営公庫法及び公庫の予算及び決算に関する法律(昭和 26 年 3 月 31 日法律第 99 号。以下「公庫の予算及び決算に関する法律」といいます。)に定める財務諸表、附属明細書、事業報告書等の既存の資料を抜粋又は要約の上、当公庫が任意に作成したものであり、証券取引法に基づく法定開示書類ではありません。
4. 本発行者情報概要書には当公庫の財務諸表を記載していますが、これは公営公庫法、公庫の予算及び決算に関する法律、関連政省令、並びに特殊法人等会計処理基準(昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会報告。以下「特殊法人等会計処理基準」といいます。)に依拠して作成したものです。なお、公庫の予算及び決算に関する法律ではいわゆる中間決算制度が採用されていないため、当公庫では中間財務諸表を作成していません。
また、本発行者情報概要書には、上記財務諸表に加え、行政コスト計算財務書類を参考情報として記載しています。行政コスト計算財務書類に含まれる民間企業仮定貸借対照表及び民間企業仮定損益計算書等の財務諸表は、特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針(平成 13 年 6 月 19 日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会報告)に従い、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した会計処理に則って作成したものです。
上記の財務諸表は、いずれも証券取引法第 193 条の 2 に規定される監査証明は受けていません。

本発行者情報概要書に関する連絡場所

東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号

電話番号 東京 03-3539-2697

公営企業金融公庫 経理部 資金課

目 次

第1	発行者の概況	2
	1. 主要な経営指標等の推移	2
	2. 沿革	3
	3. 事業の内容	3
	4. 関連会社の状況	25
	5. 従業員の状況	25
第2	事業の状況	26
	1. 業績等の概要	26
	2. 対処すべき課題	34
	3. 事業等のリスク	36
	4. 経営上の重要な契約等	39
	5. 研究開発活動	39
	6. 財政状態及び経営成績の分析	39
第3	設備の状況	45
	1. 設備投資等の概要	45
	2. 主要な設備の状況	45
	3. 設備の新設、除却等の計画	45
第4	発行者の状況	46
	1. 資本金の推移	46
	2. 役員の状況	47
	3. コーポレート・ガバナンスの状況	47
第5	経理の状況	50
	1. 財務諸表	50
	2. 行政コスト計算財務書類	77
第6	発行者の参考情報	102

第 1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
利益総額 a	1,001,429	974,918	950,528	946,134	893,318
引当金繰入前費用 b	842,885	779,108	702,326	634,567	562,146
収支差 a-b	158,544	195,809	248,202	311,567	331,172
利差補てん引当金繰入額 (注1)	-	-	45,281	65,787	58,492
債券借換損失引当金繰入額 (注2)	158,544	195,809	202,921	245,780	272,680
当期利益金 (注3)	0	0	0	0	0
総資産額	24,066,235	24,969,939	25,726,100	25,938,777	26,046,503
貸付金残高	22,534,228	23,377,079	24,047,148	24,524,082	24,888,435
債券発行残高	21,673,103	22,362,802	22,875,916	22,805,942	22,614,091
公営企業健全化基金	820,745	843,152	847,528	855,838	860,607
資本金	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600

(注 1)平成 13 年度以降、利子を軽減された資金の貸付により生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令（昭和 32 年政令第 79 号。以下「公営公庫法施行令」といいます。）第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、利差補てん引当金として公営企業金融公庫法施行規則（平成 13 年総務省・財務省令第 5 号。以下「公営公庫法施行規則」といいます。）第 2 条及び附則第 2 条で定めるところにより算定した額を積み立てています。なお、利差補てん引当金につきましては、本発行者情報概要書 6 ページ及び 10 ページをご参照下さい。

(注 2)発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営公庫法施行令第 16 条第 1 項の規定に基づき、債券借換損失引当金として当該年度末貸付残高の 100/1000 の範囲内で積み立てています。なお、債券借換損失引当金につきましては、本発行者情報概要書 34 ページ以降及び 44 ページをご参照下さい。

(注 3)利益総額と引当金繰入前費用の収支差については、法令に基づいてこの利差補てん引当金（平成 13 年度以降）及び債券借換損失引当金として積み立てているため、当期利益金は生じておりません。

(注 4)四捨五入により計が一致しないことがあります。

2. 沿革

昭和 32 年度	公営公庫法に基づき公営企業金融公庫設立(昭和 32 年 6 月 1 日)
昭和 35 年度	農林漁業金融公庫から受託貸付を開始
昭和 41 年度	特別利率貸付制度を創設
昭和 42 年度	国庫補給金の受入れ開始
昭和 45 年度	公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置
昭和 47 年度	地方道路公社と土地開発公社への貸付開始
昭和 53 年度	一般会計の臨時三事業(地方道、河川等、高等学校整備)を貸付対象に追加
昭和 58 年度	外貨による公営企業債券の発行開始
平成元年度	債券借換損失引当金制度を創設
平成 2 年度	臨時特別利率制度を創設
平成 10 年度	「特殊法人の整理合理化について」(平成 9 年 9 月 24 日閣議決定)に基づき、非常勤理事(1 名)を追加、公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応(3 年間で廃止)
平成 13 年度	国庫補給金を廃止 利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設 財投機関債の発行開始

3. 事業の内容

(イ) 公庫の概要

(a) 業務の目的

- ① 公営企業の健全な運営に資するため、特に低利、かつ、安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき、当該地方公共団体に対し、その資金を融通し、もって地方公共団体の公営企業を推進し、住民の福祉の増進に寄与すること(公営公庫法第 1 条第 1 項)。
- ② 地方道路公社が行う地方的な幹線道路の整備を促進するため、一般の金融機関が行う融資を補完し、長期の資金を必要とする地方道路公社に対して、その資金を融通すること(公営公庫法第 1 条第 2 項)。
- ③ 土地開発公社による土地の取得を促進するため、一般の金融機関が行う融資を補完し、長期の資金を必要とする土地開発公社に対して、その資金を融通すること(公営公庫法第 1 条第 3 項)。

(b) 資本金の構成及び貸付実績

公営公庫法第5条第1項は、公庫の資本金は24億円とするとしており、さらに、同条第2項は、政府は必要があると認めるときは公庫に追加して出資することができるとしており、かかる追加の出資があった場合には、同条第3項により、公庫はその出資額により資本金を増額するものとされています。

平成16年3月31日現在の公庫の資本金の額は166億円であり、その全額を政府が産業投資特別会計から出資しています。

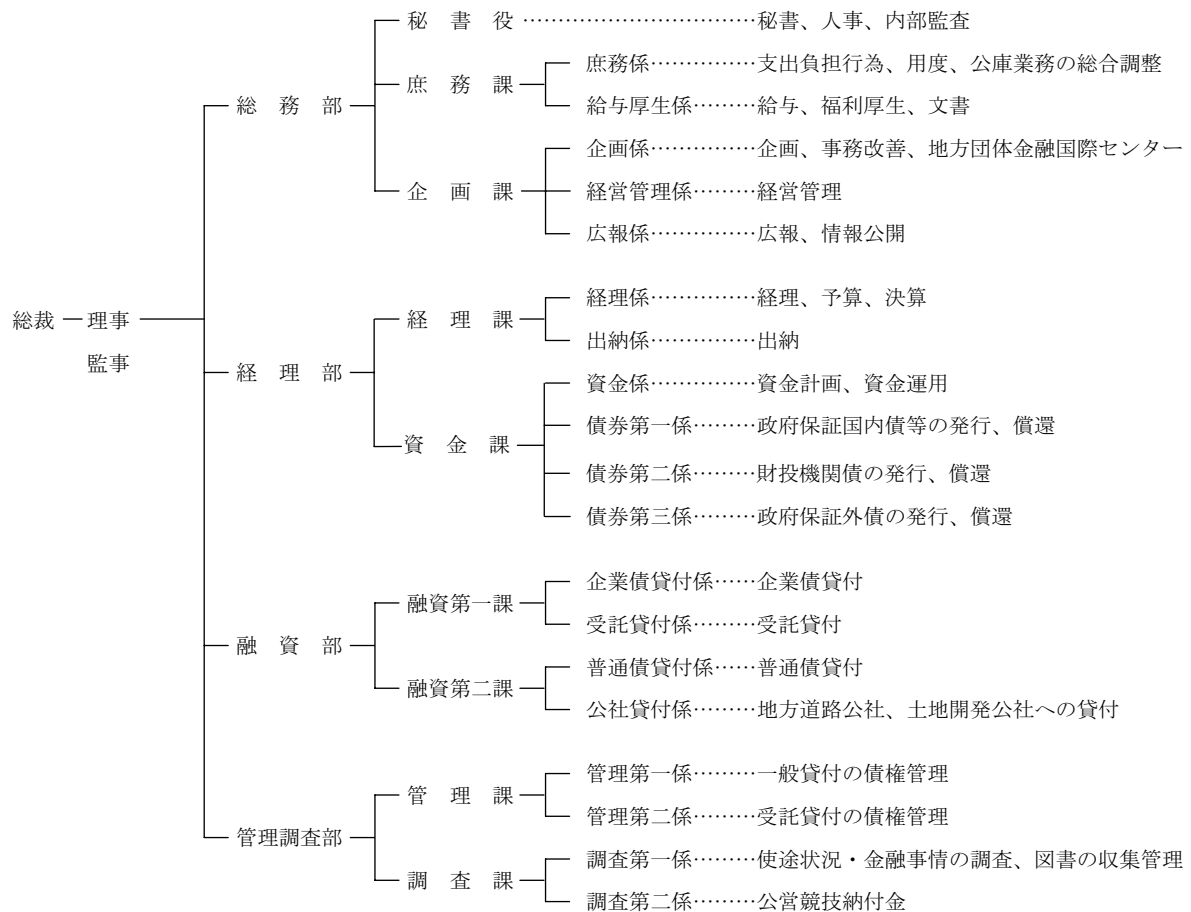
また、平成15年度における公庫の貸付額及び貸付金残高は以下のとおりです。

平成15年度貸付額 1兆7,111億35百万円

平成15年度末貸付金残高 24兆8,884億35百万円

(c) 組織図

(平成16年7月31日現在)



(参考) 役員の職務及び権限(公営公庫法第10条)

- ① 総裁は、公庫を代表し、その業務を総理します。
- ② 理事は、総裁の定めるところにより、公庫を代表し、総裁を補佐して公庫の業務を掌理し、総裁に事故があるときは、その職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行います。
- ③ 監事は、公庫の業務を監査します。
- ④ 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができます。

(d) 日本政府の監督等

① 資本金の出資

前記(イ)(b)記載のとおり、公庫の資本金は、その全額が政府の産業投資特別会計から出資されています。

② 主務官庁による認可事項等

i 主務官庁による監督(公営公庫法第35条)

公庫は主務大臣である総務大臣及び財務大臣の監督を受けます。

ii 主務官庁による検査等(公営公庫法第37条)

主務大臣は、公営公庫法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して報告をさせ、又は公庫に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査することができることとされています。

iii 役員の任命と解任(公営公庫法第11条、第36条)

公庫の総裁及び監事は主務大臣が任命し、理事は主務大臣の認可を受けて、総裁が任命します。また、主務大臣は、公庫の役員が公営公庫法第13条の欠格条項に該当するに至った場合は、これを解任しなければならないとともに、一定の事由がある場合は解任することができます。

iv 業務方法書の認可(公営公庫法第20条)

公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けます。

v 事業計画、資金計画の認可(公営公庫法第22条)

公庫は、四半期ごとに事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けます。また、これを変更しようとする場合も同様です。

vi 債券発行の認可(公営公庫法第23条第1項)

公庫は、主務大臣の認可を受けて公営企業債券を発行します。

vii 利率の承認(公営企業金融公庫業務方法書第4条第1項第6号)

公庫は、貸付のための資金の調達に要する経費その他の事由を勘案し、主務大臣の承認を受けて貸付利率を定めています。

viii 予算制度(公営公庫法第28条、公庫の予算及び決算に関する法律第3条、第4条、第7条、第8条)

公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して財務大臣へ提出することとなり、財務大臣はこれを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経ることとなっています。

閣議の決定があった後、国の予算とともに国会へ提出され、国会の議決を得た後、主務大臣を経由して公庫に通知されることとなっています。

③ 国庫補給金

公庫の基準利率は、資金調達コストに見合った水準で決定されていますが、貸付対象事業のうち、住民生活に特に密着した事業等については、基準利率よりも低い特別利率が適用されており、これまで特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営企業健全化基金の運用益等に加え国庫補給金により賄われてきました。

このうち、国庫補給金については、公庫の経営状況等にかんがみ、昭和62年度予算から順次縮減され、「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年9月24日閣議決定)において「国庫からの補給金は、3年間で段階的に廃止する」とされたことを受け、平成12年度予算を最後に廃止されています。

なお、国庫補給金の廃止後も公庫としては、経営の健全性に配慮しつつ、引き続き低利貸付を実施していくこととしており、そのために必要な自己財源を将来にわたり確保し、財務の健全性を担保するた

め、これまでの公営企業健全化基金の活用に加え、平成13年度からは、利差補てん引当金制度を採用しました。利差補てん引当金制度とは、特別利率貸付により将来発生する損失の見込額を「基準利率－特別利率」(ただし、公営企業健全化基金で補てんする部分を控除する。)に基づき算出し、その所要額につき引き当てることとし、毎年度、前年度以前の貸付残高に係る当該年度の利差補てん引当金所要額を取り崩す制度です。なお、特別利率(臨時特別利率を含む。)につきましては、本発行者情報概要書9ページをご参照下さい。

④ 会計検査院の検査

公庫に対しては会計検査院法(昭和22年4月19日法律第73号)第20条、第22条第1項第5号及び第30条の2に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。検査は毎月行われる書面検査と毎年1回行われる実地検査があり、検査結果は毎年1回会計検査院から内閣経由で国会に提出されます。また議院等から国会法の規定により会計検査及びその報告の要請があった場合、当該要請にかかる事項につき会計検査院による検査が行われます。当該検査の観点は以下のとおりです。

- ・ 決算が予算執行の状況を正確に表示しているか。(正確性)
- ・ 会計処理が予算や法令などに従って適正に処理されているか。(合規性)
- ・ 事務・事業が経済的、効率的に実施されているか。(経済性、効率性)
- ・ 事業が所期の目的を達成しているか、また効果をあげているか。(有効性)

(参考)

政策金融機関等の財務の健全性及び透明性を確保する観点から、「政策金融機関等への金融庁検査の導入について」(平成13年12月25日閣議口頭了解)において、政策金融機関(公庫含む9機関)及び郵政公社にリスク管理の分野について金融庁検査を導入することとされ、これを受けて、政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律が平成14年5月31日に公布され、平成15年4月1日から施行されたことに伴い、今後公庫はリスク管理の分野に関する金融庁長官による検査を受けることとなります。(公営公庫法第37条の2)

(ロ) 公庫の業務内容

(a) 業務の内容

公庫は、公営公庫法第19条、同法附則第9項及び第10項により、以下の業務を行います。

- ① 地方債の資金の貸付又は証券発行の方法による地方債の応募、公営企業に係る一時借入金の資金の貸付、並びにこれらの業務に附帯する業務
- ② 地方道路公社が行う地方的な幹線道路の建設に要する資金の貸付及びこれに附帯する業務
- ③ 土地開発公社が行う公営企業に相当する事業で政令で定めるものに要する資金の貸付及びこれに附帯する業務
- ④ 農林漁業金融公庫からの委託による、地方公共団体の行う造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付に係る業務

なお、平成15年度長期貸付(本発行者情報概要書8ページの「(参考)貸付の種類」をご参照ください。)実績の割合についてみると、①に係る貸付は1兆6,948億円(97.5%)です。

前記①に記載される地方債とは、地方財政法(昭和23年7月7日法律第109号)の規定により総務大臣又は都道府県知事の許可(平成18年度から地方債許可制度が廃止され、原則として地方債協議制度に移行する予定です。)を得た公営企業及び臨時三事業に係る地方債で、政府資金による引受が行われないものをい

います。

また、公営企業とは、地方公共団体が行う事業のうち、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるもので政令で定めるものをいい、臨時三事業とは、臨時地方道整備事業、臨時河川等整備事業及び臨時高等学校整備事業の総称です。臨時三事業については、公営公庫法附則第10項をご参照ください。

この結果、公庫の貸付対象として定められている事業の範囲は、次の表のとおりです。

公庫の貸付対象事業

	事業名
1	水道事業
2	工業用水道事業
3	交通事業
4	電気事業
5	ガス事業
6	港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)
7	病院事業
8	介護サービス事業
9	市場事業
10	と畜場事業
11	観光施設事業
12	有料道路事業
13	駐車場事業
14	地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業
15	公共下水道事業及び流域下水道事業
16	市街地再開発事業
17	公営住宅事業
18	産業廃棄物処理事業
19	臨時地方道整備事業
20	臨時河川等整備事業
21	臨時高等学校整備事業

なお、公庫は、法令上、対象二公社を除き、住宅供給公社や、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(いわゆる第三セクター) に対しては、貸付を行うことはできません。

(b) 業務の方法

公庫は、公営公庫法第 20 条第 1 項により、業務の開始の際、業務方法書を作成し主務大臣の認可を受けなければならないものとされており（なお、これを変更しようとする場合も同様とされています。）、かかる規定に基づき、昭和 32 年 6 月 1 日付けをもって業務方法書を作成し、当時の主務大臣である内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けています。

(参考) 貸付の種類

- ・ 一般貸付
 - 長期貸付
 - 許可前貸付
 - 短期貸付
- ・ 公社貸付
- ・ 受託貸付

(c) 貸付業務の方法(一般貸付のうち長期貸付及び許可前貸付、公社貸付)

公庫による貸付(後記(d)に記載する一時借入金の貸付を除きます。)は、以下に記載するところに従って行われます。

① 貸付の相手方

- i 公営企業及び臨時三事業に係る地方債の許可を受けた、又は受ける見込みが確実な地方公共団体
- ii 地方的な幹線道路の建設を行う地方道路公社
- iii 公営企業に相当する事業を行う土地開発公社

② 貸付の対象となる事業

- i 地方公共団体に対する貸付の場合
前記(a)に記載する公営企業及び臨時三事業
- ii 地方道路公社に対する貸付の場合
有料道路事業(地方道路公社法(昭和 45 年法律第 82 号)第 21 条第 1 項に定める道路の新設又は改築にかかるものうち道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)第 8 条の 3 第 1 項に基づく貸付の対象となったものに限ります。)
- iii 土地開発公社に対する貸付の場合
港湾整備事業(埋立事業に限ります。)

③ 貸付金の使途

設備資金、設備資金に係る地方債の借換のために要する資金及び設備資金に係る地方債の支払利息の支払いのために要する資金

④ 貸付金の限度額

- i 地方公共団体に対する貸付金の限度額
許可を受けた地方債の額及び許可を受ける見込みが確実な額のうち政府資金による引受が行われな
い額に相当する額
- ii 地方道路公社に対する貸付金の限度額
地方的な幹線道路の建設に要する資金のうち、一般金融機関の融資及び国の貸付が行われない額に相
当する額

iii 土地開発公社に対する貸付金の限度額

公営企業に相当する事業に要する資金のうち、一般の金融機関の融資が行われない額に相当する額

⑤ 貸付の審査

一般貸付については、総務大臣又は都道府県知事の起債許可を得た事業を貸付対象としており、その事業の必要性、内容等については貸付先地方公共団体の議会で十分審議されるとともに、起債許可の際に対象事業の採算性あるいは借入先の償還能力等に係る審査が行われています。このため、公庫においては、地方債の許可がなされているか、議会の議決を得ているか、地方公共団体が借入を希望する時点に資金需要（工事の出来高）が生じているか等の事項についての審査を行っています。

また、公社貸付については、地方道路公社が行う有料道路事業で道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)の規定に基づき国が無利子貸付けの対象とした事業及び土地開発公社が行う港湾整備事業（埋立事業に限ります。）を貸付対象として、それらの事業計画等の審査を行っています。

⑥ 貸付の方法

証書貸付又は債券の応募による

⑦ 貸付利率

公庫の長期の貸付利率には、基準利率、特別利率及び臨時特別利率があります。

基準利率が利率算定の基礎となりますが、実際(平成 15 年度)の貸付実績では、特別利率の適用が 72.7%、臨時特別利率の適用が 21.6%、基準利率の適用が 5.7%となっています。

公庫の基準利率は、資金調達コストを反映して貸付期間及び償還形態に応じて設定しています。具体的な算定方法は、調達済原資の支払キャッシュフローに係る割引現在価値と、貸付予定額の返済キャッシュフローに係る割引現在価値とが等しくなるように利率を設定しています。(注 1)

特別利率は、特定の事業について基準利率より低く設定しています。平成 16 年度は基準利率-0.30%となっています。

臨時特別利率は、総務省の政策に基づいた特定の事業について特別利率よりさらに低く設定しています。平成 16 年度は基準利率-0.35%となっています。基準利率、特別利率及び臨時特別利率については同一償還条件の財政融資資金利率を下限としています。

基準利率の改定の際は、主務大臣の承認を受けることとなります。

なお、特別利率、臨時特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金(注 2)および利差補てん引当金(注 3)等により賄われています。

(注 1) 割引現在価値の算出方法

政府保証国内債の発行条件決定日における国債の流通利回りのイールドカーブに、各々の公庫政府保証国内債の発行条件決定時における各々の発行者利回りとのスプレッドを加重平均して上乘せしたものを公庫債のイールドカーブとみなし、当該公庫債のイールドカーブに基づくディスカウントファクターを計算し、調達済み資金及び貸付のキャッシュフローに乗じて割引現在価値を算出します。

(注 2) 公営競技納付金

地方公共団体が行う公営競技(競馬、競輪、オートレース、競艇)の収益均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れ、これを公営企業健全化基金に積み立て、その運用収益等を貸付利率の引き下げ財源として活用しています。

(注3) 利差補てん引当金

特別利率による貸付(臨時特別利率を含む。)については、従来は国庫補給金及び公営企業健全化基金運用益等を財源として利下げを行ってきましたが、平成12年度を最後に国庫補給金が廃止(平成9年9月の閣議決定)されたことに伴い、今後も引き続き低利貸付実施のための自己財源を確保し、財務の健全性を担保するため、平成13年度に新たに創設したものです。

貸付利率決定の仕組み

<p>基準利率</p> <p>○資金調達コストを反映した利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利率計算時点で、調達済原資の支払キャッシュフローに係る割引現在価値と貸付予定額の返済キャッシュフローに係る割引現在価値とが等しくなるように利率を決定。 ・調達済原資はその割合に応じて融資に使用されたと想定して、その各未使用残高を次の原資として繰り越す。 ・資金滞留期間中の調達済原資の支払利息等について、原資の現在価値計算に織り込み、資金滞留損を、資金調達コストとして各月の貸付利率に反映させる。 ・資金滞留期間中の調達済原資に係る運用益についても、資金調達コスト把握の一環として各月の貸付利率に反映させる。 ・利率計算上生じる端数については、0.05刻みとなるよう切上げ計算を行い、0.05刻みの利率とする。(これにより事務コスト等を吸収する。) <p>○利率の改定に際しては、主務大臣(総務大臣及び財務大臣)の承認を受けて、公営企業金融公庫業務方法書に規定する主務大臣承認事項の別表を改正したうえ、公営企業金融公庫貸付規程の一部を改正し、主務大臣に報告する必要あり。</p>	<p>港湾整備、地域開発、観光施設事業等に適用</p>
<p>特別利率</p> <p>○特定の事業について基準利率より低く設定した利率(平成16年度基準利率-0.30%)。</p> <p>○利下げ財源は、利差補てん引当金、公営企業健全化基金の運用益及び同基金の取り崩し。</p> <p>○利率の改定に際しては、公営企業金融公庫貸付規程の一部を改正し、主務大臣に報告する必要あり。</p>	<p>水道、下水道、工業用水道事業等に適用</p>
<p>臨時特別利率</p> <p>○総務省の政策等に基づいた特定の事業について特別利率よりもさらに低く設定した利率(平成16年度基準利率-0.35%)。</p> <p>○利下げ財源は特別利率と同じ。</p> <p>○利率の改定に際しては、公営企業金融公庫貸付規程の一部を改正し、主務大臣に報告する必要あり。</p>	<p>水道、下水道、交通、電気及び病院の各事業の一部に適用</p>

⑧ 償還期限

貸付の日の翌日から 28 年以内

⑨ 償還の方法

据置期間は 5 年以内とし、償還は、割賦償還又は一時払いの償還としています。ただし、債券の応募によるものについては、当該債券の償還の方法によるものとしています。

⑩ 債務の保証

地方道路公社及び土地開発公社に対する貸付にあたっては、設立地方公共団体に当該貸付額に係る債務について連帯保証契約を行わせるものとしています。

⑪ 補償金制度による繰上償還

地方公共団体は補償金(繰上償還に伴い公庫が損失を受ける額)を支払うことにより繰上償還を行うことができます。この場合の補償金額は、将来回収予定の元利金総額について運用益相当分を割り引いた額から繰上償還額を差し引いたものとし、その割引率については公庫の基準利率(資金調達コスト)を用いて算定することとしています。ただし、任意の繰上償還についてのみ適用するものとし、当然に繰上償還となる場合には適用しません。また、繰上償還にあたっては公庫の承認を受ける必要があります。

(d) 一時借入金の資金の貸付業務の方法(一般貸付のうち短期貸付)

公庫による一時借入金の資金の貸付(同一年度内に償還が行われる貸付をいいます。)は、前記(c)に記載する貸付に支障を及ぼさない範囲において、以下に記載するところに従って行われます。

① 貸付の相手方

公営企業に係る一時借入金の資金を必要とする地方公共団体

② 貸付金の使途

設備資金及び運転資金。なお、設備資金の貸付は、原則として重要な継続事業であって貸付がなければ工事中断等当該事業の実施に重大な支障を生ずるおそれのあるものに限られます。

③ 貸付金の限度額

設備資金については当該年度において地方債の許可を受けることが確実と認められる額に相当する額とされ、運転資金については歳計現金の一時的不足の調整のため必要な額です。

④ 償還期限

3 か月以内において歳計現金の一時的不足の調整のために必要な期間。ただし、やむを得ない場合には原則として 3 か月以内の期間に限り借換を認めます。

⑤ 償還の方法

一括弁済

⑥ その他

前記①ないし⑤に記載するもののほかは、前記(c)②、⑤及び⑥の記載と同様です。

(e) 受託貸付業務の方法

前記(ロ)(a)のとおり、農林漁業金融公庫からの委託を受けて、地方公共団体の行う造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付を行います。

(f) ALM・リスク管理体制

① リスク管理体制

各部署長、課長で構成されるリスクマネジメント会議において、月1回の定例会に加え、必要に応じて臨時会を開催し、金利変動リスクをはじめとする諸リスクの適切な把握と対応策の検討等を行っています。さらに重要な案件については、幹部会議等の場を通じて役員に報告しています。

② ALMへの取り組み

公庫におきましては平成10年度よりALM管理手法を導入し、さらに、平成13年度からは、総務部企画課内に経営管理係を設置し、今後の金利変動等に応じた長期的な経営分析等に用いています。公庫で使用している分析モデルは、シナリオ分析をはじめ、EaR分析、デュレーション分析等が可能です。

(g) 金融機関に対する業務の委託

公営公庫法第21条第2項により、公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、資金の貸付、元金の回収その他貸付及び回収に関する業務を委託することができます(ただし、資金の貸付の決定についてはこの限りではありません)。

同項に基づき、公庫は、主務大臣の認可を受けた上で、金融機関に対し、全ての貸付債権の回収業務その他の業務を委託しています。かかる業務委託においては、公庫は貸付にかかる返済元利金及び繰上償還に係る補償金(以下「返済元利金等」といいます。)を収納するにあたり、受託者である金融機関に返済元利金等を払い込む地方公共団体等の名称、返済元利金等の払込期日及び返済元利金等の額を通知し、当該金融機関をして当該地方公共団体等に対する払込を求める旨の連絡、返済元利金等の受領、領収書の交付、返済元利金等の公庫指定の銀行の預金口座への送金、公庫に対する収納済通知書の送付等を委託しています。

公庫の指定する金融機関一覧表

(平成16年7月31日現在)

都市銀行	みずほ銀行、東京三菱銀行、りそな銀行、UFJ銀行、三井住友銀行、埼玉りそな銀行
地方銀行	北海道銀行、青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、山形銀行、東邦銀行、常陽銀行、関東つくば銀行、足利銀行、群馬銀行、武蔵野銀行、千葉銀行、千葉興業銀行、東京都民銀行、横浜銀行、第四銀行、北越銀行、山梨中央銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山銀行、北國銀行、福井銀行、大垣共立銀行、十六銀行、静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、三重銀行、百五銀行、滋賀銀行、京都銀行、近畿大阪銀行、泉州銀行、池田銀行、南都銀行、紀陽銀行、但馬銀行、鳥取銀行、山陰合同銀行、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行、福岡銀行、筑邦銀行、西日本銀行、佐賀銀行、十八銀行、親和銀行、肥後銀行、大分銀行、宮崎銀行、鹿児島銀行、琉球銀行、沖縄銀行
第二地方銀行	北洋銀行、札幌銀行、北日本銀行、仙台銀行、大東銀行、東和銀行、南日本銀行、京葉銀行、大光銀行、長野銀行、富山第一銀行、静岡中央銀行、名古屋銀行、中京銀行、第三銀行、びわこ銀行、みなと銀行、トマト銀行、もみじ銀行、愛媛銀行、高知銀行、徳島銀行、福岡シティ銀行、沖縄海邦銀行

(ハ) 公庫の財務

(a) 経理の特徴

① 会計処理基準

公庫の会計処理は公営公庫法、公庫の予算及び決算に関する法律、関連政省令及び告示、並びに特殊法人等会計処理基準に基づいて行っており、公庫の財務諸表は、証券取引法第193条の2に規定される監査証明は受けておりません。公庫は後述の行政コスト計算書作成にあたり、民間の金融機関の会計処理基準に準拠した平成15年度の財務諸表を作成しましたが、現行の会計処理基準との相違は以下のとおりです。

(参考)

民間(行政コスト計算財務書類)の会計処理との主な比較

区 分	現 行 ベ ー ス	民間(行政コスト計算財務書類)ベース
① 退職給付引当金	未計上	「退職給付に係る会計基準」に準拠。
② 貸倒引当金	未計上(貸付相手方が地方公共団体等により、貸倒れの危険性がないため。)	金融庁の検査マニュアルに定める基準に従い計上。(マニュアルでは、国及び地方公共団体に対する債権は、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとされており、その結果、期末における残高はない。)
③ 賞与引当金	未計上	翌年度に支給する賞与で当期勤務対応分の引当金を計上。
④ 債券借換損失引当金及び利差補てん引当金(その他の引当金)	公営公庫法施行令の規定に基づき、借換損失引当金について当該年度末貸付金残高の100/1000の範囲内で計上し、利差補てん引当金については、公営公庫法施行規則第2条及び附則第2条で定めるところにより計上。	その他の引当金は、将来の支出の増加又は収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に限定。
⑤ ソフトウェア(無形固定資産)	未計上	将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合には、取得に要した費用相当額を無形固定資産として計上。
⑥ 有価証券	取得価額にて計上	「金融商品に係る会計基準」に準拠し、保有目的をその他有価証券に分類の上、時価にて計上(評価差額は洗い替え方式に基づき、資本の部に計上)。
⑦ 債券発行差金(繰延資産)	「公庫の国庫納付金に関する政令」の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当年度発生分を一括償却。	債券の償還期限までの期間内で償却。

② 財務諸表及び決算報告書の作成

公庫は、毎事業年度の決算を翌年度5月31日までに完結させ、毎事業年度ごとに財務諸表及び決算報告書を作成します。財務諸表については、監事の意見を付して決算完結後1か月以内に主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受け、また、決算報告書については、監事の意見を付して財務諸表の承認後遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出します。その後、財務諸表及び決算報告書は、事務所

に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、財務諸表については、遅滞なく官報に公告されます。さらに、財務諸表及び決算報告書は内閣に送付された後、11月30日までに会計検査院に送付され、決算報告書については会計検査院の検査を経た上、いずれも国会に提出されます(公営公庫法第28条、公庫の予算及び決算に関する法律第17条乃至第21条)。

(b) 資金調達概要

① 公営企業債券の発行

i 公営企業債券の発行

公営公庫法第 23 条に基づき、公庫は主務大臣の認可を受けて公営企業債券を発行することができます。公庫による貸付の原資は、主としてかかる公営企業債券の発行により調達しています。

ii 公営企業債券の最近の発行実績と平成 16 年度発行計画額 (額面)

(単位：百万円)

区 分	平成 14 年度			平成 15 年度			平成 16 年度
	当期 発行高	当期 償還高	当期末 残高	当期 発行高	当期 償還高	当期末 残高	発行計画額
政府保証国内債	1,108,390	1,139,150	16,712,160	1,395,900	1,769,640	16,338,421	1,253,133
政府保証外債	70,000	57,218	907,642	130,000	128,561	909,081	130,000
財投機関債	220,000	—	320,000	300,000	—	620,000	400,000
縁 故 債	240,000	511,996	4,866,140	482,000	601,550	4,746,589	490,000
合 計	1,638,390	1,708,364	22,805,942	2,307,900	2,499,751	22,614,091	2,273,133

公庫では「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価にさらされることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める。」という財政投融资制度改革の趣旨(注)を踏まえ、公庫自身の信用力に依拠した資金調達を行うべく、平成15年度には3,000億円を発行しました。なお、平成16年度の発行計画額は、4,000億円となっています。

(注)財政投融资制度については平成 13 年 4 月 1 日に、従来の郵便貯金・年金積立金の全額が資金運用部に預託される制度から、特殊法人等の施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへと抜本的な転換を図り、これにより、財政投融资制度の市場原理との調和が図られるとともに、特殊法人等の経営の効率化の促進にも寄与することを基本的考え方とする旨の制度改革が実施されました。

② 金融機関からの短期借入れ

公営公庫法第30条により、公庫は、資金繰りのため必要があるときは、債券の発行の予算で定める限度額から既に発行している債券の額を差し引いた金額(当該金額が公営公庫法第22条の規定により定めた短期借入金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額とします。)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入れをすることができるものとされています。かかる短期借入金は、当該短期借入れをした事業年度内に償還しなければなりません。また、公庫は、かかる短期借入れのほか、資金の借入れを行ってはならないものとされています。なお、平成15年度における短期借入れの実績は延べ1回60億円となっています。

③ 公営企業健全化基金の受け入れ

公庫は、地方財政法第32条の2の定めるところにより、昭和45年度以降、公営企業等に対する貸付利率を下げるため、地方公共団体が行う公営競技(競馬、競輪、オートレース、競艇)の収益金の一部を受け入れており、かかる納付金を受けたときは公営公庫法第28条の2第1項に定めるところにより設置する公営企業健全化基金に充てなければならないものとされ、その運用益等を貸付利率の引き下げの財源としています。

なお、公営企業健全化基金の平成11年度から平成15年度までの残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

年度 (平成)	期首基金残高 (A)	公営競技納付金 (B)	基金取崩額 (C)	期末基金残高 (A)+(B)-(C)
11	794,366	26,379	—	820,745
12	820,745	22,407	—	843,152
13	843,152	12,340	7,963	847,528
14	847,528	14,920	6,609	855,838
15	855,838	10,868	6,100	860,607

(注) 期首基金残高+公営競技納付金-基金取崩額と期末基金残高とが四捨五入により一致しないことがあります。

④ 国庫補給金の受け入れ

前記(イ)(d)③をご参照ください。

(二) 財政投融资事業に関する政策コスト分析について

(a) 財政投融资事業に関する政策コスト分析の概要

政策コスト分析とは財政投融资を活用している事業の実施に伴い、国(一般会計等)から将来にわたって投入される補助金等の額を財政融資対象の全特殊法人等が試算したものです。

分析に当たっては、将来にわたる補助金等を現在の価値として評価した総額(割引現在価値額)を、一定の仮定を置いて試算しています。例えば、融資機関については、平成16年度以降新規融資を行わない、また、事業実施機関については、現在、実施・継続中の事業及び平成16年度以降の新規着手が既に予定されている事業を対象とする等の仮定を置いています。

政策コスト分析は、事業の実施による将来の国民負担がどの程度となるかを明らかにし、財政投融资の透明性を高めるとの観点から、平成11年度より取り組まれており、平成16年度は財政融資対象の全特殊法人等28機関が行い、財政制度等審議会財政投融资分科会の審議を経て、平成16年6月29日に公表されました。

(b) 公庫の平成 16 年度政策コスト分析結果(平成 16 年 6 月 29 日公表)

1. 国からの補給金等	—
2. 国からの出資金等の機会費用分	79 億円
1～2 小計	79 億円
3. 国への資金移転	—
1～3 合計＝政策コスト	79 億円

(試算の概要)

- ① 公庫が行う事業のうち、受託貸付を除く全事業を試算の対象としています。
- ② 既往の貸付残高 24 兆 8,776 億円(平成 15 年度末予定額)に加え、平成 16 年度地方債計画等に基づく貸付計画に従い、平成 16 年度 1 兆 7,652 億円、平成 17 年度 1 兆 618 億円の貸付を実行し、これ以降については新規の貸付けを行わない前提で試算しています。
- ③ 分析期間は、既往の貸付金に加え、平成 16 年度地方債計画等に基づく貸付金が全て回収されるまでの 30 年間となっています。
- ④ 資金収支の不足額について、公営企業債券を発行することにより資金調達しています。
- ⑤ 国からの補給金については見込んでいません。また、国の出資金については新たな出資を見込んでいません(平成 15 年度末現在 166 億円)。
- ⑥ 以上のような考え方の下に、設定された前提条件に従って、当該事業の遂行に必要な政策コストを算出しました。

(ホ) 特殊法人等に係る行政コスト計算財務書類の作成について

平成 13 年 6 月 19 日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の報告書「民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」において「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が示され、公庫及びその他の特殊法人等は説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類として、行政コスト計算財務書類を作成・公表することとなりました。

公庫は、平成 15 年度の行政コスト計算財務書類を平成 16 年 7 月 30 日に公表しました。公庫の行政コスト計算財務書類の概要等は、公庫の開設するホームページに掲載するとともに、公庫の事務所に備え置き公表しています。行政コスト計算財務書類については本発行情報概要書 77 ページ以降に記載しています。

(a) 行政コスト計算財務書類の体系は以下のとおりです。

行政コスト計算書

添付書類

- ① 民間企業仮定貸借対照表
- ② 民間企業仮定損益計算書
- ③ キャッシュ・フロー計算書
- ④ 民間企業仮定利益金処分計算書(又は、民間企業仮定損失金処理計算書)
- ⑤ 附属明細書

(b) 行政コスト計算書作成の趣旨

行政コスト計算書とは、特殊法人等について、説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰することになるコストを集約表示する書類とされています。

行政コスト計算書は各特殊法人等の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した財務書類(民間企業仮定財務諸表)に基づいて作成されます。

行政コストでは国民負担を明確にするため、通常企業単体のコストとして認識されない政府出資金や国有財産の無償使用等に係わる機会費用を加算して算出されます。

(c) 公庫の行政コスト計算書の特徴

公庫の行政コスト計算書の主要な特徴は、①貸倒引当金残高がないこと、②金利変動積立金を計上していること、③利差補てん積立金を計上していること、④現行の財務諸表と異なり、債券借換損失引当金繰入及び利差補てん引当金繰入に相当する額等が利益として計上される結果となっていることです。

債券借換損失引当金繰入及び利差補てん引当金繰入を損失として計上しなかったこと等による結果、業務費用と機会費用を合計した公庫の行政コストは、▲306,181百万円とマイナスとなっています。

(ハ) 特殊法人等改革、政策金融改革について

特殊法人等改革につきましては、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」において、すべての特殊法人等の事業及び組織の全般について、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本的見直しを行い、平成13年度中に、各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置を定める「特殊法人等整理合理化計画」を策定し、さらに、同計画を実施するため、可能な限り速やかに、遅くとも平成17年度末までの「集中改革期間」内に、法制上の措置その他の必要な措置を講ずることとされました。また、平成13年6月22日には特殊法人等の集中的かつ抜本的な改革を推進するための「特殊法人等改革基本法」が施行されました。

具体的な取組みといたしましては、行政改革大綱で示された、各特殊法人等の個々の事業についての見直し結果を踏まえ、特殊法人等の組織形態について、廃止、民営化、あるいは独立行政法人などの組織形態への見直しを行う、との方針に沿って、内閣官房に設置された行政改革推進事務局(平成13年1月6日発足)より、18の事業類型ごとの論点整理として平成13年4月3日に「特殊法人等の事業見直しの論点整理」が公表され、さらに、行政改革推進事務局は、この事業類型別論点を踏まえて各法人を所管する省庁からヒアリングを行い、平成13年6月22日に事業見直しの方向性と、検討の対象となり得る特殊法人等の事業を掲載した「特殊法人等の事業見直しの中間とりまとめ」を公表しました。

公庫につきましては、この中間とりまとめにおいては、個別の事業を特定しての指摘はなく、融資を行う全法人等として以下の指摘がなされています。

- ・貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、先般策定された「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に従って適切に対応する。
- ・金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にすることを検討する。
- ・政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示することを検討する。

その後、行政改革推進事務局では、行政改革大綱の事業見直し基準及び「特殊法人等の事業見直しの中間とりまとめ」の類型別事業見直しの方向性を、全ての特殊法人等の個別の事業に当てはめる作業を行い、その結果が平成13年8月10日に「特殊法人等の個別事業見直しの考え方」として公表されました。その際、各省庁の各特殊法人等に係る政策推進及び監督官庁の立場からの意見も併せて公表されました。

この中で公庫については以下のとおりとされています。

事務局案	所管省庁（総務省）の意見
<p>【地方債資金の融通業務】</p> <p>○政府保証など国の関与を外し、関連する地方公共団体が共同で行う業務とする。</p> <p>○普通会計分や、財政規模が大きな団体を貸付対象から除外し、貸付規模を縮減するとともに、分野を限定すべく、交通事業等を特利対象から除外する。</p> <p>また、資産担保債券による財投機関債の発行の拡充など貸付債権の証券化を促進するとともに、政策目標を明らかにした上で、政策評価を適正に実施し、評価の結果を事業に反映させる。</p> <p>【公営企業健全化基金】</p> <p>○基金の有効活用を図り、地方財政を支援するため、運用益のみでなく、元本分も金利低減の財源として活用することを検討する。</p>	<p>○上下水道等公営企業が、公共料金の抑制に努めつつ計画的に経営を継続していくためには長期低利の資金が必要である。国の財政支出を伴うことなく低利の資金を供給するとともに、市場から10年で調達した資金を長期（平均25年）の資金に切替えて貸付を行うためには、政府保証及び国の信用を背景とした高い信用創造機能が必要である。</p> <p>○交通事業を含め公営企業は料金収入を基本とした独立採算原則により経営されており、公共料金の抑制という観点から団体の財政規模や事業分野に関わらず長期低利の資金が必要である。なお、普通会計分については、必要な長期低利の公的資金を確保する観点から事業を限って貸付対象としている。財投機関債は、今後市場の状況を踏まえつつ一層の活用を図っていききたい。政策評価は適正な実施に向けて検討を進めていききたい。</p> <p>○基金は公営競技施行団体が収益均てん化のため拠出したものであるが、貸付原資に活用され、さらにその償還利子を利率引下げの財源としている。長期的な観点から、低利の資金を供給していくため、基金の元本は確保しつつ、その有効な活用に努めたい。</p>

また、行政改革推進事務局では、特殊法人等の廃止・民営化についての所管府省の見解に関する調査を行い、その結果を平成13年9月4日に「特殊法人等の廃止又は民営化に関する各府省の報告」として公表しました。

公庫に関する総務省の見解は以下のとおりです。

<p>廃止の可否</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><u>ポイント</u></p> <p>公営企業金融公庫は、国の財政支出なしに、長期低利の資金を供給し、公共料金の抑制、地方財政の負担の軽減に寄与</p> <p>廃止すれば、国の財政支出が減少しないにもかかわらず、公共料金の上昇や地方財政が悪化</p> </div> <p>(事業を純粹に廃止できない理由)</p> <p>①上下水道等の公営企業が、公共料金の抑制を図りつつ、計画的に経営していくためには、長期低利の資金が不可欠である。公営企業金融公庫は、地方公共団体のニーズに応じて、政府保証及び国の信用を背景とした信用創造機能により、市場から10年で調達した低利な資金をより長期の資金に切り替えて、公営企業等に供給しているところである。また、地方公共団体の必要な資金をまとめて調達することにより、債券の発行額の大型化が可能となり、調達コストの低減に寄与している。</p> <p>②公庫は、スリムな組織により効率的な運営を行っており、国庫補給金についても平成13年度に廃止したほか、財政融資資金の借入れもなく、国の財政支出がゼロとなっており、将来とも国の財政支出を受ける予定はない。政府保証については、貸付対象が地方公共団体であることから貸し倒れがなく、貸付債権が不良債権化することがないので、将来においても国の財政負担が生じるおそれもないところである。</p> <p>③一方、公庫の業務を廃止するとすれば、地方公共団体の資金調達コストは相当増加せざるを得ないと見込まれ、公共料金の上昇による住民負担の増加、地方財政の悪化をもたらす要因となる。こうした公共料金の上昇等に対しては別途、財政措置を講ずる必要が生ずるが、低利資金を調達すれば済むことに対し余計な手間や財政負担をもたらすものであり、行政簡素化・効率化の観点からも合理的とはいえない。</p> <p>④公庫は地方公共団体に対し資金供給のみを行う機関であり、事業の実施に係る判断を行う機関ではないため、公庫の存在が地方公共団体のモラルハザードを招来するといった関係にはなく、特殊法人の見直しの目的に照らしてみても、事業の廃止や運営主体の移管等を行う必要はないものと考えている。</p> <p>(事業を他の運営主体に移管して特殊法人等を廃止することができない理由)</p> <p>①地方公共団体が個々に直接市場から長期低利の資金を調達するには限界があること、②地方債資金は大量の資金を必要とすることから、地方債の資金量を調整するとともに相応の公的資金を確保することは、国の役割として位置付けられ</p>
--------------	---

	<p>るべきものであり、現に財政投融资計画や地方債計画を通じて、国として公的資金を確保する仕組みがとられている。公庫資金は、このような公的資金を構成するものとして位置付けられ、財政融資資金とともに重要な役割を果たしているところである。</p> <p>このように、公庫の業務は、国として果たすべき役割の一翼を担っているものであり、地方公共団体への貸付を取扱っていることをもって単純に地方の業務と考えるべきものではない。</p> <p>また、仮に個々の地方公共団体が調達するとすれば、地方の資金調達コストが著しく増嵩するほか、長期の資金が調達できない地方公共団体が生ずることとなる。また、地方公共団体共同の業務として仕組むこととすれば、低利の資金の円滑な調達のため政府保証に代わる仕組みが必要となるが、例えば3,200余の団体が連帯して22兆円に上る債務保証のためそれぞれの地方公共団体が議会の議決を行うというようなことにすれば、そのための事務が極めて増大するなど現実的でなく、国、地方を通じた行政改革の理念・特殊法人見直しの趣旨にそぐわないものである。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>公庫は、政府保証及び国の信用を背景とした高い信用創造機能により、公営企業が公共料金の抑制に努めつつ、経営を継続していく上で必要な長期低利の資金を供給しているところであり、こうしたスキームは今後とも必要であるが、業務の運営については、市場の動向等を踏まえ、財投機関債の拡大を図るなど、より一層効率化に努めていく必要がある。</p>

その後、行政改革推進事務局においては、この報告の内容について各府省からヒアリング等を行い、未だ検討中であるが、組織見直しについて現時点における一定の方向性を示すこととし、平成13年10月5日に「特殊法人等の組織見直しに関する各府省の報告に対する意見」を公表しました。

公庫については、以下のとおりです。

法人名	廃止・民営化の可否(その他)とその条件等	事務局の意見
公営企業金融公庫	<p>不可</p> <p>(国の財政支出が減少しない一方で、公共料金の上昇や地方財政が悪化するため。)</p>	<p>地方公共団体の事業とすること(地方公共団体が運営に責任を負う法人(地方共同法人(仮称)とすること)を含め、引き続き検討する。</p>

同「意見」によると、「この「意見」を踏まえ、引き続き各府省と議論を深めつつ、特に政策金融分野などの組織のあり方について、更に積極的に検討を進めるとともに、その他の法人の組織についても徹底した見直しを行う。その過程においては、各法人の事業について引き続き見直し作業を進め、平成14年度予算の概算要求についても大胆な削減を目指すとともに、できる限り早期に、具体的な組織改革の手法について、必要に応じその類型、運営等の在り方を含め提示する方針である。このような個別事業の見直しや組織改革の検討等を踏まえて、年内に「特殊法人等整理合理化計画」を策定することとするが、その過程においては、特殊法人等改革推進本部を中心として、各方面から寄せられるご意見を踏まえつつ、また関係者等による様々な調

整を経ながら、より抜本的かつ的確な改革を目指し計画策定を進めて参りたい。」とされています。

その結果、「特殊法人等整理合理化計画」が平成13年12月19日に閣議決定され、公庫については、事業について講ずべき措置として、

○貸付分野の縮減を図り、地方債計画の規模に対応しつつ貸付規模の縮減を図る。さらに、今後、国と地方の役割分担等のあり方の検討の結果を踏まえ、業務の見直しを行う。

○財投機関債の発行を拡充し、政府保証のシェアを縮減するとともに、政府出資を縮減する。また、政策目標を明らかにした上で、政策評価を適正に実施し、評価の結果を事業に反映させる。

とされました。当該指摘事項についての公庫に関する検討状況は下表のとおりとなっています。

指摘事項	指摘事項についての検討状況																																																				
【地方債資金の融通業務】																																																					
○貸付分野の縮減を図り、地方債計画の規模に対応しつつ貸付規模の縮減を図る。さらに、今後、国と地方の役割分担等のあり方の検討の結果を踏まえ、業務の見直しを行う。	●貸付分野の縮減(15年度以降の予算で措置) 次の事業については公庫資金の貸付を行わない(ただし、継続部分については一定の経過措置を講じる) ・地域開発事業(臨海土地造成、内陸工業用地造成、流通業務団地造成、住宅用地造成、事務所・店舗等用地造成、土地区画整理事業としての宅地造成) ・市街地再開発事業 ・土地開発公社の地域開発事業																																																				
	●貸付規模の縮減(14年度以降の予算で措置) [貸付計画額] ⑬1兆9,777億円→⑭1兆9,529億円(▲1.3%)→⑮1兆7,536億円(▲10.2%) →⑯1兆7,652億円(0.7%) [地方債計画額]																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>増減率</th> <th>16年度</th> <th>増減率</th> </tr> <tr> <td></td> <td>億円</td> <td>億円</td> <td>%</td> <td>億円</td> <td>%</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府資金</td> <td>76,000</td> <td>76,900</td> <td>1.2</td> <td>56,000</td> <td>▲27.2</td> </tr> <tr> <td>公営公庫</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資金</td> <td>19,000</td> <td>17,800</td> <td>▲6.3</td> <td>16,140</td> <td>▲9.3</td> </tr> <tr> <td>民間等</td> <td>70,239</td> <td>90,145</td> <td>28.3</td> <td>102,703</td> <td>13.9</td> </tr> <tr> <td>資金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>165,239</td> <td>184,845</td> <td>11.9</td> <td>174,843</td> <td>▲5.4</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	14年度	15年度	増減率	16年度	増減率		億円	億円	%	億円	%	政府資金	76,000	76,900	1.2	56,000	▲27.2	公営公庫						資金	19,000	17,800	▲6.3	16,140	▲9.3	民間等	70,239	90,145	28.3	102,703	13.9	資金						合 計	165,239	184,845	11.9	174,843
区 分	14年度	15年度	増減率	16年度	増減率																																																
	億円	億円	%	億円	%																																																
政府資金	76,000	76,900	1.2	56,000	▲27.2																																																
公営公庫																																																					
資金	19,000	17,800	▲6.3	16,140	▲9.3																																																
民間等	70,239	90,145	28.3	102,703	13.9																																																
資金																																																					
合 計	165,239	184,845	11.9	174,843	▲5.4																																																
○財投機関債の発行を拡充し、政府保証のシェアを縮減するとともに、政府出資を縮減する。また、政策目標を明らかにした上で、政策評価を適正に実施し、評価の結果を事業に反映させる。	●財投機関債の発行の拡充(14年度以降の予算で措置) ⑬1,000億円 → ⑭2,200億円 → ⑮3,000億円 →⑯4,000億円																																																				
	●政府保証債のシェアの縮減(14年度以降の予算で措置)																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府保証債発行額</td> <td>16,770億円</td> <td>15,320億円</td> <td>15,310億円</td> <td>13,800億円</td> <td>▲1,510億円</td> </tr> <tr> <td>シェア</td> <td>76.0%</td> <td>72.2%</td> <td>65.3%</td> <td>60.8%</td> <td>▲4.5ポイント</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	増減	政府保証債発行額	16,770億円	15,320億円	15,310億円	13,800億円	▲1,510億円	シェア	76.0%	72.2%	65.3%	60.8%	▲4.5ポイント																													
区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	増減																																																
政府保証債発行額	16,770億円	15,320億円	15,310億円	13,800億円	▲1,510億円																																																
シェア	76.0%	72.2%	65.3%	60.8%	▲4.5ポイント																																																
●政策評価の実施 ⑭政策評価の試行 ⑮政策評価の本格実施																																																					

(注) 1. 上表中の数値は、いずれも計画額をいいます。

2. 「●政府保証債のシェアの縮減(14年度以降の予算で措置)」の表中における「シェア」とは、公営企業債券の発行計画額の合計に対する比率をいいます。

また、公庫を含めた8つの政策金融機関に関して、組織形態について講ずべき措置として、「①民業補完、②政策コスト最小化、③機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととする。このため、経済財政諮問会議において、平成14年初に検討を開始し、その検討結果を踏まえ、内閣として、経済情勢を見極めつつ、できるだけ早い時期に結論を得ることとする。」とされました。

これを受けて、平成14年12月13日の経済財政諮問会議において「政策金融改革について」が決定され、さらにこの決定を受け、平成14年12月17日には「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」が閣議決定されました。これらの内容は以下のとおりです。

平成14年12月13日
経済財政諮問会議

政策金融改革について

わが国の政策金融は諸外国に比べ規模が大きく、かつ時系列的に増大傾向にあり、このことが、金融資本市場の資源配分機能を歪めてきた。わが国にとって、金融資本市場の効率化は最重要課題であり、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出す方向での政策金融の抜本的改革が必要である。

1 改革達成に向けての道筋

現下の厳しい経済金融情勢に鑑み、民間金融機能の正常化への道筋を踏まえて、以下のとおり3段階で、政策金融改革を進める必要がある。

(1) 不良債権集中処理期間（平成16年度末まで）

金融円滑化のため、政策金融を活用する。特に、金融環境の激変、連鎖倒産のおそれ等に際しては、円滑な資金供給を確保する等、セーフティネット面での対応について、万全を期す。

民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）の着実な実行等可能な措置を実施する。

(2) 平成17年度から平成19年度まで

民間金融機関の機能回復・強化の状況を見つつ、あるべき姿に移行するための準備期間。組織の統合集約化を目指す観点に立って対象分野の厳選を進めつつ、可能な改革措置をできるだけ速やかに実施する。また、あるべき姿への移行を円滑に進めるための政府及び政策金融機関の会議を開催する。

(3) 平成20年度以降

速やかに新体制に移行する。

2 政策金融のあるべき姿の実現

(1) 対象分野の厳選

遅くとも平成19年度末までに、別添1の基準に則って、別添2に掲げる事項に留意しつつ、国として政策金融の手法を用いて真に行うべきものを厳選する。その際、各分野毎の政策的特性を踏まえて、各政策金融機関の機能を個々に精査し、業務内容により仕分けを行った上で、類似の目的を有する他の政策手段・機能も十分に考慮し、廃止・民間業務等への移行を行うものを判断する。

(2) 規模の縮減

民間金融機能が正常化することを前提に、現行政策金融機関8機関の貸出残高について、将来的に対GDP比率で半減することを目指す。

(3) 組織の見直し

(1)の見直しと合わせ政策金融機関8機関については、現行政策金融機関が有する資源にも配慮

しつつ、廃止、民営化を含めて、組織のあり方を検討し、平成19年度末までに現行の特殊法人形態は廃止する。国として必要な政策金融機能を担う後継組織については大胆に統合集約化を進める。新たな組織形態については、政策として行うことが必要な事業を確実かつ効率的に行い得るよう、特に、以下の点を満たす制度設計を行い、厳格なガバナンスを構築する。

- ① 経営責任の明確化（経営責任を曖昧にする恐れがある収支差補給金の廃止を含む。なお、必要に応じ利子補給金等により対応する。）
- ② 事業運営の効率性の向上
- ③ 民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者の任用
- ④ 組織及び事業の存続の必要性に係る情報、コストやリスクに係る情報等、情報開示の徹底
- ⑤ 第三者機関の設置の検討も含めた事前・事後の評価・監視体制の整備（具体的な効果計測指標の設定、民業補完の遵守状況の評価基準への採用、評価機関への利用者及び民間金融機関の代表者の参加を含む。）
- ⑥ 会計は、原則として企業会計原則によることとする。

(4) 政策金融の手法の革新、融資条件の適正化の徹底等

あるべき姿の実現に向けて、移行のための準備期間においても、政策金融の手法の革新、融資条件の適正化の徹底等可能な措置はできるだけ速やかに実施する。

① 政策金融の手法の革新

諸外国の民業補完の事例を参考にしつつ、間接融資、債務保証等の手段への移行、あるいは、直接貸出を行う場合でも協調融資への移行及び貸付対象要件の透明性の確保を図るなど、手法の革新を行う。

② 融資条件の適正化の徹底

民間に準拠した、リスクに見合った金利設定の導入を引き続き促進する。

貸付における固定金利期間の短期化等を通じて、運用金利と調達金利の期間差異の実質的解消による金利リスクの排除を図る。

3 留意事項

- ① 改革の過程を通じて、円滑かつ効率的な中小企業金融が確保されるよう配慮する。
- ② この改革とあわせ、市場型間接金融や直接金融の拡大など、資本市場、民間金融機能の高度化を進める。そのために、関係府省が一体となって環境整備に取り組む。
- ③ 改革の過程において政策金融を活用する場合には、市場本来の機能が最大限に発揮されるよう、適切な配慮を行う。

(別添1) 政策金融の対象分野に関する基準

構造改革の基本原則である「官から民へ」を踏まえれば、「民間にできることは民間に委ねる」ことは当然として、「長期、固定、低利」を含め民間ではできない場合であっても、そのみをもって政策金融の存在が正当化されるわけではない。

政策金融の存在意義が明確に認められるのは、政策の必要性が明らかであると同時に金融機能をもって対処することが必要な場合である。具体的には、以下の①、②の条件に共に該当する場合である。

① 公益性

政府の介入によって明らかに国民経済的な便益が向上する（社会的な便益が社会的な費用を上回るため、政策的助成により「高度な公益性」が発生する）場合

② 金融リスクの評価等の困難性

情報が乏しいこと、あるいは不確実性や危険性が著しく大きいことによって、リスクの適切な評価等が極めて困難なため、民間金融による信用供与が適切に行われない（金融機能面における「リスク評価等の困難性」ゆえに資金不足が生ずる）場合

以上二つの基準を踏まえて、政策金融の活動領域を整理すれば、以下のとおりである。

(A) ①②が共に該当する場合は、政策金融固有の活動領域である。

ただし、金融的手法であっても、直接貸出に限らず債務保証等の他の手段と比較して、どれが適切か厳密な選択が必要である。

(B) ①に該当するが、②には該当しないものについては、金融手段による政策介入の必要性は乏しいため、政策金融で行う必要はない。補助金などの他の政策手段と比較し、コスト最小化の観点から、不断に厳格な検証を行うことが必要ある。

(C) ①②のいずれにも該当しない場合は、政策的介入の必要性はない。

(D) ②に該当するが、①には該当しない場合は、政策的必要性が乏しいことから、基本的に政策金融の必要はない。むしろ、リスク負担を行う民間の貸手が登場するように、民間の金融市場の整備を図ることが重要である。

(別添2) 機関別の主要検討課題

- 1 国民生活金融公庫
 - ・特別貸付、教育貸付のあり方
 - ・長期継続的に利用している借り手の自立化推進の方策
- 2 農林漁業金融公庫
 - ・大企業をはじめとする食品産業向け融資のあり方
- 3 中小企業金融公庫
 - ・一般貸付のあり方
 - ・特別貸付制度の創設・評価のあり方
- 4 公営企業金融公庫
 - ・政府保証の必要性の有無を踏まえた財政融資との役割分担のあり方
 - ・公社貸付、一般会計事業貸付のあり方
 - ・更新投資に対する貸付のあり方
- 5 沖縄振興開発金融公庫
 - ・沖縄特利制度のあり方
 - ・特定業種向け・産業振興目的の一般的な貸付制度のあり方
- 6 国際協力銀行
 - ・輸入金融、投資金融、アンタイドローンのあり方
- 7 日本政策投資銀行
 - ・大企業向け融資のあり方
 - ・プロジェクト・ファイナンスのあり方
 - ・地域インフラ向け融資のあり方
- 8 商工組合中央金庫
 - ・メンバーズバンク業務のあり方
 - ・大企業・中堅企業向け融資のあり方

道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について

平成14年12月17日
閣議決定

道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関のあり方については、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に従い、それぞれ道路関係四公団民営化推進委員会、国土交通省、経済財政諮問会議において検討され、今般その結果がとりまとめられたところであるが、今後の対応については下記の方針によることとする。

記

1・2 (略)

3 政策金融機関

政府は、経済財政諮問会議の結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに検討を進めるとともに、民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画の着実な実行等の措置を講じる。

4. 関連会社の状況

公庫が出資を行っている法人等はありません。

5. 従業員の状況

平成 16 年度当初における役職員の定数は、役員 5 人、職員 81 人、計 86 人であり、定数外の非常勤理事が 1 人となっています。

なお、平成 16 年 7 月 21 日現在における役職員の実員数は、役員 5 人(他に非常勤理事 1 人)、職員 77 人、計 82 人(1 人)であり、職員 77 人のうち、61 人が総務省から、3 人が財務省から、1 人が国土交通省からの出向者です。

	平成 15 年度当初定数	平成 16 年度当初定数	平成 16 年 7 月 21 日現在の 実員数
役員	5 人(1 人)	5 人(1 人)	5 人(1 人)
職員	81 人	81 人	77 人
計	86 人(1 人)	86 人(1 人)	82 人(1 人)

(注) (1 人)は、非常勤理事で定数外であり、外書きとしています。

第 2 事業の状況

1. 業績等の概要

公庫は地方債計画等に基づき、地方公共団体、地方道路公社及び土地開発公社のみに資金を供給しています。

(イ) 地方債計画の状況

平成 11 年度以降の地方債計画の状況は以下のとおりです。

地方債計画の推移

(単位：億円)

年度 (平成)	地方債 計画総額	内 訳			対前年度比 (%)			構 成 比 (%)			
		政府資金	公庫資金	民間資金	総 額	政 府	公 庫	民 間	政 府	公 庫	民 間
11	187,930	87,400	20,466	80,064	△14.6	△14.7	△10.5	△15.5	46.5	10.9	42.6
12	173,197	81,800	20,650	70,747	△ 7.8	△ 6.4	0.9	△11.6	47.2	11.9	40.9
13	179,507	81,100	19,600	78,807	3.6	△ 0.9	△ 5.1	11.4	45.2	10.9	43.9
14	179,337	76,000	19,000	84,337	△ 0.1	△ 6.3	△ 3.1	7.0	42.3	10.6	47.0
15	184,845	76,900	17,800	90,145	3.1	1.2	△ 6.3	6.9	41.6	9.6	48.8
16 (当初)	179,887	75,200	16,900	87,787	△2.7	△2.2	△5.1	△2.6	41.8	9.4	48.8

(注) 地方債計画総額は、平成 11 年度から平成 15 年度までは最終計画分であり、平成 16 年度は当初計画分です。

(ロ) 貸付の状況

(a) 一般貸付及び公社貸付

平成 15 年度は貸付計画額 1 兆 7,536 億円に対し、貸付実績額は 1 兆 7,111 億円となり、計画額と比べて 425 億円の減となりました。この計画と実績の差は、地方公共団体からの借入申込が出納整理期間や事業繰越によって年度を超えたことなどによって生じたものです。

また、平成 15 年度貸付実績額のうち 94.4%(1 兆 6,153 億円)が特別利率(臨時特別利率を含む)による貸付です。

貸付総額 1 兆 7,111 億 35 百万円を貸付団体別にみますと、市(市が設立した公社を含む。以下各団体について同じ。)が 1 兆 52 億 74 百万円(4,898 件)で最も多く、全体の約 6 割を占めています。次いで、都道府県が約 2 割の 3,470 億 16 百万円(727 件)、残り 3,588 億 44 百万円(8,309 件)が町村及び企業団・組合等となっています。

平成 15 年度事業別貸付状況

	政令規定事業名	事業名	貸付計画額	貸付額	対前年度比	構成比	貸付件数
			百万円	百万円	%	%	件
公 営 企 業 債	水 道	○ 上 水 道	231,500	213,966	△ 1.3	12.5	1,971
		○ 簡 易 水 道	22,400	21,573	8.5	1.3	980
	工 業 用 水 道	○ 工 業 用 水 道	15,600	13,309	△ 7.6	0.8	97
	交 通	○ 交 通	134,700	147,138	△ 1.2	8.5	100
	電 気	○ 電 気	9,500	2,720	△ 7.8	0.1	21
	ガ ス	○ ガ ス		2,551	△ 39.2	0.1	28
	港 湾 整 備	港 湾 整 備	15,000	13,134	△ 7.0	0.8	81
	病 院	○ 病 院	119,300	108,180	△ 10.3	6.3	406
	介 護 サ ー ビ ス	○ 介 護 サ ー ビ ス	6,700	6,459	73.2	0.4	58
	市 場	○ 市 場	7,100	3,705	△ 60.8	0.2	31
	と 畜 場	○ と 畜 場	1,300	1,086	△ 72.1	0.1	7
	観 光 施 設	観 光 施 設	4,500	2,470	95.9	0.1	12
	有 料 道 路	○ 有 料 道 路	4,200	-	-	-	-
	駐 車 場	○ 駐 車 場		1,960	△ 63.4	0.1	10
地 域 開 発 (注 1)	地 域 開 発	10,000	11,303	△ 4.2	0.7	22	
下 水 道	○ 下 水 道	605,400	625,803	1.2	36.6	6,962	
		(小 計)	1,187,200	1,175,357	△ 1.7	68.6	10,786
一 般 会 計 債	公 営 住 宅	○ 公 営 住 宅	50,200	46,076	△ 5.5	2.7	345
	臨 時 地 方 道 整 備	○ 臨 時 地 方 道 整 備	398,100	375,855	△ 0.9	22.0	1,774
	臨 時 河 川 等 整 備	○ 臨 時 河 川 等 整 備	21,700	20,404	16.9	1.2	152
	臨 時 高 等 学 校 整 備	○ 臨 時 高 等 学 校 整 備	7,900	7,158	21.0	0.4	10
		(小 計)	477,900	449,492	△ 0.4	26.3	2,281
		借 換 債 (注 2)	70,000	70,000	0.0	4.1	845
地 方 道 路 公 社		○ 有 料 道 路		16,286	4.5	1.0	22
土 地 開 発 公 社		港 湾 整 備 (埋 立) 地 域 開 発	18,500	-	-	-	-
総 計			1,753,600	1,711,135	△ 1.3	100	13,934

(注)1. 地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業。

2. 借換債については、上記事業のうち、上水道事業、工業用水道事業、交通事業、下水道事業が該当します。

3. ○印は、特別利率(臨時特別利率を含む)適用事業です。

4. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

団体別貸付実績

区 分	平 成 14 年 度			平 成 15 年 度		
	件 数	金 額	構 成 比	件 数	金 額	構 成 比
都 道 府 県	774	336,838	19.4	727	347,017	20.3
市	4,997	1,033,960	59.7	4,898	1,005,274	58.7
町 村	7,794	294,823	17.0	7,931	309,829	18.1
企業団・組合等	383	67,341	3.9	378	49,015	2.9
計	13,948	1,732,962	100.0	13,934	1,711,135	100.0

- (注) 1. 公社貸付を含み、設立団体により区分して計上しています。
2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(b) 受託貸付

農林漁業金融公庫から委託を受けて行っている公有林整備事業及び草地開発事業に対する貸付状況は、総額で278億88百万円で前年度に比べて3.8%の減となっています。

この内訳は、公有林整備事業が270億59百万円(対前年度比3.0%減)、草地開発事業が8億29百万円(対前年度比25.1%減)となっています。

平成15年度公有林整備事業等団体別貸付状況

区 分	公有林整備事業		草 地 開 発 事 業		計		
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構 成 比
都 道 府 県	247	10,466	1	33	248	10,499	37.6
市	384	5,815	8	153	392	5,968	21.4
町 村	1,135	10,778	27	593	1,162	11,371	40.8
組 合 等	0	0	1	50	1	50	0.2
計	1,766	27,059	37	829	1,803	27,888	100.0

- (注) 1. 公有林整備事業には、施業転換資金を含みます。
2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(ハ) 元利金回収の状況

貸付金及び利息の回収は、半年賦元利均等償還(交通事業の地下鉄事業特例債については半年賦元金均等償還、地域開発事業の臨海土地造成、内陸工業用地等造成に係るものについては満期一括償還)の方法により行われています。償還日は原則として毎年度9月20日及び3月20日です。

平成15年度における一般長期貸付及び公社貸付に係る回収金に関しては、定期分として元金1兆2,705億81百万円、利息8,615億11百万円、許可前貸付分として利息50百万円をそれぞれ回収しました。また、これらのほかに元金762億円及び利息18億59百万円の繰上償還がありました。

平成15年度貸付金回収状況

区 分	元 金		利 息	
	件 数	金 額	件 数	金 額
長 期 貸 付 定 期 償 還	295,344	1,270,581	428,737	861,511
長 期 貸 付 繰 上 償 還	1,043	76,200	1,042	1,859
許 可 前 貸 付	-	-	18	0
短 期 貸 付 償 還	-	-	-	-

平成 15 年度における受託貸付に係る回収金は、公有林整備事業で元金 353 億 25 百万円、利息 128 億 54 百万円(うち繰上償還分元金 225 億 15 百万円、利息 3 億 78 百万円)を、草地開発事業で元金 21 億 68 百万円、利息 13 億 75 百万円(うち繰上償還分元金 37 百万円、利息 1 百万円)となっています。

(二) 貸付金残高の状況

平成 15 年度末の貸付金残高は 213,626 件、24 兆 8,884 億 35 百万円(うち公社貸付は 815 件、2,383 億 39 百万円)となっています。

貸付残高が多い事業としては、下水道事業が 9 兆 5,910 億 75 百万円、臨時地方道整備事業が 5 兆 4,100 億 73 百万円、上水道事業が 5 兆 797 億 2 百万円、交通事業が 1 兆 5,887 億 67 百万円、公営住宅事業が 8,898 億 5 百万円となっており、これらの 5 事業で全体の 90.6%を占めています。

平成 15 年度事業別長期貸付残高

政令規定事業名	事業名	件数	金額	構成比	
		件	百万円	%	
水 道	上水道	50,190	5,079,702	20.4	
	簡易水道	1,885	50,789	0.2	
工業用水道	工業用水道	3,096	398,818	1.6	
交通	交通	1,032	1,588,767	6.4	
電気	電気	1,086	120,518	0.5	
ガス	ガス	480	88,376	0.4	
港湾整備	港湾整備	1,170	129,924	0.5	
病院	病院	1,185	326,767	1.3	
介護サービス	介護	132	10,250	0.1	
市場	市場	488	124,200	0.5	
と畜場	と畜場	30	6,353	0.0	
観光施設	観光	146	27,892	0.1	
有料道路	有料道路	9	1,783	0.0	
駐車場	駐車場	589	154,390	0.6	
	地域開発(注1)	臨海	148	121,901	0.5
		内陸	78	33,264	0.1
		流通	4	142	0.0
		土地区画	11	5,922	0.0
		住宅用地	2	126	0.0
公共下水道及び流域下水道	下水道	106,690	9,591,075	38.5	
市街地再開発	市街地	7	2,319	0.0	
公営住宅	公営住宅	5,958	889,805	3.6	
産業廃棄物処理	産業廃棄物	4	1,107	0.0	
臨時地方道整備	臨時地方道整備	33,043	5,410,073	21.7	
臨時河川等整備	臨時河川等整備	4,665	367,398	1.5	
臨時高等学校整備	臨時高等学校整備	683	118,438	0.5	
	(公) 道路	812	237,839	1.0	
	(社) 土地	3	500	0.0	
計		213,626	24,888,435	100.0	

(注)1. 地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業。

2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

また、受託貸付の残高は、公有林整備事業が 30,984 件、3,807 億 6 百万円、草地開発事業が 2,459 件、339 億 8 百万円の合わせて 33,443 件、4,146 億 15 百万円となっています。

平成 15 年度末の都道府県別貸付残高については以下のとおりです。

(単位：件、百万円)

都道府県	都道府県		市		町 村		企 業 団 等		道 路 公 社		土 地 開 発 公 社		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	282	183,699	4,727	999,342	7,926	273,799	276	29,094					13,211	1,485,934
青 森	219	70,711	1,186	209,639	1,808	54,927	150	20,024	11	836			3,374	356,137
岩 手	227	95,041	1,974	210,008	1,354	55,426	78	12,055					3,633	372,530
宮 城	421	202,924	1,855	389,024	3,979	123,097	213	23,108	26	5,937			6,494	744,091
秋 田	291	64,184	1,399	135,712	3,785	76,158	43	2,898					5,518	278,952
山 形	336	106,203	1,880	212,773	2,130	52,773	108	3,225	11	286			4,465	375,260
福 島	335	71,196	1,528	254,446	3,699	109,967	191	32,537	3	553			5,756	468,699
茨 城	554	208,203	2,660	244,520	3,507	118,007	245	27,164	19	1,756			6,985	599,651
栃 木	242	80,257	1,739	212,459	2,013	62,491	64	7,706	23	2,904			4,081	365,817
群 馬	300	92,654	1,592	168,446	3,063	77,331	85	10,877					5,040	349,307
埼 玉	300	274,712	4,067	486,728	2,345	70,135	222	22,910	17	4,380			6,951	858,865
千 葉	546	216,442	3,509	444,427	1,402	38,508	554	92,126	21	3,760			6,032	795,264
東 京	151	239,223	2,010	261,758	186	5,647	5	578	18	4,301			2,370	511,508
神奈川	258	192,217	2,436	1,207,265	805	31,708	107	216,010	15	4,017			3,621	1,651,217
新 潟	279	77,294	3,369	355,076	4,693	139,334	313	33,295					8,654	605,000
富 山	354	92,923	1,514	164,778	1,900	71,918	107	12,203	23	2,571			3,898	344,392
石 川	205	76,092	1,442	222,254	2,018	80,687	3	414	10	2,780			3,678	382,228
福 井	285	62,633	1,279	95,779	1,444	40,449	61	1,866	4	153			3,073	200,880
山 梨	152	67,674	1,187	82,177	2,672	70,054	94	5,273	13	1,877			4,118	227,054
長 野	297	115,004	2,616	317,513	4,487	163,412	263	28,840	36	7,255			7,699	632,024
岐 阜	187	66,631	2,606	220,390	2,054	64,164	7	976	14	1,220			4,868	353,382
静 岡	373	132,213	2,374	388,887	2,265	72,248	65	26,465	30	4,014			5,107	623,828
愛 知	479	244,034	3,437	830,511	1,490	39,539	163	15,677	66	47,755			5,635	1,177,515
三 重	468	116,720	1,970	202,650	2,128	51,943	27	2,320	8	470			4,601	374,103
滋 賀	267	90,332	1,501	188,616	2,835	66,343	71	4,992	22	3,189			4,696	353,471
京 都	207	77,819	1,842	532,011	1,535	39,761	55	6,373	17	3,561			3,656	659,525
大 阪	456	239,825	4,472	1,369,300	636	22,245	34	2,880	101	47,372			5,699	1,681,622
兵 庫	402	232,115	4,062	842,559	4,680	186,692	294	89,386	128	31,185			9,566	1,381,938
奈 良	283	134,741	1,523	127,950	1,887	45,505	1	82	13	11,114			3,707	319,393
和歌山	200	40,851	882	103,549	1,157	45,925	7	1,788	10	84			2,256	192,197
鳥 取	201	37,983	633	87,174	2,075	61,695	19	545					2,928	187,397
島 根	250	66,174	1,070	144,463	1,220	56,693	121	5,478					2,661	272,809
岡 山	356	171,480	1,518	364,572	3,111	105,152	147	37,339	5	410			5,137	678,953
広 島	435	130,182	2,502	637,520	2,393	83,659	43	2,214	14	6,286	3	500	5,390	860,360
山 口	524	119,209	2,489	200,820	1,724	41,569	210	22,058	4	832			4,951	384,488
徳 島	198	43,040	389	53,302	1,248	39,515	3	262					1,838	136,119
香 川	246	56,229	1,364	93,481	1,451	39,063	6	145					3,067	188,917
愛 媛	174	50,710	1,316	183,830	1,191	31,278	207	21,198					2,888	287,016
高 知	159	42,819	765	101,711	791	29,899	3	1,916	7	780			1,725	177,125
福 岡	161	82,302	3,151	1,010,874	1,958	77,291	271	37,768	38	23,297			5,579	1,231,532
佐 賀	39	21,740	848	95,308	971	40,780	144	24,157	15	1,694			2,017	183,680
長 崎	175	38,335	1,206	186,464	1,460	45,108	11	2,052	30	4,256			2,882	276,214
熊 本	224	56,221	1,309	224,841	2,345	72,809	111	6,410	11	567			4,000	360,848
大 分	149	56,298	1,124	138,672	849	22,905	4	603	19	3,905			2,145	222,384
宮 崎	221	61,866	1,139	151,822	1,318	47,684	3	62					2,681	261,434
鹿 児 島	185	79,816	1,145	149,984	1,659	58,862	61	4,599	10	2,480			3,060	295,741
沖 縄	224	87,722	964	52,445	988	17,765	59	3,705					2,235	161,637
合 計	13,277	5,166,691	91,570	15,357,829	102,635	3,221,921	5,329	903,655	812	237,839	3	500	213,626	24,888,435

(注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付(154件、40,961百万円)を含みます。

2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(受託貸付)

(単位：件、百万円)

都道府県	公有林整備事業						草地開発事業						合計	
	都道府県分		市町村分		小計		都道府県分		市町村分		小計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	134	64,623	4,151	21,268	4,285	85,891			1,293	15,802	1,293	15,802	5,578	101,692
青森	43	3,295	714	3,150	757	6,445			288	5,520	288	5,520	1,045	11,965
岩手	127	49,577	1,317	7,874	1,444	57,452			169	2,396	169	2,396	1,613	59,847
宮城	128	4,036	979	3,389	1,107	7,425			19	131	19	131	1,126	7,557
秋田	29	914	1,766	11,249	1,795	12,163			87	760	87	760	1,882	12,923
山形	20	1,189	417	2,261	437	3,450			80	711	80	711	517	4,161
福島	31	6,876	491	1,834	522	8,710			11	83	11	83	533	8,793
茨城			30	32	30	32			8	88	8	88	38	120
栃木	29	3,339	24	38	53	3,377			25	110	25	110	78	3,487
群馬	19	374	176	344	195	718			18	89	18	89	213	807
埼玉	49	7,464	67	253	116	7,717							116	7,717
千葉	27	2,888			27	2,888			1	0	1	0	28	2,888
東京			19	40	19	40			1	1	1	1	20	41
神奈川	44	4,673			44	4,673							44	4,673
新潟	50	1,690	349	1,733	399	3,423			12	161	12	161	411	3,584
富山	41	2,169	65	187	106	2,356			32	622	32	622	138	2,978
石川	74	7,879	288	6,573	362	14,452							362	14,452
福井	77	1,208	470	3,959	547	5,167							547	5,167
山梨	51	5,729	106	346	157	6,075			1	23	1	23	158	6,098
長野	97	3,120	1,344	7,893	1,441	11,013			56	182	56	182	1,497	11,194
岐阜	64	1,125	774	3,316	838	4,440			53	1,167	53	1,167	891	5,608
静岡	49	1,602	240	966	289	2,568							289	2,568
愛知														
三重	43	1,080	365	1,316	408	2,396							408	2,396
滋賀	46	3,759	76	491	122	4,250							122	4,250
京都	83	1,234	430	3,268	513	4,502	1	41	1	28	2	69	515	4,571
大阪	71	2,184			71	2,184							71	2,184
兵庫			826	4,280	826	4,280							826	4,280
奈良	78	5,136	110	591	188	5,727	5	1,510			5	1,510	193	7,237
和歌山	34	1,195	433	1,051	467	2,246							467	2,246
鳥取	96	1,800	345	2,391	441	4,191			23	268	23	268	464	4,459
島根			1,686	9,915	1,686	9,915			70	731	70	731	1,756	10,645
岡山	66	2,268	718	3,419	784	5,687			53	402	53	402	837	6,089
広島	49	2,258	1,096	5,249	1,145	7,506			1	50	1	50	1,146	7,556
山口	8	35	1,361	7,085	1,369	7,119			24	256	24	256	1,393	7,375
徳島	44	1,485	286	672	330	2,157			4	11	4	11	334	2,169
香川	43	1,534	82	229	125	1,763							125	1,763
愛媛	70	1,592	501	1,325	571	2,917							571	2,917
高知	113	2,930	655	2,621	768	5,551			8	154	8	154	776	5,705
福岡	47	3,458	198	4,670	245	8,127			14	935	14	935	259	9,062
佐賀	33	744	173	456	206	1,200			3	3	3	3	209	1,203
長崎	65	2,901	819	3,887	884	6,788			21	722	21	722	905	7,510
熊本	46	5,999	1,090	6,091	1,136	12,090	5	131	12	69	17	200	1,153	12,290
大分	44	3,102	530	1,782	574	4,885							574	4,885
宮崎	66	3,103	981	9,135	1,047	12,239			19	143	19	143	1,066	12,382
鹿児島	73	4,326	2,035	8,185	2,108	12,511			41	609	41	609	2,149	13,120
沖縄														
合計	2,401	225,895	28,583	154,812	30,984	380,706	11	1,682	2,448	32,227	2,459	33,908	33,443	415,615

(注) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(ホ) 資金調達状況

平成 15 年度貸付額(許可前貸付を含む)1 兆 7,111 億 35 百万円の原資は、公営企業債券の発行に伴う収入等により賅いました。

平成 15 年度における公営企業債券の発行総額は、2 兆 3,079 億円(前年度 1 兆 6,383 億 90 百万円であり、その内訳は政府保証国内債 1 兆 3,959 億円、政府保証外債 1,300 億円、財投機関債 3,000 億円及び縁故債 4,820 億円となっています。

なお、平成 15 年度に公庫が発行した政府保証国内債(10 年債) 1 兆 3,959 億円は、平成 15 年度政府保証国内債(10 年債)発行総額 2 兆 6,707 億 50 百万円の 52.3%を占め、政府保証債(10 年債)の中で最も大きな割合を占めています。

政府保証外債は、資金調達手段の多様化と資金調達コストの軽減を図る観点から、昭和 58 年度から発行しているもので、平成 15 年度はグローバル・円債を 1,300 億円発行しました。

財投機関債は、財政投融资改革の趣旨を踏まえ、資金調達手段の多様化を図る観点から、平成 13 年度から発行しているもので、平成 15 年度には 3,000 億円発行しました。

縁故債は、安定的な資金の確保を図る観点から発行しているもので、平成 2 年度から地方公務員共済組合連合会が全額引き受けており、平成 15 年度は 4,820 億円発行しました。

公営企業債の平成 15 年度末発行残高は、22 兆 6,140 億 91 百万円(前年度末残高 22 兆 8,059 億 42 百万円)となっています。

(ハ) 公営競技納付金の概況

平成 15 年度における納付団体数は 213 団体で、公営競技の開催権を有する団体(299 団体)の 71%であり、その納付金額は、284 億 8,621 万円となりましたが、地方財政法施行令(昭和 23 年政令第 267 号。以下「地方財政法施行令」といいます。)に基づく施行団体からの申請による還付額を差し引いた後の納付金額は、108 億 6,776 万円と前年度の 149 億 1,994 万円に比べ 40 億 5,218 万円 の減少(27.2%減)となっています。

(参考)公営企業金融公庫業績評価(平成15年度)

公庫の業績評価は、「業績評価基準について」(平成11年12月9日付 自治企一第98号 自治省財政局長通知)に従い、公庫経営の活性化、効率化に資する視点から、業務の達成度、効率性、健全性等に関する評価を平成11年度から行っているものであり、ディスクロージャーの一層の充実を図るため、その評価結果を業務報告書において公表しています。

区分	評価項目	評価事項	単位	評価		評価
1 達成度	貸付の状況	長期貸付実績	百万円	1,711,135	%	<ul style="list-style-type: none"> 長期貸付計画と長期貸付実績の差は、地方公共団体からの借入申込が出納整理期間や事業繰越によって年度を越えたことなどによって生じたものである。 年度内の借入申込に対してはすべて年度内に貸付を行った。
		長期貸付計画	百万円	1,753,600	97.6	
		長期貸付件数実績	件	13,934	%	
		長期貸付申込件数実績	件	13,934	100.0	
		当該年度の地方公営企業に係る国の主要施策に対する公庫の実施状況				(1) 臨時特別利率制度の再編・拡充 <ul style="list-style-type: none"> 臨時特別利率制度を「地域社会基盤整備対策分」「環境・安全対策分」「福祉・対策分」「合併促進対策分」に再編・拡充し、3,718億円を貸付けた (2) 公営企業借換債の実施 <ul style="list-style-type: none"> 地方公営企業の健全化を図るため、700億円の借換えを実施した。
資金調達状況	債券発行状況	国内債発行実績	億円	21,779		<ul style="list-style-type: none"> 政府保証国内債は、1兆3,959億円を発行し、政府保証国内債(10年債)全体の52.3%を占め、引き続き市場での評価も良好で、円滑に消化された。また、非政府保証公債券(財投機関債)は、3,000億円を発行し、順調に消化された。繰故債については、4,820億円を発行し、全額地方公務員共済組合連合会引受により安定した資金調達を行った。 グローバル・円債(平成15年11月)を発行し、順調に消化された。 適切な市場での発行を行うことにより、政府保証国内債による資金調達に比べてより低廉なコストでの調達を実現した。
		うち政府保証国内債		13,959		
		非政府保証公債券(財投機関債)		3,000		
		繰故債		4,820		
		外債発行実績	億円	1,300		
		外債の発行による調達コスト低減	百万円	286		
		<算出方法>発行額(円価額)×リット(bp)×償還年限				
2 効率性	業務遂行状況	長期貸付実績	百万円	1,711,135	21,125	<ul style="list-style-type: none"> 20年前(昭和59年度)の数値を比較すると、貸付額は1.5倍の伸び、貸付残高は2.8倍の伸び、及び貸付件数は2.6倍の伸びである一方、職員定数は2名減の81名となっており、最小限の組織で効率的な運営を行っている。
		職員数(定員)	人	81	百万円/人	
		長期貸付件数	件	13,934	172	
		職員数(定員)	人	81	件/人	
		長期貸付残高	百万円	24,888,435	307,265	
		職員数(定員)	人	81	百万円/人	
		長期貸付件数(残高)	件	213,626	2,637	
		職員数(定員)	人	81	件/人	
3 健全性	損益収支の状況	当該年度の損益収支の状況(当期利益金)	円	0		<ul style="list-style-type: none"> 収益総額8,933億円に対して、引当金繰入及び繰延資産に係る償却前の費用総額は、5,500億円であり、財務大臣が別に定めるところにより債券発行差金等の償却と利差補てん引当金及び債券借換損失引当金の繰入に充てたため、損益収支差額は生じなかった。
		繰延資産の償却状況	億円	121		<ul style="list-style-type: none"> 公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、債券発行差金等を償却した。
	事務経費率の状況	事務経費(業務委託費を含む)	百万円	1,674	%	
		長期貸付平均残高	百万円	24,965,391	0.0067	
	公営企業健全化基金の状況	年度末の基金残高	百万円	860,607		<ul style="list-style-type: none"> 地方財政法第32条の2に基づく公営競技納付金が10,868百万円納付され、このうち6,100百万円を公庫法第28条の4第3項に基づく地方債の利子の軽減に充当し、残額を同法第28条の2第2項に基づく基金に積み立てた。
	利差補てん引当金の状況	利差補てん引当金期末残高	百万円	120,872		<ul style="list-style-type: none"> 公庫法施行令第15条の2第1項の規定に基づき算定した額58,492百万円を積み立てた。また、同条第2項及び第3項の規定に基づき算定した額24,178百万円を取り崩した。
	債券借換損失引当金の状況	債券借換損失引当金期末残高	百万円	1,999,988	80	<ul style="list-style-type: none"> 公庫法施行令第16条に基づき、当該年度分272,681百万円を引き当てた。
		期末貸付残高	百万円	24,888,435	1,000	
債券借換損失引当金期末残高		百万円	1,999,988	%		
		債券借換損失引当金累計限度額	百万円	2,488,844	80.4	
元利金の回収状況	当該年度の元金及び利息の回収状況			<ul style="list-style-type: none"> 元金 1兆3,468億円 利息 8,634億円 		
	延滞債権の発生状況及び残高			<ul style="list-style-type: none"> 延滞債権は発生していない。 		

2. 対処すべき課題

(イ) 地方公共団体に対する長期低利の良質な資金の提供

公庫は、特別法である公営公庫法に基づく公法上の法人(政府関係機関)であり、財政投融资計画及び地方債計画等に基づき、市場から政府保証債等を発行すること等により資金調達を行い、地方公共団体に長期低利の資金を供給し、公共料金の抑制や地方財政の負担の軽減を図るという国として果たすべき役割の一翼を担っています。今後ともこの役割を適切に果たすことができるよう、国と十分連携を図りつつ、貸付資金枠の確保、適正な特別利率の設定、必要な政府保証の確保等に積極的に取り組んでまいります。

(ロ) 経営基盤の安定強化

公庫は、以下の(a)及び(b)に記載する金利変動リスクをはじめとする経営上の諸リスクに適切に対応するため、平成13年度より各部課長で構成するリスクマネジメント会議を設置し、各種リスクの適切な把握と対応策等の検討を行っています。さらに重要な案件については、幹部会議等の場を通じて役員に報告しています。また、ALMモデルについても分析手法の精緻化を推進しています。公庫におきましては、これらの体制のもと、各種リスクに対し以下のとおり対応しています。

(a) 信用リスク管理

公庫の貸付対象は、地方公共団体等であるため、公庫が有する貸付債権について、これまでに支払の遅滞、貸倒等の債務不履行は1件も発生していません。

地方債の償還については、

- ① 地方債の許可に当たっては、当該地方公共団体の元利償還能力の十分なチェックがなされていること
- ② 普通会計債の元利償還金や公営企業繰出金については地方財政計画、地方交付税の算定を通じて所要の財源措置がなされる仕組みとなっていること
- ③ 国が、公債費負担が一定限度を超えた地方公共団体に対する起債制限制度や、赤字が一定限度を超えた地方公共団体に対する財政再建制度を設けていること
- ④ 地方公共団体は課税権を有していること
- ⑤ 地方公共団体は合併等により他の地方公共団体に債権債務が承継される場合以外には、消滅又は解散することはないこと

等から、公庫としては、地方債の債務不履行の可能性は極めて小さいものと考えています。かかる結論については、平成18年度から許可制度が協議制度に移行した場合も、変更がないものと考えています。

(b) 市場リスク管理

① 金利変動リスク

公庫は、地方公共団体の公営企業等に対し、最長28年、平均でも25年の固定金利で貸付を行っています(平成13年度からは10年ごとに適用利率を見直す「利率見直し方式」との選択制を導入)が、一方で貸付の原資はその大部分を期間10年の政府保証債を中心とする債券発行で賄っています。したがって貸付金が全額返還されるまでの間に、通常2回の借換が必要となるため、借換に伴う金利変動リスクを負っていることとなります。

このような貸付と資金調達の期間のギャップに伴う金利変動リスクについて、公庫は、以下のように対応することとしています。

- i 貸付と資金調達の期間のギャップに伴う金利変動リスクに的確に備えるため、平成元年度に債券借換損失引当金を創設しましたが、その残高は平成 15 年度末には、2 兆円に達しており、今後とも所要額の積み立てに努力してまいります。
- ii 特別利率等による利下げ幅を検討するに当たっては、複数の金利シナリオをもとに経営の将来見通しを分析し、今後相当急激な金利上昇があっても経営に支障が生じることがないことを検証したうえで、決定しています。
- iii 今後は、経営基盤のより一層の充実強化を図るため、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行や金利変動リスクのヘッジの手法の検討などにも取り組んでまいります。

また、公庫はトレーディング業務は行っておりませんので、これに伴う金利リスクはありません。

② 流動性リスク

公庫は、政府保証債、縁故債を中心とする安定した資金調達を行っている一方で、地方公共団体に対する融資についてはその時期がおおむね見られていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て主務大臣の認可を受けていますので、流動性リスクは極めて小さい構造となっています。さらに、不測の事態の資金繰りにも万全を期すため、複数の金融機関に当座貸越枠を設定するとともに、手持ち資金の運用も、流動性を勘案し短期で運用しています。

③ 為替リスク

公庫は外貨建債券を発行していますが、これについては調達額全額を通貨スワップ又は長期先物為替予約により、為替リスクのヘッジを行っています。なお、通貨スワップに伴うカウンターパーティリスクについては、相手方の信用力を常に把握するとともに、複数の金融機関に取引を分散させることにより管理しています。

(ハ) 効率的な経営の徹底

公庫においては、貸付残高はこの 20 年間で約 4 倍になったものの、職員定数については平成 14 年度に前年度比 1 人減の 82 人となるまで、昭和 54 年度以来 83 人を維持してまいりました（平成 16 年度職員定数は 81 人）。今後とも業務の合理化、効率化をさらに徹底し、最小の費用・人員で最大の効果をあげるべく努力してまいります。また、国における電子政府の取り組みに歩調を合わせ、地方公共団体等との間の事務手続きの電子化にも積極的に取り組んでまいります。

さらに、より低利の良質な資金を地方公共団体に供給できるよう資金調達コストの低減に努めてまいります。このため、資金調達に当たってのマーケットとの対話の重視、外債による有利な発行市場の活用等、低利で安定した資金調達の確保を図るとともに、資金滞留コストの削減にも努めてまいります。特に、公庫の貸付けは 3 月から 5 月に集中する一方で資金調達については債券発行の平準化が要求されるため、資金の滞留が発生するという問題につきましても、資金滞留コストをできるだけ小さくするため、平準化発行にも配慮しつつ、債券の発行時期の調整や短期借入の弾力的活用等に取り組んでまいりたいと考えています。

(二) 開かれた透明な経営の実施

公庫は、法令に従い、財務諸表、附属明細書、業務報告書等を作成し、一般の閲覧に供するとともに、業務内容等について広く国民に知っていただくため、パンフレットを作成しているほか、インターネット上のホームページの充実も行っています。加えて、平成 13 年度からは、説明責任の確保と透明性の向上の観点から、民間企業として活動を行っていると仮定した場合の財務書類である行政コスト計算財務書類を作成し、ホームページに掲載するなどにより公表しています。

さらに、一層市場に目を向けたディスクロージャーの充実強化を行うべく、投資家向けパンフレットの作成や投資家向け説明会の開催などにも取り組んでまいります。

なお、平成 13 年 12 月 5 日に公布された独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）が、平成 14 年 10 月 1 日から施行され、公庫の保有する文書は原則公開対象となりました。

(ホ) 政策金融改革について

平成 13 年 12 月 19 日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」を受けて、経済財政諮問会議において検討されてきた政策金融のあり方については、平成 14 年 12 月 13 日の同会議において「政策金融改革について」が決定されました。政府は、この結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに検討を進めるとともに、民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画の着実な実行等を講じることとする閣議決定を同年 12 月 17 日に行いました。

いずれにいたしましても、公庫といたしましては、長期低利の良質な資金を地方公営企業等に供給することにより、上下水道等の重要かつ基礎的な社会資本の整備や公共料金の抑制、地方財政の負担の軽減に寄与するという重要な役割に支障が生じないよう適切に対応してまいります。

なお、特殊法人等改革、政策金融改革に関する詳細に関しましては、本発行者情報概要書 17 ページ以降をご参照ください。

3. 事業等のリスク

(イ) 信用リスク

公庫の貸付対象は、地方公共団体及び対象二公社（以下「地方公共団体等」という。）に限定されており、公社に対する貸付の場合には必ず設立地方公共団体の債務保証を受けることもあり、公庫が有する貸付債権について、これまでに支払の遅滞、貸倒等の債務不履行は 1 件も発生していません。また、公庫は、以下の理由から、今後においても地方公共団体が債務者である貸付債権については債務不履行が生じる可能性は極めて小さいものと考えています。ただし、下記は現行の法制度を前提としたものであり、今後法制度の改正が行なわれた場合には、下記の各理由が妥当しなくなる可能性があります。

- ① 地方公共団体による借入その他の地方債の起債は、地方財政法第 5 条により限定的な場合にのみ認められており、かつ、同法第 5 条の 3 により、地方公共団体は、地方債を起こそうとする場合は、軽微な場合を除き、総務大臣又は都道府県知事と協議しなければならないとされていること（なお、同法附則第 33 条の 7 第 4 項により、平成 17 年度までの間、地方公共団体は、地方債を起こそうとする場合は、軽微な場合を除き、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないとされています。）。
- ② 地方財政再建促進特別措置法(昭和 30 年法律第 195 号)に規定される歳入欠陥を生じた地方公共団体の

うち一定のものについては、同法に基づく地方債の起債制限が適用され得ること。また、同法に規定される財政再建団体又は準用財政再建団体については、同法の下で厳格な財政再建措置がとられ得るような制度が用意されていること。

- ③ 地方公共団体については、破産法(大正 11 年法律第 71 号)その他倒産手続に関する法律の適用はないと考えられ、地方公共団体に対する貸付債権の行使が破産手続により制限されることはないこと。
- ④ 地方公共団体は一定の課税権を有していること。

なお、対象二公社向け貸付の残高は、平成 15 年度末現在、貸付残高全体の 1.0%です。

また、公庫は、法令上、対象二公社を除き、住宅供給公社や、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(いわゆる第三セクター)に対しては、貸付を行うことはできません。

(ロ) 市場リスク

(a) 金利変動リスク

公庫は、地方公共団体の公営企業等に対し、最長 28 年、平均でも 25 年の固定金利で貸付を行っています(平成 13 年度からはかかる固定金利方式と 10 年ごとに適用利率を見直す「利率見直し方式」との選択制を導入しました。)が、一方で貸付の原資はその大部分を期間 10 年の政府保証債を中心とする債券発行で賄っています。したがって貸付金が全額返還されるまでの間に、通常 2 回の借換が必要となるため、借換に伴う金利変動リスクを負っていることとなります。

公庫は、このような貸付と資金調達の間隔のギャップに伴う金利変動リスクについて、公営公庫法施行令第 16 条に基づく債券借換損失引当金の積み立て等によって対処しています。詳細につきましては、本発行者情報概要書 34 ページ以降をご参照ください。

(b) 為替リスク

公庫は、外貨建て債券を発行しており、したがって為替リスクを負っています。かかる為替リスクをヘッジするため、公庫は通貨スワップ及び長期先物為替予約を行っています。なお、通貨スワップに伴うカウンターパーティーリスクについては、相手方の信用力を常に把握するとともに、複数の金融機関に取引を分散させることにより管理しています。

(c) デリバティブ取引に伴う信用リスク

公庫では、スワップ及び長期先物為替予約といった金融派生商品取引等を、業務に伴う為替リスク、金利リスクをヘッジする目的に限定して行っており、平成16年3月末現在の信用リスク額は、下記のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
通貨スワップ	229,620	4,048
長期先物為替予約	381,122	8,490
金利スワップ	20,000	60
その他金融派生商品取引	—	—
ネットイングによる信用リスク削減効果	—	△3,833
合 計	630,742	8,765

(注)1 信用リスク額は国際統一基準によって算出したものです。(注)2 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(d) 価格変動リスク

公庫は、余裕金の一部を有価証券で運用していますが、運用期間が短く、満期保有を基本とする等、安全性を重視した運用を行っており、価格変動リスクは極めて少ないものとなっています。

(ハ) 流動性リスク

公庫は、政府保証債を基本とする安定した資金調達を行っている一方、地方公共団体に対する融資時期は概ね予見されており、流動性リスクは少ない構造となっています。

また、資金繰りを適切に管理するため、四半期ごとに作成する資金計画に基づいて、日々の資金繰り表及び収支見込みを作成しています。

さらに、不測の事態に備えるため、複数の市中銀行に当座貸越枠を設定しています。

(ニ) 事務リスク

公庫は、役職員による業務の懈怠や業務遂行上の事故の発生等を原因として損害を被る可能性があります。役職員による関係法令・規程等の遵守及び善管注意義務の認識を高めることにより、こうした事務リスクを管理することを一つの目的として、平成15年1月に「公営企業金融公庫の法令等の遵守に関する規程」を定め、コンプライアンスに関する重要事項を審議する場として「コンプライアンス委員会」を設置しました。

また、平成15年6月には、「コンプライアンスマニュアル」の役職員への配布や、コンプライアンスに関する研修の実施などの具体的な取り組みを行っています。その詳細につきましては、本発行者情報概要書48ページ以降をご参照ください。

(ホ) システムリスク

公庫は、コンピュータシステムの誤作動等、システムの不備等に伴い損害を被る可能性があります。こうしたシステムリスクの管理に係る基本方針として、公庫の情報資産の保護と適切な活用を図るため、平成 15 年 1 月に「システムリスク管理に関する要綱」及び「システムリスク管理ポリシー」を制定しました。また、これらに基づく運用基準として、「システムリスク管理スタンダード」を制定し、平成 15 年 4 月から運用しています。

4. 経営上の重要な契約等

公庫の事業に重要な影響を与える契約等はありません。

5. 研究開発活動

該当事項はありません。

6. 財政状態及び経営成績の分析

(イ) 経営成績の変動について

○損益計算書（平成 11 年度～平成 15 年度）

（単位：百万円）

科目 \ 年度	11	12	13	14	15
<損失>					
債券利息	811,358	752,438	679,223	617,509	542,452
借入金利息	—	—	0	2	0
支払雑利息	—	—	—	291	347
債券発行諸費	5,678	5,096	4,793	4,310	5,456
償却費	24,153	19,865	16,574	10,649	12,154
20 固定資産減価償却費	50	51	49	56	55
債券発行差金償却	8,352	6,567	4,072	4,056	5,256
債券発行費償却	15,752	13,247	12,453	6,537	6,844
利差補てん引当金繰入	—	—	45,281	65,787	58,492
債券借換損失引当金繰入	158,544	195,809	202,921	245,780	272,681
その他の損失	1,695	1,709	1,735	1,807	1,736
合 計	1,001,429	974,918	950,528	946,134	893,318
<利益>					
貸付金利息	996,520	971,005	939,037	908,349	861,938
長期・許可前貸付利息	996,520	971,005	939,036	908,349	861,938
短期貸付利息	—	—	1	—	—
補給金	2,000	1,400	—	—	—
余裕資金運用益	1,608	2,217	2,060	138	113
受入雑利息	1,004	—	1,024	962	—
公営企業健全化基金より受入	—	—	7,963	6,609	6,100
利差補てん引当金戻入	—	—	—	24,510	24,178
その他の利益	297	296	444	5,565	990
合 計	1,001,429	974,918	950,528	946,134	893,318

注) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

公庫の平成 15 年度の利益は、貸付金利息 8,619 億 38 百万円、余裕資金運用益 1 億 13 百万円、公営企業健

全化基金より受入 61 億円、利差補てん引当金戻入 241 億 78 百万円、その他の利益 9 億 90 百万円の合計 8,933 億 18 百万円でした。

これに対し、損失は、債券利息 5,424 億 52 百万円、借入金利息 0 百万円、支払雑利息 3 億 47 百万円、債券発行諸費 54 億 56 百万円、固定資産減価償却費 55 百万円、利差補てん引当金繰入 584 億 92 百万円、債券借換損失引当金繰入 2,726 億円 81 百万円、その他の損失 17 億 36 百万円の 8,812 億 18 百万円で、利益との差額 121 億円を債券発行差金及び債券発行費の償却費に充当したため利益金は生じませんでした。

(ロ) 財政状態について

○貸借対照表（平成 11 年度～平成 15 年度）

（単位：百万円）

科目 \ 年度	11	12	13	14	15
<資産の部>					
貸付金	22,534,228	23,377,079	24,047,148	24,524,082	24,888,435
受託貸付金	439,241	437,431	432,149	424,221	414,616
現金預け金	1,054,575	1,119,731	1,011,400	792,214	586,073
有価証券	7,537	4,935	205,000	169,330	129,999
未収収益	29,040	28,228	27,601	26,235	24,799
雑勘定	4	13	—	—	—
固定資産	1,611	2,523	2,802	2,696	2,581
繰延資産	—	—	—	—	—
債券発行差金	—	—	—	—	—
債券発行費	—	—	—	—	—
合 計	24,066,235	24,969,939	25,726,100	25,938,777	26,046,503
<負債及び資本の部>					
債券	21,673,103	22,362,802	22,875,916	22,805,942	22,614,091
受託貸付資金	439,241	437,431	432,149	424,221	414,616
未払費用	20,773	17,797	15,930	13,379	12,880
雑勘定	12,977	13,551	11,169	8,932	6,850
基本公営企業健全化基金	820,745	843,152	847,528	855,838	860,607
利差補てん引当金	—	—	45,281	86,558	120,872
債券借換損失引当金	1,082,796	1,278,606	1,481,527	1,727,307	1,999,988
資本金	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600
合 計	24,066,235	24,969,939	25,726,100	25,938,777	26,046,503

注) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(a) 公営企業健全化基金

平成 15 年度については、期首残高 8,558 億 38 百万円に対し、納付金収入は 108 億 68 百万円で、その運用収益は、312 億 10 百万円でした。一方、15 年度における基金による利差補てん所要額は 372 億 98 百万円で、これに上記運用収益の額から基金管理費を控除した額 311 億 98 百万円を充て、更に不足する額について、公営公庫法第 28 条の 4 第 3 項ただし書きの規定に基づき当該年度の納付金収入額のうち 61 億円を充てた結果、15 年度期末残高は 8,606 億 7 百万円となりました。

(b) 利差補てん引当金

平成 15 年度については、公営公庫法施行令第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公営公庫法施行規則第

2条及び附則第2条で定められているところにより算定した額584億92百万円を繰入れ、241億78百万円を取り崩しました。

(c) 債券借換損失引当金

平成15年度については、公営公庫法施行令第16条第1項の規定による主務大臣の承認を受けた額2,726億81百万円を繰入れました。この結果、債券借換損失引当金の累積額は、前期末の1兆7,273億7百万円に当期分を加えて1兆9,999億88百万円となりました。

(d) 繰延資産

繰延資産については、「公庫の国庫納付金に関する政令」第1条第4項の規定に基づき財務大臣の定める方法により償却することとされており、発生額の121億円を全額償却しました。

このため、繰延資産の期末残高は0となりました。

(e) 資本金

資本金は、166億円（全額政府出資）となっています。

(ハ) 政策コスト分析について

政策コスト分析とは財政投融资を活用している事業の実施に伴い、国（一般会計等）から将来にわたって投入される補助金等の額を財政融資対象の全特殊法人等が試算したものです。

分析に当たっては、将来にわたる補助金等を現在の価値として評価した総額（割引現在価値額）を、一定の仮定を置いて試算しています。

平成16年度政策コスト分析結果（平成16年6月29日公表）

	政策コスト	分析期間
公営企業金融公庫	79億円	30年

政策コスト分析の詳細については、発行者情報概要書15ページ以降をご参照ください。

(ニ) 行政コスト計算財務書類の作成について

平成13年6月19日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の報告書「民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」において「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が示され、公庫及びその他の特殊法人等は説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類として、平成12年度決算から、行政コスト計算書、民間企業仮定貸借対照表、民間企業仮定損益計算書等で構成される行政コスト計算財務書類を作成・公表することとなりました。

行政コスト計算書は各特殊法人等の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した会計処理に基づいて作成し、国民負

担を明確にするため、通常企業単体のコストとして認識されない政府出資金等に係わる機会費用を加算して算出されています。

公庫は、平成 15 年度の行政コスト計算財務書類を平成 16 年 7 月 30 日に公表しました。公庫の行政コスト計算財務書類については、公庫の開設するホームページに掲載するとともに、公庫の事務所に備え置き公表しています。

(単位：百万円)

業務費用	▲ 306,469
機会費用	289
行政コスト	▲ 306,181

行政コスト計算財務書類の詳細については、発行者情報概要書 16 ページ以降及び 77 ページ以降をご参照ください。

(ホ) 公営企業金融公庫業績評価について

公庫の業績評価は、「業績評価基準について」(平成 11 年 12 月 9 日付 自治企一第 98 号 自治省財政局長通知)に従い、公庫経営の活性化、効率化に資する視点から、業務の達成度、効率性、健全性等に関する評価を行っているものであり、ディスクロージャーの一層の充実を図るため、その評価結果を業務報告書において公表しています。なお、業績評価については、本発行者情報概要書 33 ページをご参照下さい。

(ハ) 政策評価について

公庫は、「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)において、公庫の業務について講ずべき措置として、「政策目標を明らかにしたうえで、政策評価を適正に実施し、評価の結果を事業に反映させる」とされたことに対応し、政策評価を実施するため「公営企業金融公庫政策評価実施要領」を作成しました。この要領では、公庫の「使命」と業務運営の「基本方針」を定めるとともに、業務運営において「達成すべき目標」などを定めています。公庫は、平成 15 年度より、本実施要領に掲げた目標を踏まえ、より一層効果的、効率的な業務運営に取り組んでいくとともに業務運営の軌跡を客観的かつ厳格に評価し、その結果を踏まえ、業務運営において達成すべき目標等を見直していきます。これらの情報につきましては、当庫ホームページ等で公表しております。

(ト) 自己資本について

公庫は、政府系金融機関であり、銀行法の適用を受けませんので、国際統一基準による自己資本比率を算出していませんが、貸借対照表上の資本合計額と総資産額の比率は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	資本合計	総資産	資本合計／総資産
平成 14 年度末	16,600	25,938,777	0.06%
平成 15 年度末	16,600	26,046,503	0.06%

なお、平成 16 年 7 月 30 日に公表した行政コスト計算財務書類の民間企業仮定貸借対照表により、同様の計算をすれば、次のようになります。

(単位：百万円)

	資本合計	総資産	資本合計／総資産
平成 15 年度末	2,152,971	26,079,944	8.26%

(注)「銀行の自己資本比率基準」(平成 5 年大蔵省告示第 55 号)によると、地方公共団体向け貸付債権はリスクウエイト 0%とされており、地方公共団体が設立する土地開発公社及び地方道路公社向け貸付債権及び地方公共団体により保証された債権はリスクウエイトが 10%とされていますが、上記算出においては全てリスクウエイト 100%の資産として計上しています。

(f) 平成 16 年度予算について

平成 16 年度予算については、第 159 回国会で平成 16 年 3 月 26 日に議決され成立しました。

この平成 16 年度予算に基づく、当公庫関連事項の概要は以下のとおりです。

I. 貸付資金枠

(単位：億円、%)

区 分		平成 16 年度予算 A	平成 15 年度予算 B	増 減 率 (A-B)/B
一 般 貸 付	一般会計債	4,408	4,779	△ 7.8
	公営企業債	11,994	11,872	1.0
	公営企業借換債	1,100	700	57.1
	小 計	17,502	17,351	0.9
公社貸付		150	185	△ 18.9
合 計		17,652	17,536	0.7

(注) 1. 平成 16 年度地方債計画(公庫資金)のうち当年度貸付見込額及び平成 15 年度地方債計画のうち過年度貸付見込額を合算した額である。なお、農林漁業金融公庫からの受託貸付は含まない。

2. 平成 16 年度貸付計画額が増加しているのは、過年度貸付見込額が前年度よりも増加していること等によるものであり、平成 16 年度地方債計画額(公庫資金)等については以下のとおり縮減されている。

(単位：億円、%)

区 分		平成 16 年度予算 (A)	平成 15 年度予算 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (A-B)/B
公 庫 資 金	一般会計債	4,087	4,410	△ 323	△ 7.3
	公営企業債	10,953	12,690	△ 1,737	△ 13.7
	公営企業借換債	1,100	700	400	57.1
	計	16,140	17,800	△ 1,660	△ 9.3

II. 臨時特別利率の貸付枠の確保

公営企業による社会資本整備の推進に資するため、貸付枠を 4,300 億円(平成 15 年度予算額と同額)とする。

III. 公営企業借換債の確保

地方公営企業の経営の健全化を一層推進するため、貸付額の大幅な増額を行い、1,100億円(平成15年度予算額700億円)とする。

IV. 償還期限等の延長

1 施設の耐用年数等を考慮し、償還期限等を延長する。

- ・ 一般交通事業（電車） 10年(うち据置期間3年)(現行 7年(うち据置期間1年))

2 施設の耐用年数等を考慮し、次の事業については、利率見直し方式を選択する場合に限り償還期限等を延長する。

- ・ 電気事業（水力発電） 28年(うち据置期間5年)(現行25年(うち据置期間5年))
- ・ "（廃棄物発電・ごみ固形燃料発電）18(うち据置期間3年)(現行15年(うち据置期間3年))
- ・ 港湾整備事業（ふ頭用地造成） 28年(うち据置期間5年)(現行18年(うち据置期間5年))
- ・ "（上屋） 20年(うち据置期間3年)(現行18年(うち据置期間3年))
- ・ "（荷役機械・引船）13年(うち据置期間3年)(現行10年(うち据置期間2年))

V. 公営企業債券の発行計画

(単位：億円、%)

区 分	平成16年度予算 A	平成15年度予算 B	増 減 率 (A-B)/B
政府保証債	13,800	15,310	△ 9.9
国 内 債	12,500	13,910	△ 10.1
外 債	1,300	1,400	△ 7.1
非政府保証債	8,900	8,150	9.2
財投機関債	4,000	3,000	33.3
縁 故 債	4,900	5,150	△ 4.9
合 計	22,700	23,460	△ 3.2

VI. 債券借換損失引当金限度額の引上げ（平成16年3月17日施行）

公庫が金利上昇リスクに的確に対応しつつ、引き続き長期低利の良質な資金を安定的に供給していくことができるよう、債券借換損失引当金限度額（各年度末貸付金残高に対する割合）を100/1000（現行80/1000）に引き上げる。

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

平成15年度において取得した設備は以下のとおりです。

(単位：百万円)

対象	所在地	内容	取得額
事務所・舎宅等	東京都千代田区他	什器等	3

また、平成15年度において除却した設備は以下のとおりです。

(単位：百万円)

対象	所在地	内容	取得額
事務所・舎宅等	神奈川県横浜市 港北区小机町他	建物等	139

2. 主要な設備の状況

平成15年度末における設備の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

内容	所在地	土地		建物	動産	合計
		面積	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格
事務所・舎宅等	東京都千代田区他	11,009 m ²	1,362	885	794	3,041

(注)動産には、機械器具備品、造作、敷金を含みます。

3. 設備の新設、除却等の計画

平成16年度の主要な設備等への支出計画は以下のとおりです。

(単位：百万円)

対象	所在地	内容	取得額
事務所・舎宅等	東京都千代田区他	造作等	501

(注)平成16年度予算で計上しているものです。

なお、平成17年度の主要な設備等への支出計画は未定です。

第4 発行者の状況

1. 資本金の推移

公庫が設立された昭和32年度以降の各年における政府の出資額の推移は以下のとおりです。

(単位：百万円)

年 度	出 資 額	出 資 金 の 受 入 内 容
昭和32	500	貸付金の原資
〃 33	500	出資金の運用益による間接費の賄い
〃 34	500	同上
〃 35	300	貸付金の原資
〃 36	300	同上
〃 37	300	同上
〃 38	—	
〃 39	100	公庫の経営健全化
〃 40	100	同上
〃 41	200	貸付利率(特利)の引下げ
〃 42	300	公庫の経営健全化
〃 43	200	同上
〃 44	200	同上
〃 45	200	同上
〃 46	200	同上
〃 47	200	同上
〃 48	200	公庫の業務運営の健全化
〃 49	500	経営基盤強化(構造的な資金運用ロスの特補)
〃 50	300	同上
〃 51	500	同上
〃 52	1,000	出資金の運用益による間接費の賄い
〃 53	1,000	同上
〃 54	800	同上
〃 55	700	同上
〃 56	700	同上
〃 57	700	経営基盤強化(構造的な資金運用ロスの特補)
〃 58	700	同上
〃 59	700	同上
〃 60	700	同上
〃 61	2,000	同上
〃 62	1,000	貸付金の原資 経営基盤強化(構造的な資金運用ロスの特補)
〃 63	1,000	同上
平成元～15	—	
累計	16,600	

2. 役員の状況

平成16年7月31日現在の役員の定数は、総裁1人、理事3人、監事1人の計5人で、定数外の非常勤理事が1人となっています。また、同日現在の実員数は、総裁1人、理事3人、監事1人の計5人で、定数外の非常勤理事が1人となっており、これらの任期等の状況については、以下のとおりです。

(平成16年7月31日現在)

役職名	氏名	任期	主要経歴
総裁	持永 堯 氏 (昭和10年1月9日生)	平成11年6月10日就任 平成13年6月1日再任 ～平成17年5月31日	昭和32年4月 自治庁入庁 平成元年6月 自治省財務局長 平成2年7月 自治事務次官 平成5年6月 財団法人地方自治情報センター理事長 平成11年6月 現職就任
理事	木村 功 氏 (昭和26年5月30日生)	平成15年2月1日就任 ～平成17年5月31日	昭和49年4月 自治省入省 平成11年4月 京都府副知事 平成13年7月 総務省大臣官房審議官(公営企業・財務担当) 平成14年1月 総務省大臣官房審議官(財政制度担当) 平成15年2月 現職就任
理事	浦上 道彦 氏 (昭和23年9月28日生)	平成14年7月23日就任 ～平成18年7月22日	昭和49年4月 大蔵省入省 平成8年7月 大蔵省造幣局東京支局長 平成10年1月 外務省在ドイツ日本国大使館公使 平成13年7月 財務省関東信越国税不服審判所長 平成14年7月 現職就任
理事	中本 光夫 氏 (昭和26年2月2日生)	平成16年7月1日就任 ～平成17年9月30日	昭和48年4月 運輸省入省 平成12年6月 運輸省北海道運輸局長 平成13年1月 国土交通省北海道運輸局長 平成14年8月 国土交通省大臣官房審議官(国土計画局併任) 平成16年7月 現職就任
理事 (非常勤)	原 克己 氏 (昭和16年3月30日生)	平成15年4月1日就任 ～平成18年5月11日	昭和34年4月 横浜市役所入庁 平成7年6月 横浜市財務局長 平成10年5月 横浜市交通局長 平成12年4月 財団法人横浜市建築助成公社理事長 平成15年4月 現職就任
監事	橋本 勲 氏 (昭和18年12月7日生)	平成15年6月26日就任 ～平成17年5月31日	昭和43年4月 東京都庁入庁 平成10年7月 東京都交通局総務部長 平成12年8月 東京都職員共済組合事務局長 平成13年7月 東京都住宅局長 平成15年6月 現職就任

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(イ) 当公庫の機関の内容

(a) 日本政府の監督等

当公庫は、公営公庫法の規定により主務大臣である総務大臣及び財務大臣の監督を受けます。

主務大臣は、公営公庫法を施行するため必要があると認めるときは、当公庫に対して、業務に関し監督上必要な命令をすることができ、また、当公庫に対して報告をさせ、または当公庫の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査することができます。

また、当公庫は、業務の開始の際の業務方法書の作成、金融機関に対する貸付及び回収に関する業務の委託、事業計画及び資金計画の作成、公営企業債券の発行の際には、主務大臣の認可を受けることとされています。

(b) 役員

当公庫は、公営公庫法の規定により、役員として、総裁 1 人、理事 4 人以内及び監事 1 人を置くこととされています。

総裁は、当公庫を代表し、その業務を総理します。

理事は、総裁の定めるところにより、当公庫を代表し、総裁を補佐して当公庫の業務を掌理し、総裁に事故があるときは、その職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行います。

監事は、当公庫の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができます。

総裁及び監事は、主務大臣が任命し、理事は、総裁が主務大臣の認可を受けて任命します。また、主務大臣は、当公庫の役員が公営公庫法第 13 条の欠格条項に該当するに至ったときは、これを解任しなければならないとともに、一定の事由がある場合はこれを解任することができます。

(c) 幹部会議

当公庫経営の基本方針に関する事項等、当公庫の業務運営に関する重要事項については幹部会議に付議されます。

幹部会議は、役員及び部長（部長相当職を含む。）をもって構成され、毎月、定例会を開催するほか、総裁が必要と認めるときに臨時会を開催します。

(d) 参与

公営企業健全化基金に関し意見をきき、その円滑な運営に資するため、当公庫に参与を設置しています。

参与は 7 人以内とし、地方競馬、自転車競技、小型自動車競争及びモーターボート競争のそれぞれの施行者の全国的組織の代表者、地方公営企業に関係のある者のうちから委嘱しています。

(e) 運営協議会

当公庫の運営等に関し、地方公共団体等の意向を反映させるため、当公庫に公営企業金融公庫運営協議会を設置し、総裁は、当公庫の運営に関し必要な事項を運営協議会に諮るものとしています。

運営協議会の委員は 12 人以内とし、地方公営企業等を代表する者等を総裁が委嘱しています。

(四) 内部統制システムの整備の状況

(a) 監事監査

公営公庫法の規定による監事の監査については、書面監査及び実地監査その他適当と認める方法により実施しています。

監査は、毎年度あらかじめ監事が定めた監査計画に基づいて行うものほか、監事は必要に応じて臨時に監査を行うことができます。

監事は、監査の結果を総裁に通知するものとし、当公庫業務の運営について改善を要すると認めた事項があるときは、総裁に意見を提出します。

(b) 内部監査

当公庫における業務の適正かつ能率的な運営を確保するため、内部監査を行っています。

監査は、各部長及び監査機関の事務を統括する総務部長が指名した者をもって構成する監査機関が行います。

監査は、各部各課（秘書役室を含む。）の所掌事務が適正かつ合理的に運営されているか、事務処理が法令や諸規定に従い正当かつ能率的に行われているかについて行います。

監査機関は、監査を終了したときは、その結果を総裁に報告します。

(c) コンプライアンス委員会

当公庫の業務遂行にあたって、法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すことを目的として、その組織的取組について基本的事項を定めた「公営企業金融公庫の法令等の遵守に関する規程」を制定し、これに基づきコンプライアンス委員会を設置し、この運営等につ

いて定めた「コンプライアンス委員会運営要領」を制定しています。

コンプライアンス委員会は、当公庫のコンプライアンスに関する重要事項の審議機関であり、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成・改正、実行計画の策定のほか、業務執行においてコンプライアンス上必要な措置等についても審議を行います。

コンプライアンス委員会の構成は、総務部担当理事を委員長とし、各理事及び各部長を委員としています。

(ハ) リスク管理体制の整備の状況

(a) リスクマネジメント会議

当公庫業務に伴う諸リスクを把握・管理し、当公庫の安定的自立的経営に資するためリスクマネジメント会議を設置しています。

リスクマネジメント会議は、部長及び課長（秘書役及び総務部長が指定する課長相当職職員を含む。）をもって構成され、月 1 回の定例会に加え、必要に応じて臨時会を開催し、金利変動リスクをはじめとする諸リスクの適切な把握と対応策等の検討を行っています。さらに重要な案件については、幹部会議において審議するものとしています。

(b) システムリスク管理

当公庫の業務に使用する情報資産の保護と適切な活用を図るため、システムリスク対策についての基本方針及び当該基本方針に基づく運用基準を定めた「システムリスク管理に関する要綱」等を制定しています。

また、平成 15 年度には、当公庫におけるシステムリスクの管理態勢の充実強化を図る一環として、管理態勢の現状評価及び改善点の有無に関する検証等を監査法人に依頼し、外部監査を実施したところです。

(ニ) 役員報酬の内容

役員には、公営企業金融公庫役員給与規程に基づき、給与が支給されます。

役員の給与は、俸給、特別調整手当、通勤手当及び特別手当です。ただし、非常勤役員の給与は俸給のみです。

① 役員の俸給は、月額とし、次の各号に掲げる役員に対しそれぞれ当該各号に定める額を支給します。

① 総裁 1,226,000 円、② 理事 911,000 円、③ 監事 824,000 円、④ 非常勤役員 87,000 円

② 特別調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年 4 月 3 日法律第 95 号。以下「給与法」といいます。）第 11 条の 3 の規定に準じて役員に対し支給します。

特別調整手当の月額、東京都特別区に所在する事務所に在勤する役員にあっては、俸給月額に 12/100 を乗じて得た額です。

③ 通勤手当は、給与法第 12 条第 1 項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に対して支給します。

通勤手当の額は、給与法第 12 条第 2 項に規定する額です。

④ 特別手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」といいます。）に、それぞれ、在職する役員に支給します。

特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給月額に 25/100 を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に 20/100 を乗じて得た額の合計額に給与法第 19 条の 8 に定める支給割合を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とします。ただし、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができます。

なお、平成 15 年度決算における役員給与は、91,020,538 円です。

(ホ) 監査報酬の内容

平成 15 年度における監査契約に基づく監査証明に係る報酬は、2,496 千円（うち消費税 116 千円）です。

それ以外の報酬は、ありません。

第 5 経理の状況

1. 財務諸表

公庫は、公営公庫法第 28 条に基づき、毎事業年度ごとに決算報告書及び財務諸表を作成して監事の意見を付して主務大臣を経由して財務大臣に提出します。財務諸表については財務大臣の承認を受けるとともに、官報に公告し、また、決算報告書及び財務諸表については、付属明細書及び業務報告書とともに事務所に備え置き、一般の閲覧に供しています。その後、毎事業年度の決算報告書及び財務諸表は内閣に送付され、決算報告書については会計検査院の検査を経た上、財務諸表とともに国会に提出されます。本発行者情報概要書においては、平成 14 年度と平成 15 年度の財務諸表に対する監事の意見を記載した書面の写しを各財務諸表の直前に掲げてあります。

公庫の会計処理は公営公庫法、公庫の予算及び決算に関する法律、関連政省令及び告示並びに特殊法人等会計処理基準に基づいて行っており、公庫の財務諸表は、証券取引法第 193 条の 2 に規定される監査証明は受けておりません。

なお、公庫は子会社を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

財務諸表の詳細については、次ページ以降をご参照ください。

(ロ) 平成14年度財務諸表

貸借対照表(平成15年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
貸 付 金		債 券	
長 期 貸 付 金	24,524,082,093,756	債 券 発 行 高	22,805,941,535,870
受 託 貸 付 金	424,220,928,595	受 託 貸 付 資 金	424,220,928,595
現 金 預 け 金	792,214,065,184	未 払 費 用	13,378,577,593
現 金	30,000	未 払 債 券 利 息	13,376,691,181
預 け 金	792,214,035,184	未 払 支 払 雑 利 息	1,886,412
有 価 証 券		雑 勘 定	8,932,054,200
国 債	169,329,614,690	仮 受 金	209,363
未 収 収 益	26,234,506,225	前 受 収 益	8,927,876,437
未 収 貸 付 金 利 息	26,191,343,065	未 払 金	3,968,400
未 収 受 託 手 数 料	43,163,160	基 金	
固 定 資 産		基本公営企業健全化基金	855,838,481,126
20 業 務 用 固 定 資 産	2,695,843,323	特 別 法 上 の 引 当 金	1,813,865,474,389
		利 差 補 て ん 引 当 金	86,558,037,865
		債 券 借 換 損 失 引 当 金	1,727,307,436,524
		(負 債 合 計)	25,922,177,051,773
		資 本 金	
		産 業 投 資 出 資 金	16,600,000,000
		(資 本 合 計)	16,600,000,000
資 産 合 計	25,938,777,051,773	負 債 ・ 資 本 合 計	25,938,777,051,773

損益計算書〔平成14年4月1日から
平成15年3月31日まで〕

損		失	利		益																					
科	目	金額(円)	科	目	金額(円)																					
経	常	費用	634,485,909,190	経	常	収	益	921,624,539,413																		
債	券	利息	617,508,921,728	貸	付	金	利息	908,349,304,595																		
借	入	金	利息	1,678,245	許	可	前	貸	付	利	息	5,375,269														
支	払	雑	利息	291,136,412	長	期	貸	付	利	息	908,343,929,326															
事	務	費	1,725,598,043	受	託	手	数	料	298,231,533																	
俸	給	及	諸	給	与	760,604,262	預	け	金	利	息	130,099,361														
諸	支	出	金	94,115,082	有	価	証	券	益																	
旅	費	33,179,059	有	価	証	券	益	8,116,200																		
業	務	諸	費	807,915,309	受	入	雑	利	息	962,300,935																
交	際	費	773,325	雑	収	入	5,267,227,054																			
税	金	29,011,006	労	働	保	険	料	被	保	険	者	負	担	金	4,382,422											
債	券	発	行	諸	費	4,309,625,932	雑	益	5,262,844,632																	
償	却	費	10,648,870,091	公	営	企	業	健	全	化	基	金	よ	り	受	入										
20	固	定	資	産	減	価	償	却	費	55,755,359	基	本	公	営	企	業	健	全	化	基	金	よ	り	受	入	6,609,259,735
債	券	発	行	差	金	償	却	4,056,000,000	特	別	利	益														
債	券	発	行	費	償	却	6,537,114,732	利	差	補	て	ん	引	当	金	戻	入	24,509,847,409								
雑	損	78,739																								
特	別	損	失	311,648,477,632																						
固	定	資	産	除	却	損	81,463,396																			
利	差	補	て	ん	引	当	金	繰	入	65,786,877,459																
債	券	借	換	損	失	引	当	金	繰	入	245,780,136,777															
当	期	利	益	金	0																					
合	計	946,134,386,822	合	計	946,134,386,822																					

重要な会計方針等

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

固定資産 481,436,139 円

3 引当金の計上基準

(1) 利差補てん引当金

利子を軽減された資金の貸付けにより生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令（昭和 32 年政令第 79 号）第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公営企業金融公庫法施行規則（平成 13 年総務省・財務省令第 5 号）第 2 条及び附則第 2 条で定めるところにより算定した額を計上している。

(2) 債券借換損失引当金

発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令第 16 条第 1 項の規定に基づき、当該事業年度末貸付金残高の 80/1000 の範囲内で計上している。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

① 債券発行費

公庫の国庫納付金に関する政令(昭和 26 年政令第 162 号)第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、償却している。

② 債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)はない。

財産目録(平成15年3月31日現在)

摘 要		金額(円)
(資産の部)		
貸付金		
長期貸付	口 205,317	24,524,082,093,756
受託貸付金	34,023	424,220,928,595
現金預け金		792,214,065,184
現金		30,000
預け金	三井住友銀行外13行	792,214,035,184
有価証券		
国債	政府短期証券 2口 額面 169,330,000,000 円	169,329,614,690
未収収益		26,234,506,225
未収貸付金利息		26,191,343,065
未収受託手数料		43,163,160
固定資産		
業務用固定資産		2,695,843,323
土地	8筆 m ² 11,010	1,362,081,139
建物	13棟 延4,628	760,440,486
構築物		39,042,214
機械器具備品	自動車2両、その他 232点	79,582,706
造作		58,240,578
敷金	5口	396,456,200
資産合計		25,938,777,051,773
(負債の部)		
債券		
債券発行高		22,805,941,535,870
受託貸付資金		424,220,928,595
未払費用		13,378,577,593
未払債券利息		13,376,691,181
未払支払雑利息		1,886,412
雑勘定		8,932,054,200
仮受金		209,363
前受収益		8,927,876,437
未払金		3,968,400
基金		
基本公営企業健全化基金		855,838,481,126
特別法上の引当金		1,813,865,474,389
利差補てん引当金		86,558,037,865
債券借換損失引当金		1,727,307,436,524
負債合計		25,922,177,051,773
正味財産		16,600,000,000

(参考)

(a) 平成14年度財務諸表の勘定科目の概要

① 貸借対照表の概要

前記貸借対照表の各勘定科目の概要は以下のとおりです。

i 貸付金 24,524,082,093,756 円

長期貸付の残高であって、本年度1兆7,329億6,222万円の貸付けを行ったが、一方1兆2,560億2,781万6,181円の償還があったので、平成13年度末の残高24兆471億4,768万9,937円に対し、4,769億3,440万3,819円の増加となった。

ii 受託貸付金 424,220,928,595 円

農林漁業金融公庫の委託を受けて貸付けを行っている公有林整備事業及び草地開発事業に対する受託貸付金勘定であって、本年度289億9,560万円の貸付けを行ったが、一方369億2,345万2,035円の償還があったので、平成13年度末の残高4,321億4,878万630円に対し、79億2,785万2,035円の減少となった。

iii 現金預け金 792,214,065,184 円

年度末における手持現金の残高3万円と銀行預け金の残高7,922億1,403万5,184円の合計額である。

iv 有価証券 169,329,614,690 円

国債である。

v 未収収益 26,234,506,225 円

未収貸付金利息261億9,134万3,065円及び未収受託手数料4,316万3,160円の合計額である。

vi 固定資産 2,695,843,323 円

土地13億6,208万1,139円、建物7億6,044万486円、構築物3,904万2,214円、機械器具備品7,958万2,706円、造作5,824万578円及び敷金3億9,645万6,200円の合計額である。

vii 債券 22,805,941,535,870 円

公営企業債券の残高であって、本年度においては、1兆6,383億9,000万円(うち国外債券700億円)を発行し、償還額1兆7,083億6,457万6,875円(うち国外債券572億1,767万6,875円)を差し引いたので、平成13年度末の残高22兆8,759億1,611万2,745円に対し、699億7,457万6,875円の減少となった。

viii 受託貸付資金 424,220,928,595 円

公有林整備事業及び草地開発事業に貸し付けるため農林漁業金融公庫から交付された資金の残高である。

ix 未払費用 13,378,577,593 円

未払債券利息133億7,669万1,181円(うち国外債券97億555万2,527円)及び未払支払雑利息188万6,412円の合計額である。

x 雑勘定 8,932,054,200 円

臨時職員の健康保険料預り金等の仮受金20万9,363円、当年度発生消費税の未払金396万8,400円、国外公営企業債券の償還を目的とした長期先物為替契約により発生した前受収益89億2,787万6,437円(13年度末の残高111億4,866万1,335円から、当年度取りくずした22億2,078万4,898円を差し引いた額)の合計額である。

xi 基 金 855,838,481,126 円

基本公営企業健全化基金 8,558 億 3,848 万 1,126 円(13 年度末の残高 8,475 億 2,779 万 7,970 円と当年度計上された 149 億 1,994 万 2,891 円の合計額 8,624 億 4,774 万 861 円から、当年度取りくずした 66 億 925 万 9,735 円を差し引いた額)である。

xii 特別法上の引当金 1,813,865,474,389 円

低利貸付に係る利子の軽減に充てるための利差補てん引当金 865 億 5,803 万 7,865 円(13 年度末の残高 452 億 8,100 万 7,815 円と当年度計上された 657 億 8,687 万 7,459 円との合計額 1,110 億 6,788 万 5,274 円から、当年度取りくずした 245 億 984 万 7,409 円を差し引いた額)及び債券借換損失引当金 1 兆 7,273 億 743 万 6,524 円(13 年度末の残高 1 兆 4,815 億 2,729 万 9,747 円と当年度計上された 2,457 億 8,013 万 6,777 円との合計額)の合計額である。

xiii 資 本 金 16,600,000,000 円

産業投資特別会計から出資された額の合計額である。

② 損益計算書の概要

前記損益計算書の各勘定科目の概要は以下のとおりです。

i 債 券 利 息 617,508,921,728 円

公営企業債券の本年度支払利息 6,222 億 8,333 万 4,331 円(うち国外債券利息 255 億 2,030 万 6,011 円)と未払利息 133 億 7,669 万 1,181 円(うち未払国外債券利息 97 億 555 万 2,527 円)との合計額 6,356 億 6,002 万 5,512 円から当年度前受収益の取崩額 22 億 2,078 万 4,898 円と前年度計上済の未払利息戻入額 159 億 3,031 万 8,886 円(うち未払国外債券利息戻入額 115 億 9,281 万 6,815 円)を差し引いた額である。

ii 借 入 金 利 息 1,678,245 円

本年度中の短期借入金に係る支払利息である。

iii 支 払 雑 利 息 291,136,412 円

有価証券店頭指数等スワップ取引に係る本年度支払利息 2 億 8,925 万円と未払利息 188 万 6,412 円の合計額である。

iv 事 務 費 1,725,598,043 円

人件費及び物件費である。

v 債 券 発 行 諸 費 4,309,625,932 円

本年度支出した債券発行諸費 108 億 4,674 万 664 円(元利金支払手数料 40 億 799 万 2,450 円、債券発行手数料 65 億 5,692 万 5,810 円、債券発行雑費 2 億 8,182 万 2,404 円)のうち 43 億 962 万 5,932 円は本年度損金計上額であり、65 億 3,711 万 4,732 円については、繰延資産に計上するものである。

vi 償 却 費 10,648,870,091 円

固定資産の当年度分減価償却額及び公営企業債券に係る発行差金と債券発行費のうち、平成 14 年度に計上された繰延資産に係る当年度償却額である。

- vii 雑 損 78,739 円
 固定資産(構築物等)の除却に伴う雑損の計上額である。
- viii 固定資産除却損 81,463,396 円
 職員宿舍の解体に伴う固定資産(建物等)の除却損である。
- ix 利差補てん引当金繰入 65,786,877,459 円
 低利貸付に係る利子の軽減に充てるための引当金への繰入額である。
- x 債券借換損失引当金繰入 245,780,136,777 円
 債券の借換えによって生じる損失に備えるための引当金への繰入額である。
- xi 貸付金利息 908,349,304,595 円
 許可前貸付利息 537 万 5,269 円、長期貸付利息 9,094 億 2,791 万 5,812 円、長期貸付の未収貸付金利息 261 億 9,134 万 3,065 円の合計額 9,356 億 2,463 万 4,146 円から前年度計上済の未収貸付金利息戻入額 272 億 7,532 万 9,551 円を差し引いた額である。
- xii 受託手数料 298,231,533 円
 農林漁業金融公庫からの受託手数料収入分 2 億 6,755 万 5,859 円と未収分 4,316 万 3,160 円との合計額 3 億 1,071 万 9,019 円から前年度計上済の未収受託手数料戻入額 1,248 万 7,486 円を差し引いた額である。
- xiii 預け金利息 130,099,361 円
 銀行預金による預け金利息である。
- xiv 有価証券益 8,116,200 円
 余裕金の運用により取得した有価証券の償還益である。
- xv 受入雑利息 962,300,935 円
 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る収入済利息 9 億 6,649 万 8,174 円から前年度計上済の未収受入雑利息戻入額 3 億 1,334 万 7,923 円を差し引いた額とグローバル・円債(ファンジブル)に係る受入雑利息(国外債券の発行価額に加算する利息調整額)による収入 3 億 915 万 684 円の合計額である。
- xvi 雑 収 入 5,267,227,054 円
 雇用保険料の被保険者負担金 438 万 2,422 円、債券の割増発行による収入 40 億 6,910 万円、繰上償還に係る補償金 11 億 8,259 万 3,667 円、その他職員住宅家賃等の収入である。
- xvii 公営企業健全化基金より受入 6,609,259,735 円
 基本公営企業健全化基金よりの本年度受入額である。
- xviii 利差補てん引当金戻入 24,509,847,409 円
 利差補てん引当金よりの本年度取崩額である。

(b) 平成14年度附属明細書

附属明細書の計数について
 1 金額の単位未満は切り捨てて表示しているため、合計が一致しないことがある。
 2 「0」は単位未満、「-」は皆無を表している。

1 出資者及び出資額の明細

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
産業投資特別会計出資金	16,600	—	—	16,600

(注) 出資金については、公営企業金融公庫法第5条の規定により、全額を政府から受け入れています。

2 主な資産及び負債の明細

イ 長期借入金の明細

該当ありません。

ロ 債券の明細

(単位：百万円)

銘 柄	当 期 首 未償還残高	当期発行高	当期償還高	当 期 末 未償還残高	利 率 (%)
政府保証債(国内債)	16,742,920	1,108,390	1,139,150	16,712,160	
政府保証第683回公営企業債券 ～政府保証第813回公営企業債券	16,742,920	—	1,139,150	15,603,770	1.1 ～5.8
政府保証第814回公営企業債券	—	90,000	—	90,000	1.4
政府保証第815回公営企業債券	—	90,000	—	90,000	1.4
政府保証第816回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.4
政府保証第817回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.3
政府保証第818回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.3
政府保証第819回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.3
政府保証第820回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.3
政府保証第821回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.1
政府保証第822回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.0
政府保証第823回公営企業債券	—	100,000	—	100,000	0.8
政府保証第824回公営企業債券	—	150,000	—	150,000	0.8
政府保証第825回公営企業債券	—	258,390	—	258,390	0.8
政府保証債(外債)	894,859	70,000	57,217	907,642	
政府保証第8回ユーロ・ドル公営企業債券 ～政府保証第1回グローバル・円公営企業債券	894,859	—	57,217	837,642	1.550 ～9.125
政府保証第2回グローバル・円公営企業債券	—	70,000	—	70,000	1.550
非政府保証公募債	100,000	220,000	—	320,000	
第1回公営企業債券	100,000	—	—	100,000	1.42
第2回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	1.49
20年第1回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.10
第3回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	1.30
変動利付第1回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	変動
第4回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	1.07
定時償還第1回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	1.39
20年第2回公営企業債券	—	10,000	—	10,000	1.45

銘柄	当 期 首 未償還残高	当期発行高	当期償還高	当 期 末 未償還残高	利 率 (%)
縁故債	5,138,136	240,000	511,996	4,866,139	
第687回公営企業債券 ～い号第60回公営企業債券	5,138,136	—	511,996	4,626,139	1.40 ～5.80
特別第1号第1回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.42
特別第1号第2回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.25
特別第1号第3回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	0.98
特別第1号第4回公営企業債券	—	120,000	—	120,000	0.92
計	22,875,916	1,638,390	1,708,364	22,805,941	

ハ 引当金の明細

(単位：百万円)

引当金の種類	当期首残高	当期増加高	当 期 減 少 高		当期末残高
			目的使用	そ の 他	
利差補てん引当金	45,281	65,787	24,510	—	86,558
債券借換損失引当金	1,481,527	245,780	—	—	1,727,307

ニ その他の主な資産及び負債の明細

(イ) 資産の部

現金預け金	現金0百万円、預け金792,214百万円
受取手形	該当ありません。
売掛金	該当ありません。
未収金	該当ありません。
未収収益	貸付金利息26,191百万円、受託手数料43百万円

(ロ) 負債の部

支払手形	該当ありません。
買掛金	該当ありません。
短期借入金	該当ありません。
未払金	消費税3百万円
未払費用	債券利息13,377百万円、支払雑利息2百万円

3 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高 (取得価格)	当期増加額	当期減少額	当期末残高 (取得価格)	減価償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
土地	1,362	—	0	1,362	—	—	1,362
建物	1,086	4	122	967	206	24	760
構築物	98	0	14	84	45	4	39
機械器具備品	154	26	0	180	101	9	79
造作	185	—	0	185	127	16	58
敷金	396	—	—	396	—	—	396
計	3,283	30	137	3,177	481	55	2,695

4 出資先の明細

該当ありません。

5 子会社及び関連会社

該当ありません。

6 主な費用及び収益の明細

イ 国庫補助金等の明細

該当ありません。

ロ 役員及び職員の給与費の明細

(単位：百万円)

区 分	金 額
役 員 給	92
職 員 給	653
職 員 基 本 給	411
職 員 諸 手 当	203
超 過 勤 務 手 当	39
退 職 手 当	14
計	760

ハ 関連公益法人等の基本財産に対する出捐、寄付等の明細

該当ありません。

平成14年度資金収支実績

(単位：千円)

収 入 科 目	金 額	支 出 科 目	金 額
前 期 末 現 金 預 け 金	1,216,399,984	長 期 及 び 許 可 前 貸 付 金	1,732,962,220
産 業 投 資 出 資 金	—	短 期 貸 付 金	—
公 営 競 技 納 付 金	14,919,943	債 券 償 還 金	1,708,364,577
公 営 企 業 債 券	1,634,334,000	短 期 借 入 償 還 金	48,000,000
政 府 保 証 債	1,174,395,000	固 定 資 産 取 得 費	30,670
国 内 債	1,104,395,000	事 業 損 金	635,162,591
外 債	70,000,000	事 務 費	1,741,587
非 政 府 保 証 債	459,939,000	支 払 利 息	622,574,263
公 募 債	219,939,000	債 券 発 行 諸 費	10,846,741
縁 故 債	240,000,000	そ の 他	25,669
短 期 借 入 金	48,000,000	期 末 現 金 預 け 金	961,543,680
長 期 及 び 許 可 前 貸 付 回 収 金	1,256,027,816		
短 期 貸 付 回 収 金	—		
事 業 益 金	909,433,291		
一 般 会 計 よ り 受 入	—		
雑 収 入	6,948,647		
そ の 他	25,724		
合 計	5,086,089,406	合 計	5,086,089,406

(四) 平成 15 年度財務諸表

貸借対照表(平成16年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
貸 付 金		債 券	
長 期 貸 付 金	24,888,435,338,303	債 券 発 行 高	22,614,090,636,767
受 託 貸 付 金	414,615,548,819	受 託 貸 付 資 金	414,615,548,819
現 金 預 け 金	586,072,860,977	未 払 費 用	12,880,225,799
現 金	30,000	未 払 債 券 利 息	12,878,339,387
預 け 金	586,072,830,977	未 払 支 払 雑 利 息	1,886,412
有 価 証 券		雑 勘 定	6,849,708,158
国 債	129,998,650,000	前 受 収 益	6,847,259,558
未 収 収 益	24,799,394,440	未 払 金	2,448,600
未 収 貸 付 金 利 息	24,759,102,503	基 金	
未 収 受 託 手 数 料	40,291,937	基本公営企業健全化基金	860,606,507,383
固 定 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金	2,120,860,234,183
20 業 務 用 固 定 資 産	2,581,068,570	利 差 補 て ん 引 当 金	120,872,024,555
		債 券 借 換 損 失 引 当 金	1,999,988,209,628
		(負 債 合 計)	26,029,902,861,109
		資 本 金	
		産 業 投 資 出 資 金	16,600,000,000
		(資 本 合 計)	16,600,000,000
資 産 合 計	26,046,502,861,109	負 債 ・ 資 本 合 計	26,046,502,861,109

損益計算書〔平成15年4月1日から
平成16年3月31日まで〕

損		失	利		益														
科	目	金額(円)	科	目	金額(円)														
経	常	費用	562,085,139,305	経	常	収	益	869,140,291,458											
債	券	利息	542,451,954,033	貸	付	金	利息	861,938,010,720											
借	入	金	利息	139,726	許	可	前	貸	付	利	息	480,681							
支	払	雑	利息	347,100,000	長	期	貸	付	利	息	861,937,530,039								
事	務	費	1,673,802,231	受	託	手	数	料	276,286,579										
俸	給	及	諸	給	与	760,804,469	預	け	金	利	息	57,777,629							
諸	支	出	金	96,320,678	有	価	証	券	益										
旅	費	33,306,716	有	価	証	券	益	55,163,810											
業	務	諸	費	756,349,430	雑	収	入	713,323,187											
交	際	費	443,000	労働	保	険	料	被	保	険	者	負	担	金	4,742,989				
税	金	26,577,938	雑	益	708,580,198														
債	券	発	行	諸	費	5,455,767,147	公	営	企	業	健	全	化	基	金	よ	り	受	入
償	却	費	12,154,380,574	基本	公	営	企	業	健	全	化	基	金	よ	り	受	入	6,099,729,533	
20	固	定	資	産	減	価	償	却	費	54,807,017	特	別	利	益					
債	券	発	行	差	金	償	却	5,255,900,000	利	差	補	て	ん	引	当	金	繰	入	24,177,672,218
債	券	発	行	費	償	却	6,843,673,557												
雑	損	1,995,594																	
特	別	損	失	331,232,824,371															
固	定	資	産	除	却	損	60,392,359												
利	差	補	て	ん	引	当	金	繰	入	58,491,658,908									
債	券	借	換	損	失	引	当	金	繰	入	272,680,773,104								
当	期	利	益	金	0														
合	計	893,317,963,676	合	計	893,317,963,676														

重要な会計方針等

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

固定資産 460,159,206 円

3 引当金の計上基準

(1) 利差補てん引当金

利子を軽減された資金の貸付けにより生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令（昭和 32 年政令第 79 号）第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公営企業金融公庫法施行規則（平成 13 年総務省・財務省令第 5 号）第 2 条及び附則第 2 条で定めるところにより算定した額を計上している。

(2) 債券借換損失引当金

発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令第 16 条第 1 項の規定に基づき、当該事業年度末貸付金残高の 100/1000 の範囲内で計上している。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

① 債券発行費

公庫の国庫納付金に関する政令(昭和 26 年政令第 162 号)第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、償却している。

② 債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)はない。

財産目録(平成16年3月31日現在)

摘 要		金額(円)
(資産の部)		
貸付金		
長期貸付	口 213,626	24,888,435,338,303
受託貸付金	33,443	414,615,548,819
現金預け金		586,072,860,977
現金		30,000
預け金	みずほコーポレート銀行外11行	586,072,830,977
有価証券		
国債	政府短期証券 2口 額面 130,000,000,000 円	129,998,650,000
未収収益		24,799,394,440
未収貸付金利息		24,759,102,503
未収受託手数料		40,291,937
固定資産		
業務用固定資産		2,581,068,570
土地	8筆 m ² 11,009	1,362,081,139
建物	12棟 延4,008	686,389,987
構築物		30,326,766
機械器具備品	自動車2両、その他 143点	65,115,571
造作		41,148,907
敷金	4口	396,006,200
資産合計		26,046,502,861,109
(負債の部)		
債券		
債券発行高		22,614,090,636,767
受託貸付資金		414,615,548,819
未払費用		12,880,225,799
未払債券利息		12,878,339,387
未払支払雑利息		1,886,412
雑勘定		6,849,708,158
前受収益		6,847,259,558
未払金		2,448,600
基金		
基本公営企業健全化基金		860,606,507,383
特別法上の引当金		2,120,860,234,183
利差補てん引当金		120,872,024,555
債券借換損失引当金		1,999,988,209,628
負債合計		26,029,902,861,109
正味財産		16,600,000,000

(参考)

(a) 平成15年度財務諸表の勘定科目の概要

① 貸借対照表の概要

前記貸借対照表の各勘定科目の概要は以下のとおりです。

i 貸付金 24,888,435,338,303円

長期貸付の残高であって、本年度1兆7,111億3,465万円の貸付けを行ったが、一方1兆3,467億8,140万5,453円の償還があったので、平成14年度末の残高24兆5,240億8,209万3,756円に対し、3,643億5,324万4,547円の増加となった。

ii 受託貸付金 414,615,548,819円

農林漁業金融公庫の委託を受けて貸付けを行っている公有林整備事業及び草地開発事業に対する受託貸付金勘定であって、本年度278億8,750万円の貸付けを行ったが、一方374億9,287万9,776円の償還があったので、平成14年度末の残高4,242億2,092万8,595円に対し、96億537万9,776円の減少となった。

iii 現金預け金 586,072,860,977円

年度末における手持現金の残高3万円と銀行預け金の残高5,860億7,283万977円の合計額である。

iv 有価証券 129,998,650,000円

国債である。

v 未収収益 24,799,394,440円

未収貸付金利息247億5,910万2,503円及び未収受託手数料4,029万1,937円の合計額である。

vi 固定資産 2,581,068,570円

土地13億6,208万1,139円、建物6億8,638万9,987円、構築物3,032万6,766円、機械器具備品6,511万5,571円、造作4,114万8,907円及び敷金3億9,600万6,200円の合計額である。

vii 債券 22,614,090,636,767円

公営企業債券の残高であって、本年度においては、2兆3,079億円(うち国外債券1,300億円)を発行し、償還額2兆4,997億5,089万9,103円(うち国外債券1,285億6,079万9,103円)を差し引いたので、平成14年度末の残高22兆8,059億4,153万5,870円に対し、1,918億5,089万9,103円の減少となった。

viii 受託貸付資金 414,615,548,819円

公有林整備事業及び草地開発事業に貸し付けるため農林漁業金融公庫から交付された資金の残高である。

ix 未払費用 12,880,225,799円

未払債券利息128億7,833万9,387円(うち国外債券89億9,597万3,342円)及び未払支払雑利息188万6,412円の合計額である。

x 雑勘定 6,849,708,158円

当年度発生消費税の未払金244万8,600円、国外公営企業債券の償還を目的とした長期先物為替契約により発生した前受収益68億4,725万9,558円(14年度末の残高89億2,787万6,437円から、当年度取りくずした20億8,061万6,879円を差し引いた額)の合計額である。

xi 基 金 860,606,507,383 円

基本公営企業健全化基金 8,606 億 650 万 7,383 円(14 年度末の残高 8,558 億 3,848 万 1,126 円と当年度計上された 108 億 6,775 万 5,790 円の合計額 8,667 億 623 万 6,916 円から、当年度取りくずした 60 億 9,972 万 9,533 円を差し引いた額)である。

xii 特別法上の引当金 2,120,860,234,183 円

低利貸付に係る利子の軽減に充てるための利差補てん引当金 1,208 億 7,202 万 4,555 円(14 年度末の残高 865 億 5,803 万 7,865 円と当年度計上された 584 億 9,165 万 8,908 円との合計額 1,450 億 4,969 万 6,773 円から、当年度取りくずした 241 億 7,767 万 2,218 円を差し引いた額)及び債券借換損失引当金 1 兆 9,999 億 8,820 万 9,628 円(14 年度末の残高 1 兆 7,273 億 743 万 6,524 円と当年度計上された 2,726 億 8,077 万 3,104 円との合計額)の合計額である。

xiii 資 本 金 16,600,000,000 円

産業投資特別会計から出資された額の合計額である。

② 損益計算書の概要

前記損益計算書の各勘定科目の概要は以下のとおりです。

i 債 券 利 息 542,451,954,033 円

公営企業債券の本年度支払利息 5,450 億 3,092 万 2,706 円(うち国外債券利息 238 億 5,789 万 3,219 円)と未払利息 128 億 7,833 万 9,387 円(うち未払国外債券利息 89 億 9,597 万 3,342 円)との合計額 5,579 億 926 万 2,093 円から当年度前受収益の取崩額 20 億 8,061 万 6,879 円と前年度計上済の未払利息戻入額 133 億 7,669 万 1,181 円(うち未払国外債券利息戻入額 97 億 555 万 2,527 円)を差し引いた額である。

ii 借 入 金 利 息 139,726 円

本年度中の短期借入金に係る支払利息である。

iii 支 払 雑 利 息 347,100,000 円

有価証券店頭指数等スワップ取引に係る本年度支払利息 3 億 4,710 万円と未払利息 188 万 6,412 円の合計額 3 億 4,898 万 6,412 円から前年度計上済の未払利息戻入額 188 万 6,412 円を差し引いた額である。

iv 事 務 費 1,673,802,231 円

人件費及び物件費である。

v 債 券 発 行 諸 費 5,455,767,147 円

本年度支出した債券発行諸費 122 億 9,944 万 704 円(元利金支払手数料 50 億 2,205 万 5,462 円、債券発行手数料 69 億 2,075 万 5,700 円、債券発行雑費 3 億 5,662 万 9,542 円)のうち 54 億 5,576 万 7,147 円は本年度損金計上額であり、68 億 4,367 万 3,557 円については、繰延資産に計上するものである。

vi 償 却 費 12,154,380,574 円

固定資産の当年度分減価償却額及び公営企業債券に係る発行差金と債券発行費のうち、平成 15 年度に計上された繰延資産に係る当年度償却額である。

- vii 雑 損 1,995,594 円
 固定資産(什器等)の除却に伴う雑損の計上額である。
- viii 固定資産除却損 60,392,359 円
 職員宿舎の解体に伴う固定資産(建物等)の除却損である。
- ix 利差補てん引当金繰入 58,491,658,908 円
 低利貸付に係る利子の軽減に充てるための引当金への繰入額である。
- x 債券借換損失引当金繰入 272,680,773,104 円
 債券の借換えによって生じる損失に備えるための引当金への繰入額である。
- xi 貸付金利息 861,938,010,720 円
 許可前貸付利息 48 万 681 円、長期貸付利息 8,633 億 6,977 万 601 円、長期貸付の未収貸付金利息 247 億 5,910 万 2,503 円の合計額 8,881 億 2,935 万 3,785 円から前年度計上済の未収貸付金利息戻入額 261 億 9,134 万 3,065 円を差し引いた額である。
- xii 受託手数料 276,286,579 円
 農林漁業金融公庫からの受託手数料収入分 2 億 7,915 万 7,802 円と未収分 4,029 万 1,937 円との合計額 3 億 1,944 万 9,739 円から前年度計上済の未収受託手数料戻入額 4,316 万 3,160 円を差し引いた額である。
- xiii 預け金利息 57,777,629 円
 銀行預金による預け金利息である。
- xiv 有価証券益 55,163,810 円
 余裕金の運用により取得した有価証券の償還益である。
- xv 雑 収 入 713,323,187 円
 雇用保険料の被保険者負担金 474 万 2,989 円、繰上償還に係る補償金 6 億 8,922 万 840 円、その他職員住宅家賃等の収入である。
- xvi 公営企業健全化基金より受入 6,099,729,533 円
 基本公営企業健全化基金よりの本年度受入額である。
- xvii 利差補てん引当金戻入 24,177,672,218 円
 利差補てん引当金よりの本年度取崩額である。

(b) 平成15年度附属明細書

附属明細書の計数について
 1 金額の単位未満は切り捨てて表示しているため、
 合計が一致しないことがある。
 2 「0」は単位未満、「-」は皆無を表している。

1 出資者及び出資額の明細

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
産業投資特別会計出資金	16,600	—	—	16,600

(注) 出資金については、公営企業金融公庫法第5条の規定により、全額を政府から受け入れています。

2 主な資産及び負債の明細

イ 長期借入金の明細

該当ありません。

ロ 債券の明細

(単位：百万円)

銘 柄	当 期 首 未償還残高	当期発行高	当期償還高	当 期 末 未償還残高	利 率 (%)
政府保証債(国内債)	16,712,160	1,395,900	1,769,640	16,338,420	
政府保証第697回公営企業債券 ～政府保証第825回公営企業債券	16,712,160	—	1,769,640	14,942,520	0.8 ～5.1
政府保証第826回公営企業債券	—	300,000	—	300,000	0.7
政府保証第827回公営企業債券	—	290,000	—	290,000	0.6
政府保証第828回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	0.5
政府保証第829回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	1.1
政府保証第830回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	0.9
政府保証第831回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	1.6
政府保証第832回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	1.4
政府保証第833回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	1.5
政府保証第834回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	1.5
政府保証第835回公営企業債券	—	80,000	—	80,000	1.4
政府保証第836回公営企業債券	—	90,000	—	90,000	1.3
政府保証第837回公営企業債券	—	145,900	—	145,900	1.4
政府保証債(外債)	907,642	130,000	128,561	909,081	
政府保証第9回ユーロ・ドル公営企 業債券 ～政府保証第2回グローバル・円公 営企業債券	907,642	—	128,561	779,081	1.550 ～9.125
政府保証第3回グローバル・円公 営企業債券	—	130,000	—	130,000	1.350
非政府保証公募債	320,000	300,000	—	620,000	
第1回公営企業債券 ～20年第2回公営企業債券	320,000	—	—	320,000	1.07 ～2.10
第5回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	0.77
第6回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	0.64
20年第3回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	1.03
定時償還第2回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	1.51
第7回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	1.54
20年第4回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.09
20年第5回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.11

銘柄	当期首 未償還残高	当期発行高	当期償還高	当期末 未償還残高	利率 (%)
20年第6回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.03
30年第1回公営企業債券	—	10,000	—	10,000	2.40
30年第2回公営企業債券	—	10,000	—	10,000	2.39
第8回公営企業債券	—	30,000	—	30,000	1.31
縁故債	4,866,139	482,000	601,550	4,746,589	
い号第34回公営企業債券 ～特別第1号第4回公営企業債券	4,866,139	—	601,550	4,264,589	0.92 ～5.10
特別第1号第5回公営企業債券	—	42,000	—	42,000	0.67
特別第1号第6回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	1.09
特別第1号第7回公営企業債券	—	90,000	—	90,000	1.44
特別第1号第8回公営企業債券	—	110,000	—	110,000	1.40
特別第1号第9回公営企業債券	—	170,000	—	170,000	1.52
計	22,805,942	2,307,900	2,499,751	22,614,091	

ハ 引当金の明細

(単位：百万円)

引当金の種類	当期首残高	当期増加高	当期減少高		当期末残高
			目的使用	その他	
利差補てん引当金	86,558	58,492	24,178	—	120,872
債券借換損失引当金	1,727,307	272,681	—	—	1,999,988

ニ その他の主な資産及び負債の明細

(イ) 資産の部

現金預け金	現金0百万円、預け金586,073百万円
受取手形	該当ありません。
売掛金	該当ありません。
未収金	該当ありません。
未収収益	貸付金利息24,759百万円、受託手数料40百万円

(ロ) 負債の部

支払手形	該当ありません。
買掛金	該当ありません。
短期借入金	該当ありません。
未払金	消費税2百万円
未払費用	債券利息12,878百万円、支払雑利息2百万円

3 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高 (取得価格)	当期増加額	当期減少額	当期末残高 (取得価格)	減価償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
土地	1,362	—	—	1,362	—	—	1,362
建物	967	—	83	885	198	21	686
構築物	85	2	15	72	42	4	30
機械器具備品	181	1	40	142	76	13	65
造作	186	—	1	185	144	16	41
敷金	396	—	0	396	—	—	396
計	3,177	3	139	3,041	460	55	2,581

4 出資先の明細

該当ありません。

5 子会社及び関連会社

該当ありません。

6 主な費用及び収益の明細

イ 国庫補助金等の明細

該当ありません。

ロ 役員及び職員の給与費の明細

(単位：百万円)

区 分	金 額
役 員 給	91
職 員 給	663
職 員 基 本 給	419
職 員 諸 手 当	204
超 過 勤 務 手 当	40
退 職 手 当	7
計	761

ハ 関連公益法人等の基本財産に対する出捐、寄付等の明細

該当ありません。

平成15年度資金収支実績

(単位：千円)

収入科目	金額	支出科目	金額
前期末現金預け金	961,543,680	長期及び許可前貸付金	1,711,134,650
産業投資出資金	—	短期貸付金	—
公営競技納付金	10,867,756	債券償還金	2,499,750,899
公営企業債券	2,302,644,100	短期借入償還金	6,000,000
政府保証債	1,520,812,100	固定資産取得費	2,870
国内債	1,390,994,100	事業損金	559,352,925
外債	129,818,000	事務費	1,675,322
非政府保証債	781,832,000	支払利息	545,378,162
公募債	299,832,000	債券発行諸費	12,299,441
縁故債	482,000,000	その他	36,007
短期借入金	6,000,000	期末現金預け金	716,071,511
長期及び許可前貸付回収金	1,346,781,405		
短期貸付回収金	—		
事業益金	863,370,251		
一般会計より受入	—		
雑収入	1,105,422		
その他	36,248		
合計	5,492,348,862	合計	5,492,348,862

(ハ) 平成 11 年度から平成 15 年度までの貸借対照表及び損益計算書

平成 11 年度から平成 15 年度までの貸借対照表

(単位：円)

年 度(平成)		11	12	13	14	15
科 目 資産の部	貸付金					
	長期貸付	22,534,227,637,952	23,377,078,664,508	24,047,147,689,937	24,524,082,093,756	24,888,435,338,303
	受託貸付金	439,240,573,152	437,431,301,637	432,148,780,630	424,220,928,595	414,615,548,819
	現金預け金	1,054,574,511,525	1,119,730,526,996	1,011,400,323,574	792,214,065,184	586,072,860,977
	現 金	100,000	100,000	0	30,000	30,000
	預 け 金	1,054,574,411,525	1,119,730,426,996	1,011,400,323,574	792,214,035,184	586,072,830,977
	有価証券	7,537,138,550	4,934,656,400	204,999,660,000	169,329,614,690	129,998,650,000
	未収収益	29,040,153,626	28,228,089,330	27,601,164,960	26,234,506,225	24,799,394,440
	未収貸付金利息	29,038,050,388	28,225,463,265	27,275,329,551	26,191,343,065	24,759,102,503
	未収受託手数料	2,103,238	2,626,065	12,487,486	43,163,160	40,291,937
	未収受入雑利息	0	0	313,347,923	0	0
	雑勘定					
	仮払金	4,126,046	12,579,602	0	0	0
	固定資産					
	20業務用固定資産	1,610,569,160	2,523,181,562	2,802,471,273	2,695,843,323	2,581,068,570
資産合計	24,066,234,710,011	24,969,939,000,035	25,726,100,090,374	25,938,777,051,773	26,046,502,861,109	
負債及び 資本の部	債券					
	債券発行高	21,673,102,655,107	22,362,802,003,680	22,875,916,112,745	22,805,941,535,870	22,614,090,636,767
	受託貸付資金	439,240,573,152	437,431,301,637	432,148,780,630	424,220,928,595	414,615,548,819
	未払費用	20,772,923,182	17,796,878,128	15,930,318,886	13,378,577,593	12,880,225,799
	未払債券利息	20,772,923,182	17,796,878,128	15,930,318,886	13,376,691,181	12,878,339,387
	未払支払雑利息	0	0	0	1,886,412	1,886,412
	雑勘定	12,977,191,794	13,551,300,409	11,168,772,581	8,932,054,200	6,849,708,158
	仮受金	142,660	138,331	153,402	209,363	0
	前受収益	12,974,004,334	13,486,343,673	11,148,661,335	8,927,876,437	6,847,259,558
	未払金	3,044,800	64,818,405	19,957,844	3,968,400	2,448,600
	基金					
	基本公営企業健全化 基金	820,744,912,720	843,151,659,901	847,527,797,970	855,838,481,126	860,606,507,383
	特別法上の引当金	1,082,796,454,056	1,278,605,856,280	1,526,808,307,562	1,813,865,474,389	2,120,860,234,183
	利差補てん引当金	—	—	45,281,007,815	86,558,037,865	120,872,024,555
	債券借換損失引当金	1,082,796,454,056	1,278,605,856,280	1,481,527,299,747	1,727,307,436,524	1,999,988,209,628
	(負債合計)	24,049,634,710,011	24,953,339,000,035	25,709,500,090,374	25,922,177,051,773	26,029,902,861,109
	資本金					
	産業投資出資金	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000
	(資本合計)	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000
	負債・資本合計	24,066,234,710,011	24,969,939,000,035	25,726,100,090,374	25,938,777,051,773	26,046,502,861,109

平成 11 年度から平成 15 年度までの損益計算書

(単位：円)

年 度(平成)		11	12	13	14	15
損 失	経常費用	842,884,792,789	779,108,187,208	702,326,045,545	634,485,909,190	562,085,139,305
	債券利息	811,358,370,605	752,438,217,774	679,223,270,476	617,508,921,728	542,451,954,033
	借入金利息	0	0	233,584	1,678,245	139,726
	支払雑利息	0	0	0	291,136,412	347,100,000
	事務費	1,695,484,995	1,709,170,022	1,734,891,618	1,725,598,043	1,673,802,231
	俸給及諸給与	840,381,617	863,314,418	850,465,973	760,604,262	760,804,469
	諸支出金	85,417,429	87,502,938	92,900,082	94,115,082	96,320,678
	旅 費	42,886,053	35,563,221	31,712,344	33,179,059	33,306,716
	業務諸費	701,165,090	690,708,735	730,345,749	807,915,309	756,349,430
	交際費	1,073,000	799,250	669,950	773,325	443,000
	税 金	24,561,806	31,281,460	28,797,520	29,011,006	26,577,938
	債券発行諸費	5,677,607,666	5,095,748,679	4,793,449,562	4,309,625,932	5,455,767,147
	償却費	24,153,329,523	19,865,012,232	16,574,098,942	10,648,870,091	12,154,380,574
	20 固定資産減価償却費	49,777,867	50,969,727	49,011,133	55,755,359	54,807,017
	債券発行差金償却	8,351,515,200	6,566,780,000	4,072,160,000	4,056,000,000	5,255,900,000
	債券発行費償却	15,752,036,456	13,247,262,505	12,452,927,809	6,537,114,732	6,843,673,557
	雑 損	0	38,501	101,363	78,739	1,995,594
	特別損失	158,544,435,415	195,809,402,224	248,202,451,282	311,648,477,632	331,232,824,371
	固定資産除却損	0	0	0	81,463,396	60,392,359
	利差補てん引当金繰入	—	—	45,281,007,815	65,786,877,459	58,491,658,908
債券借換損失引当金繰入	158,544,435,415	195,809,402,224	202,921,443,467	245,780,136,777	272,680,773,104	
当期利益金	0	0	0	0	0	
合 計	1,001,429,228,204	974,917,589,432	950,528,496,827	946,134,386,822	893,317,963,676	
利 益	経常収益	1,001,429,228,204	974,917,589,432	950,528,496,827	921,624,539,413	869,140,291,458
	貸付金利息	996,519,747,557	971,004,605,726	939,036,716,968	908,349,304,595	861,938,010,720
	許可前貸付利息	978,495	1,360,262	21,512,819	5,375,269	480,681
	長期貸付利息	996,518,769,062	971,003,245,464	939,014,653,978	908,343,929,326	861,937,530,039
	短期貸付利息	0	0	550,171	0	0
	受託手数料	283,469,852	283,207,137	286,921,387	298,231,533	276,286,579
	一般会計より受入	2,000,000,000	1,400,000,000	0	0	0
	預け金利息	1,202,990,067	1,838,282,962	315,315,352	130,099,361	57,777,629
	有価証券益	405,219,106	378,913,035	1,744,789,767	8,116,200	55,163,810
	有価証券利息	405,180,106	370,648,678	102,386,567	0	0
	有価証券益	39,000	8,264,357	1,642,403,200	8,116,200	55,163,810
	受入雑利息	1,004,150,000	0	1,024,473,937	962,300,935	0
	雑 収 入	13,651,622	12,580,572	156,833,273	5,267,227,054	713,323,187
	労働保険料被保険者負担金	2,758,734	2,763,635	4,199,364	4,382,422	4,742,989
	雑 益	10,892,888	9,816,937	152,633,909	5,262,844,632	708,580,198
	公営企業健全化基金より受入	0	0	7,963,446,143	6,609,259,735	6,099,729,533
	基本公営企業健全化基金より受入	0	0	0	0	0
特別利益	—	—	0	24,509,847,409	24,177,672,218	
利差補てん引当金戻入	—	—	0	24,509,847,409	24,177,672,218	
合 計	1,001,429,228,204	974,917,589,432	950,528,496,827	946,134,386,822	893,317,963,676	

2. 行政コスト計算財務書類

平成 13 年 6 月 19 日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の報告書「民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」において「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が示され、公庫及びその他の特殊法人等は説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類として、平成 12 年度決算から、行政コスト計算財務書類を作成・公表することとなりました。

行政コスト計算書は各特殊法人等の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、民間企業の財務報告において抛るべき基準とされている企業会計原則に準拠した会計処理に基づいて作成し、国民負担を明確にするため、通常企業単体のコストとして認識されない政府出資金等に係わる機会費用を加算して算出されています。

なお、行政コスト計算財務書類の概要については本発行者情報概要書 16 ページ以降を、詳細については次ページ以降をご参照下さい。

(イ) 平成14年度行政コスト計算財務書類

行政コスト計算書
(平成14年4月1日～平成15年3月31日)

(単位：円)

I	業務費用		
	仮定損益計算書上の費用		
	資金調達費用	624,191,856,944	
	その他業務費用	10,858,869,824	
	営業経費	1,857,636,080	
	その他経常費用	78,739	
	特別損失	81,463,396	636,989,904,983
	(控除)業務収入		
	資金運用収益	△908,349,304,595	
	役務取引等収益	△298,231,533	
	その他業務収益	△126,413,497	
	その他経常収益	△7,803,004,367	△916,576,953,992
	業務費用合計		△279,587,049,009
II	機会費用		
	政府出資等の機会費用	116,200,000	
	公務員からの出向に係る退職給付引当金増加額	35,651,779	
	機会費用合計		151,851,779
III	行政コスト		△279,435,197,230

民間企業仮定貸借対照表
(平成15年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	792, 214, 065, 184	債 券	22, 826, 349, 804, 720
有 価 証 券	169, 329, 770, 139	受 託 貸 付 資 金	424, 220, 928, 595
国 債	169, 329, 770, 139	そ の 他 負 債	20, 884, 178, 954
貸 付 金※1	24, 524, 082, 093, 756	未 払 金	3, 968, 400
受 託 貸 付 金	424, 220, 928, 595	長 期 未 払 金	3, 032, 817, 856
そ の 他 資 産	61, 568, 544, 373	未 払 費 用	13, 376, 691, 181
未 収 収 益	26, 239, 294, 156	債 券 発 行 差 金	4, 470, 492, 154
債 券 発 行 差 金	31, 658, 480, 829	そ の 他 の 負 債	209, 363
そ の 他 の 資 産	3, 670, 769, 388	賞 与 引 当 金	37, 663, 435
動 産 不 動 産	2, 695, 843, 323	退 職 給 付 引 当 金	278, 342, 870
土 地 建 物 動 産	2, 780, 823, 262	公 営 企 業 健 全 化 基 金	855, 838, 481, 126
減 価 償 却 累 計 額	△ 481, 436, 139	(負 債 の 部 合 計)	24, 127, 609, 399, 700
保 証 金 権 利 金	396, 456, 200	(資 本 の 部)	
貸 倒 引 当 金	0	資 本 金	16, 600, 000, 000
		剰 余 金	1, 829, 901, 845, 670
		利 差 補 て ん 積 立 金 ※2	86, 558, 037, 865
		金 利 変 動 積 立 金 ※3	1, 727, 307, 436, 524
		次 期 繰 越 利 益 金	16, 036, 371, 281
		(資 本 の 部 合 計)	1, 846, 501, 845, 670
資 産 の 部 合 計	25, 974, 111, 245, 370	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	25, 974, 111, 245, 370

- ※1 貸付金のうち、「銀行法施行規則」(昭和57年3月31日大蔵省令第10号)第19条の2第1項第5号ロに該当する「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」はない。
- ※2 利差補てん積立金は、法定の財務諸表では特別法上の引当金等である「利差補てん引当金」として表示している。
- ※3 金利変動積立金は、法定の財務諸表では特別法上の引当金等である「債券借換損失引当金」として表示している。

民間企業仮定損益計算書
(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 益	916,576,953,992
資 金 運 用 収 益	908,349,304,595
貸 付 金 利 息	908,349,304,595
役 務 取 引 等 収 益	298,231,533
受 託 手 数 料	298,231,533
そ の 他 業 務 収 益	126,413,497
預 け 金 利 息	118,282,389
有 価 証 券 利 息	8,131,108
そ の 他 経 常 収 益	7,803,004,367
公営企業健全化基金取崩益	6,609,259,735
そ の 他 の 経 常 収 益	1,193,744,632
経 常 費 用	636,908,441,587
資 金 調 達 費 用	624,191,856,944
債 券 利 息	617,608,392,719
借 入 金 利 息	1,678,245
債 券 発 行 差 金 償 却	6,581,785,980
そ の 他 業 務 費 用	10,858,869,824
債 券 発 行 費	10,846,740,664
そ の 他 の 支 払 利 息	12,129,160
営 業 経 費	1,857,636,080
一 般 管 理 費	1,585,905,944
賞 与 引 当 金 繰 入 額	37,663,435
退 職 給 付 費 用	75,789,403
減 価 償 却 費	158,277,298
そ の 他 経 常 費 用	78,739
経 常 利 益	279,668,512,405
特 別 損 失	81,463,396
動 産 不 動 産 処 分 損	81,463,396
当 期 利 益	279,587,049,009

キャッシュ・フロー計算書
(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	当 期
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	1,256,027,816,181
貸付金払出による支出	△1,732,962,220,000
貸付金利息収入	909,144,041,081
債券発行による収入	1,638,403,100,000
債券償還による支出	△1,709,759,000,000
債券利息支出	△ 619,613,262,348
債券発行費支出	△ 10,846,740,664
短期借入金による収入	48,000,000,000
短期借入金償還による支出	△ 48,000,000,000
短期借入金利息支出	△ 1,678,245
受託手数料収入	267,555,859
運用利息収入	138,215,561
業務経費支出	△ 1,659,513,453
その他業務活動による収入	1,193,815,501
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 269,667,870,527
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
動産不動産の取得による支出	△ 108,361,156
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 108,361,156
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
公営競技納付金収入	14,919,942,891
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,919,942,891
IV 現金及び現金同等物に係る換算価額	0
V 現金及び現金同等物の減少額	△ 254,856,288,792
VI 現金及び現金同等物の期首残高	1,216,400,124,115
VII 現金及び現金同等物の期末残高	961,543,835,323

民間企業仮定利益金処分計算書
(平成15年3月31日)

(単位：円)

当期末処分利益金		
前期繰越利益金	23,506,489,099	
当期利益金	<u>279,587,049,009</u>	303,093,538,108
任意積立金取崩額		
利差補てん積立金	<u>24,509,847,409</u>	24,509,847,409
利益処分額		
利差補てん積立金 ※1	65,786,877,459	
金利変動積立金 ※2	<u>245,780,136,777</u>	<u>311,567,014,236</u>
次期繰越利益金 ※3		<u><u>16,036,371,281</u></u>

※1 利差補てん積立金は、利子を軽減された資金の貸付けにより生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令(昭和32年政令第79号)第15条の2第1項の規定に基づき算定している額である。

※2 金利変動積立金は、発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令第16条第1項の規定に基づき算定している額である。

※3 次期繰越利益金は、法定の財務諸表では一括償却している債券発行差金の償却繰り延べ額等である。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）によっている。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっている。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 動産不動産

動産不動産の減価償却は、定額法を採用している。

主要な耐用年数は次のとおりである。

建物：47年

動産：5年～30年

(2) ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却している。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当公庫の貸倒引当金は、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」の整備について(平成15年2月25日金検第90号)に定める基準に従い計上している。

その結果、期末における貸倒引当金の残高はない。

(2) 賞与引当金

役員及び職員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当期の勤務に係る部分を計上している。

(3) 退職給付引当金

① 採用している退職給付制度の概要

確定している退職給付制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けている。

② 退職給付引当金の計上基準

役員及び従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上している。

③ 退職給付債務に関する事項

退職給付債務 429,100,074円

年金資産 150,757,204円

退職給付引当金 278,342,870円

退職給付債務の算定は簡便法によっている。

④ 退職給付費用の額 75,789,403円

5. その他の重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

①債券発行費

公庫の国庫納付金に関する政令(昭和 26 年政令第 162 号)第 1 条第 4 項に基づき、財務大臣が別に定めたところ(支出時に全額費用として処理)により、償却している。

②債券発行差金

債券の償却期限までの期間(原則 10 年間)で均等償却している。

(3)延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)はない。

(4)重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用している。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…有価証券店頭指数等スワップ

ヘッジ対象…債券

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券の元利償還

③ヘッジ方針

債券発行時から貸付利率算定時までの金利変動リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債務の範囲内でヘッジを行っている。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎として判断している。また、通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略している。

6. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

(1)資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少のリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(2)現金及び現金同等物の期末残高と仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	期末残高
現金預け金	792,214,065,184 円
有価証券	169,329,770,139 円
現金及び現金同等物	961,543,835,323 円

7. 機会費用の計上基準

(1)政府出資等に係る機会費用の算出に用いた利子率

決算日における 10 年国債の利回りを使用している。

14 年度末(平成 15 年 3 月末) 0.700%

(2)公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

退職給付引当金の公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数は、次のとおりである。

対象者数 77 人

附属明細書

1. 資本に関する事項

(単位：円)

区分	国の会計区分	根拠法令	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
資本金	産業投資特別会計 産業投資出資金	公営公庫法第 5条	16,600,000,000	0	0	16,600,000,000

2. 資産及び負債に関する事項

(1) 有価証券の明細

区分	種類及び銘柄	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
満期保有目的の債券	153回政府短期証券	59,999,956,491	43,509	60,000,000,000	0
	154回政府短期証券	99,999,912,500	87,500	100,000,000,000	0
	155回政府短期証券	9,999,991,944	8,056	10,000,000,000	0
	156回政府短期証券	14,999,974,884	25,116	15,000,000,000	0
	158回政府短期証券	9,999,982,500	17,500	10,000,000,000	0
	159回政府短期証券	9,999,982,222	17,778	10,000,000,000	0
	157回～312回 政府短期証券	0	1,393,380,000,000	1,393,380,000,000	0
	207回政府短期証券	0	159,999,824,999	0	159,999,824,999
	212回政府短期証券	0	9,329,945,140	0	9,329,945,140
	計	204,999,800,541	1,562,709,969,598	1,598,380,000,000	169,329,770,139

(2) 事業資産等の明細

① 本事業年度末の現在額及び前事業年度末からの増減額

(単位：円)

区分	リスク管理債権	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
長期貸付	正常債権	24,047,147,689,937	1,732,962,220,000	1,256,027,816,181	24,524,082,093,756
	要管理債権	0	0	0	0
	危険債権	0	0	0	0
	破産更生債権等	0	0	0	0
	計	24,047,147,689,937	1,732,962,220,000	1,256,027,816,181	24,524,082,093,756

② 貸倒引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	0	0	0	0
個別貸倒引当金	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(注) 上記は、貸付金及び貸付金に準ずる債権(未収収益)に係る貸倒引当金の明細である。

③ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	増 減 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	0	0
危 険 債 権	0	0	0
要 管 理 債 権	0	0	0
正 常 債 権	24,074,423,019,488	24,550,273,436,821	475,850,417,333
計	24,074,423,019,488	24,550,273,436,821	475,850,417,333

- (注)1. 上記は、貸付金及び貸付金に準ずる債権(未収収益)に係る明細である。
2. 金融機関における破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権をいう。
 3. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいう。
 4. 要管理債権とは、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。
 5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 2. から 4. までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

④ リスク管理債権の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	増 減 額
破 綻 先 債 権	0	0	0
延 滞 債 権	0	0	0
3ヶ月以上延滞債権	0	0	0
貸出条件緩和債権	0	0	0
計	0	0	0

- (注)1. 金融機関における破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金である。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金である。
 3. 3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権又は延滞債権に該当しないものである。
 4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものである。

⑤ 固定資産(事業資産を除く)の取得、処分及び減価償却費の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額		差引 当期末残高
						累計	当期償却額	
有形固定資産	土地	1,362,191,773	0	110,634	1,362,081,139	0	0	1,362,081,139
	建物	1,086,098,001	4,142,061	122,864,194	967,375,868	206,935,382	24,702,412	760,440,486
	動産	438,999,280	26,638,117	14,271,142	451,366,255	274,500,757	31,052,947	176,865,498
	計	2,887,289,054	30,780,178	137,245,970	2,780,823,262	481,436,139	55,755,359	2,299,387,123
無形固定資産	ソフトウェア	545,045,530	77,691,612	0	622,737,142	318,428,506	102,521,939	304,308,636
投資その他の資産	保証金	396,456,200	0	0	396,456,200	0	0	396,456,200

(注) 1. 土地、建物、動産の3つの項目は、仮定貸借対照表科目では「土地建物動産」に計上している。

2. ソフトウェアは仮定貸借対照表科目では「その他の資産」に計上している。

⑥ 債券の明細

(単位：円、%)

銘柄	期首残高	当期発行額	当期減少額	期末残高	利率
政府保証債(国内債) 第683回～第813回公営企業債券	16,742,920,000,000	0	1,139,150,000,000	15,603,770,000,000	1.1～5.8
政府保証債(国内債) 第814回～第825回公営企業債券	0	1,108,390,000,000	0	1,108,390,000,000	0.8～1.4
政府保証債(外債) 第8回スワフン公営企業債券～第1 回グローバル・円公営企業債券	916,662,604,720	0	58,612,100,000	858,050,504,720	1.550～9.125
政府保証債(外債) 第2回グローバル・円公営企業債券	0	70,000,000,000	0	70,000,000,000	1.550
非政府保証公募債 第1回公営企業債券	100,000,000,000	0	0	100,000,000,000	1.42
非政府保証公募債 第2回～第4回公営企業債券	0	150,000,000,000	0	150,000,000,000	1.07～1.49
非政府保証公募債 20年第1回～第2回公営企業債券	0	30,000,000,000	0	30,000,000,000	1.45～2.10
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	0	20,000,000,000	0	20,000,000,000	変動
非政府保証公募債 定時償還第1回公営企業債券	0	20,000,000,000	0	20,000,000,000	1.39
縁故債 第687回公営企業債券～い号第 60回公営企業債券	5,138,136,200,000	0	511,996,900,000	4,626,139,300,000	1.40～5.80
縁故債 特別第1号第1回～第4回公営企 業債券	0	240,000,000,000	0	240,000,000,000	0.92～1.42
計	22,897,718,804,720	1,638,390,000,000	1,709,759,000,000	22,826,349,804,720	

⑦ 退職給付引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
退職給付に係る引当金	126,059,554	21,987,896	14,418,400	133,629,050
厚生年金基金に係る引当金	101,680,853	53,801,507	10,768,540	144,713,820
計	227,740,407	75,789,403	25,186,940	278,342,870

⑧ その他の引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	32,431,125	37,663,435	32,431,125	37,663,435

⑨ その他の主要な資産負債の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
現金及び預け金	1,011,400,323,574	0	219,186,258,390	792,214,065,184
未収収益	27,304,421,940	26,239,294,156	27,304,421,940	26,239,294,156
未収貸付金利息	27,275,329,551	26,191,343,065	27,275,329,551	26,191,343,065
未収受託手数料	12,487,486	43,163,160	12,487,486	43,163,160
未収預け金利息	16,604,903	4,787,931	16,604,903	4,787,931
その他の資産	1,751,729,518	3,440,957,549	1,521,917,679	3,670,769,388
繰延ヘッジ損失	1,130,658,346	3,182,499,682	1,407,266,580	2,905,891,448
その他	621,071,172	258,457,867	114,651,099	764,877,940
未払金	19,957,844	3,968,400	19,957,844	3,968,400
未払消費税	3,502,100	3,968,400	3,502,100	3,968,400
未払退職手当	16,455,744	0	16,455,744	0
長期未払金	0	3,322,067,856	289,250,000	3,032,817,856
未払費用	15,930,318,886	13,376,691,181	15,930,318,886	13,376,691,181
未払債券利息	4,337,502,071	3,671,138,654	4,337,502,071	3,671,138,654
未払国外債券利息	11,592,816,815	9,705,552,527	11,592,816,815	9,705,552,527
その他の負債	817,463,825	209,363	817,463,825	209,363
金融派生商品	817,310,423	0	817,310,423	0
その他	153,402	209,363	153,402	209,363
計	1,057,224,215,587	46,383,188,505	265,069,588,564	838,537,815,528

3. 主な費用及び収益に関する事項

(1) 国庫補助金等の明細

該当なし

(2) 役員及び職員の給与費の明細

(単位：円)

区 分	支 給 額	賞与引当金繰入額	退職給付費用	
			退 職 一 時 金	厚 生 年 金 基 金
役 員	86,678,806	4,277,655	16,282,560	53,801,507
職 員	627,075,931	33,385,780	5,705,336	
計	713,754,737	37,663,435	21,987,896	53,801,507

(3) 一般管理費の明細

(単位：円)

区 分	金 額
俸 給 及 諸 給 与	713,754,737
諸 支 出 金	78,964,120
旅 費	33,179,059
業 務 諸 費	730,223,697
交 際 費	773,325
税 金	29,011,006
計	1,585,905,944

4. 勘定間の結合に関する事項

該当なし

5. 子会社等との連結に関する事項

該当なし

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条に規定する債権区分ごとの貸倒引当金の引当状況及びリスク管理債権との関係

公営企業金融公庫の貸付は、地方公共団体向け貸付並びに設立地方公共団体の連帯債務保証を付した地方道路公社及び土地開発公社向け貸付であるため、金融再生法に基づく開示債権は、全て正常債権（24,550,273,436,821円）であり、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権は0円である。また、リスク管理債権は0円である。

貸倒引当金は、過去の貸倒実績率及び予想損失率に基づき算出しており、その結果、貸倒引当金残高は0円である。

(㊦) 平成 15 年度行政コスト計算財務書類 (平成 16 年 7 月 30 日公表)

行政コスト計算書
(平成15年4月1日～平成16年3月31日)

(単位：円)

I 業務費用			
仮定損益計算書上の費用			
資金調達費用	548,148,755,673		
その他業務費用	12,647,053,310		
営業経費	1,810,278,833		
その他経常費用	1,995,594		
特別損失	60,392,359	562,668,475,769	
(控除)業務収入			
資金運用収益	△861,938,010,720		
役務取引等収益	△ 276,286,579		
その他業務収益	△ 112,723,661		
その他経常収益	△ 6,808,309,731		
特別利益	△ 2,437,890	△ 869,137,768,581	
業務費用合計			△ 306,469,292,812
II 機会費用			
政府出資等の機会費用	238,210,000		
公務員からの出向に係る退職給付引当金増加額	50,358,405		
機会費用合計			288,568,405
III 行政コスト			△ 306,180,724,407

民間企業仮定貸借対照表
(平成16年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	586,072,860,977	債 券	22,632,039,604,720
有 価 証 券	129,998,887,992	受 託 貸 付 資 金	414,615,548,819
国 債	129,998,887,992	そ の 他 負 債	19,388,944,902
貸 付 金※1	24,888,435,338,303	未 払 金	2,448,600
受 託 貸 付 金	414,615,548,819	長 期 未 払 金	2,685,717,856
そ の 他 資 産	58,240,178,927	未 払 費 用	12,878,339,387
未 収 収 益	24,803,882,050	債 券 発 行 差 金	3,822,439,059
債 券 発 行 差 金	30,241,179,597	賞 与 引 当 金	63,884,707
そ の 他 の 資 産	3,195,117,280	退 職 給 付 引 当 金	258,254,575
動 産 不 動 産	2,581,068,570	公 営 企 業 健 全 化 基 金	860,606,507,383
土 地 建 物 動 産	2,645,221,576	(負債の部合計)	23,926,972,745,106
減 価 償 却 累 計 額	△ 460,159,206	(資 本 の 部)	
保 証 金 権 利 金	396,006,200	資 本 金	16,600,000,000
貸 倒 引 当 金	0	剰 余 金	2,136,371,138,482
		利 差 補 て ん 積 立 金 ※2	120,872,024,555
		金 利 変 動 積 立 金 ※3	1,999,988,209,628
		次 期 繰 越 利 益 金	15,510,904,299
		(資本の部合計)	2,152,971,138,482
資 産 の 部 合 計	26,079,943,883,588	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	26,079,943,883,588

- ※1 貸付金のうち、「銀行法施行規則」(昭和57年3月31日大蔵省令第10号)第19条の2第1項第5号ロに該当する「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」はない。
- ※2 利差補てん積立金は、法定の財務諸表では特別法上の引当金等である「利差補てん引当金」として表示している。
- ※3 金利変動積立金は、法定の財務諸表では特別法上の引当金等である「債券借換損失引当金」として表示している。

民間企業仮定損益計算書
(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 益	869,135,330,691
資 金 運 用 収 益	861,938,010,720
貸 付 金 利 息	861,938,010,720
役 務 取 引 等 収 益	276,286,579
受 託 手 数 料	276,286,579
そ の 他 業 務 収 益	112,723,661
預 け 金 利 息	57,477,308
有 価 証 券 利 息	55,246,353
そ の 他 経 常 収 益	6,808,309,731
公営企業健全化基金取崩益	6,099,729,533
そ の 他 の 経 常 収 益	708,580,198
経 常 費 用	562,608,083,410
資 金 調 達 費 用	548,148,755,673
債 券 利 息	542,123,467,810
借 入 金 利 息	139,726
債 券 発 行 差 金 償 却	6,025,148,137
そ の 他 業 務 費 用	12,647,053,310
債 券 発 行 費	12,299,440,704
そ の 他 の 支 払 利 息	347,612,606
営 業 経 費	1,810,278,833
一 般 管 理 費	1,584,069,719
賞 与 引 当 金 繰 入 額	63,884,707
減 価 償 却 費	162,324,407
そ の 他 経 常 費 用	1,995,594
経 常 利 益	306,527,247,281
特 別 利 益	2,437,890
退職給付引当金戻入	2,437,890
特 別 損 失	60,392,359
動 産 不 動 産 処 分 損	60,392,359
当 期 利 益	306,469,292,812

キャッシュ・フロー計算書
(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	当 期
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	1,346,781,405,453
貸付金払出による支出	△1,711,134,650,000
貸付金利息収入	863,023,151,282
債券発行による収入	2,302,644,100,000
債券償還による支出	△2,502,210,200,000
債券利息支出	△ 542,571,621,809
債券発行費支出	△ 12,299,440,704
短期借入金による収入	6,000,000,000
短期借入金償還による支出	△ 6,000,000,000
短期借入金利息支出	△ 139,726
受託手数料収入	279,157,802
運用利息収入	112,941,439
業務経費支出	△ 1,640,903,359
その他業務活動による収入	708,903,378
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 256,307,296,244
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
動産不動産の取得による支出	△ 32,545,900
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 32,545,900
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
公営競技納付金収入	10,867,755,790
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,867,755,790
IV 現金及び現金同等物に係る換算価額	0
V 現金及び現金同等物の減少額	△ 245,472,086,354
VI 現金及び現金同等物の期首残高	961,543,835,323
VII 現金及び現金同等物の期末残高	716,071,748,969

民間企業仮定利益金処分計算書
(平成16年3月31日)

(単位：円)

当期末処分利益金		
前期繰越利益金	16,036,371,281	
当期利益金	<u>306,469,292,812</u>	322,505,664,093
任意積立金取崩額		
利差補てん積立金	<u>24,177,672,218</u>	24,177,672,218
利益処分額		
利差補てん積立金 ※1	58,491,658,908	
金利変動積立金 ※2	<u>272,680,773,104</u>	<u>331,172,432,012</u>
次期繰越利益金 ※3		<u><u>15,510,904,299</u></u>

※1 利差補てん積立金は、利子を軽減された資金の貸付けにより生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令(昭和32年政令第79号)第15条の2第1項の規定に基づき算定している額である。

※2 金利変動積立金は、発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令第16条第1項の規定に基づき算定している額である。

※3 次期繰越利益金は、法定の財務諸表では一括償却している債券発行差金の償却繰り延べ額等である。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）によっている。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっている。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 動産不動産

動産不動産の減価償却は、定額法を採用している。

主要な耐用年数は次のとおりである。

建物：47年

動産：5年～30年

(2) ソフトウェア

当公庫利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却している。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当公庫の貸倒引当金は、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」の整備について(平成16年2月26日金検第86号)に定める基準に従い計上している。

その結果、期末における貸倒引当金の計上額は無い。

(2) 賞与引当金

役員及び職員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当期の勤務に係る部分を計上している。

(3) 退職給付引当金

① 採用している退職給付制度の概要

確定している退職給付制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けている。

② 退職給付引当金の計上基準

役員及び従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

③ 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	412,098,030円
<u>年金資産</u>	<u>153,843,455円</u>
退職給付引当金	258,254,575円

退職給付債務の算定は簡便法によっている。

④ 退職給付引当金戻入

退職一時金に係る退職給付費用の額 2,437,890円

厚生年金基金に係る退職給付引当金戻入の額 27,113,001円

29,550,891円

上記については、相殺後の金額を民間仮定損益計算書に計上している。

5. その他の重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

①債券発行費

公庫の国庫納付金に関する政令(昭和 26 年政令第 162 号)第 1 条第 4 項に基づき、財務大臣が別に定めたところ(支出時に全額費用として処理)により償却している。

②債券発行差金

債券の償却期限までの期間(原則 10 年間)で均等償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を 6 ヶ月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)はない。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用している。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券の元利償還

③ヘッジ方針

為替変動リスクをヘッジするため、対象債務の範囲内でヘッジを行っている。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略している。

6. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

(1) 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少のリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	期末残高
現金預け金	586,072,860,977 円
有価証券	129,998,887,992 円
現金及び現金同等物	716,071,748,969 円

7. 機会費用の計上基準

(1) 政府出資等に係る機会費用の算出に用いた利子率

決算日における 10 年国債の利回りを使用している。

15 年度末 1.435%

(2) 公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

退職給付引当金の公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数は、次のとおりである。

対象者数 75 人

附属明細書

1. 資本に関する事項

(単位：円)

区 分	国の会計区分	根拠法令	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
資本金	産業投資特別会計 産業投資出資金	公営企業金融 公庫法第5条	16,600,000,000	0	0	16,600,000,000

2. 資産及び負債に関する事項

(1) 有価証券の明細

(単位：円)

区分	種類及び銘柄	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
満期保有目的の債券	207回政府短期証券	159,999,824,999	175,001	160,000,000,000	0
	212回政府短期証券	9,329,945,140	54,860	9,330,000,000	0
	211~260回 政府短期証券	0	790,500,000,000	790,500,000,000	0
	336回短期割引国債	0	148,000,000,000	148,000,000,000	0
	265回政府短期証券	0	79,999,308,140	0	79,999,308,140
	266回政府短期証券	0	49,999,579,852	0	49,999,579,852
	計	169,329,770,139	1,068,499,117,853	1,107,830,000,000	129,998,887,992

(2) 事業資産等の明細

① 本事業年度末の現在額及び前事業年度末からの増減額

(単位：円)

区分	リスク管理債権	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
長期貸付	正常債権	24,524,082,093,756	1,711,134,650,000	1,346,781,405,453	24,888,435,338,303
	要管理債権	0	0	0	0
	危険債権	0	0	0	0
	破産更生債権等	0	0	0	0
	計	24,524,082,093,756	1,711,134,650,000	1,346,781,405,453	24,888,435,338,303

② 貸倒引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	0	0	0	0
個別貸倒引当金	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(注) 上記は、貸付金及び貸付金に準ずる債権(未収収益)に係る貸倒引当金の明細である。

③金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	増 減 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	0	0
危 険 債 権	0	0	0
要 管 理 債 権	0	0	0
正 常 債 権	24,550,273,436,821	24,913,194,440,806	362,921,003,985
計	24,550,273,436,821	24,913,194,440,806	362,921,003,985

- (注)1. 上記は、貸付金及び貸付金に準ずる債権(未収収益)に係る明細である。
2. 金融機関における破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権をいう。
 3. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいう。
 4. 要管理債権とは、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。
 5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 2. から 4. までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

④リスク管理債権の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	増 減 額
破 綻 先 債 権	0	0	0
延 滞 債 権	0	0	0
3ヶ月以上延滞債権	0	0	0
貸出条件緩和債権	0	0	0
計	0	0	0

- (注)1. 金融機関における破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金である。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金である。
 3. 3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権又は延滞債権に該当しないものである。
 4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものである。

⑤固定資産(事業資産を除く)の取得、処分及び減価償却費の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額		差引 当期末残高
						累計	当期償却額	
有形固定資産	土地	1,362,081,139	0	0	1,362,081,139	0	0	1,362,081,139
	建物	967,375,868	0	82,866,145	884,509,723	198,119,736	21,325,729	686,389,987
	動産	451,366,255	2,870,217	55,605,758	398,630,714	262,039,470	33,481,288	136,591,244
	計	2,780,823,262	2,870,217	138,471,903	2,645,221,576	460,159,206	54,807,017	2,185,062,370
無形固定資産	ソフトウェア	622,737,142	29,675,683	0	652,412,825	425,945,896	107,517,390	226,466,929
投資その他の資産	保証金	396,456,200	0	450,000	396,006,200	0	0	396,006,200

(注) 1. 土地、建物及び動産の3つの項目は、仮定貸借対照表科目では「土地建物動産」に計上している。

2. ソフトウェアは、仮定貸借対照表科目では「その他の資産」に計上している。

⑥債券の明細

(単位：円、%)

銘柄	期首残高	当期発行額	当期減少額	期末残高	利率
政府保証債(国内債) 第697回～第825回公営企業債券	16,712,160,000,000	0	1,769,640,000,000	14,942,520,000,000	0.8～4.7
政府保証債(国内債) 第826回～第837回公営企業債券	0	1,395,900,000,000	0	1,395,900,000,000	0.5～1.6
政府保証債(外債) 第9回ユーロ・トル公営企業債券～第2回 グローバル・円公営企業債券	928,050,504,720	0	131,020,100,000	797,030,404,720	1.550～9.125
政府保証債(外債) 第3回グローバル・円公営企業債券	0	130,000,000,000	0	130,000,000,000	1.350
非政府保証公募債 第1回～第4回公営企業債券	250,000,000,000	0	0	250,000,000,000	1.07～1.49
非政府保証公募債 第5回～第8回公営企業債券	0	180,000,000,000	0	180,000,000,000	0.64～1.54
非政府保証公募債 20年第1回～第2回公営企業債券	30,000,000,000	0	0	30,000,000,000	1.45～2.10
非政府保証公募債 20年第3回～第6回公営企業債券	0	80,000,000,000	0	80,000,000,000	1.03～2.11
非政府保証公募債 30年第1回～第2回公営企業債券	0	20,000,000,000	0	20,000,000,000	2.39～2.40
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	20,000,000,000	0	0	20,000,000,000	変動
非政府保証公募債 定時償還第1回公営企業債券	20,000,000,000	0	0	20,000,000,000	1.39
非政府保証公募債 定時償還第2回公営企業債券	0	20,000,000,000	0	20,000,000,000	1.51
縁故債 い号第34回公営企業債券～特別第1 号第4回公営企業債券	4,866,139,300,000	0	601,550,100,000	4,264,589,200,000	0.92～4.65
縁故債 特別第1号第5回～第9回 公営企業債券	0	482,000,000,000	0	482,000,000,000	0.67～1.52
計	22,826,349,804,720	2,307,900,000,000	2,502,210,200,000	22,632,039,604,720	

⑦退職給付引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
退職一時金に係る引当金	133,629,050	27,113,001	6,825,600	153,916,451
厚生年金基金に係る引当金	144,713,820	0	40,375,696	104,338,124
計	278,342,870	27,113,001	47,201,296	258,254,575

⑧その他の引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	37,663,435	63,884,707	37,663,435	63,884,707

⑨その他の主要な資産及び負債の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
現金及び預け金	792,214,065,184	0	206,141,204,207	586,072,860,977
未収収益	26,239,294,156	24,803,882,050	26,239,294,156	24,803,882,050
未収貸付金利息	26,191,343,065	24,759,102,503	26,191,343,065	24,759,102,503
未収受託手数料	43,163,160	40,291,937	43,163,160	40,291,937
未収預け金利息	4,787,931	4,487,610	4,787,931	4,487,610
その他の資産	3,670,769,388	97,531,767	573,183,875	3,195,117,280
長期前払費用	3,033,330,462	0	347,612,606	2,685,717,856
その他	637,438,926	97,531,767	225,571,269	509,399,424
未払金	3,968,400	2,448,600	3,968,400	2,448,600
未払消費税	3,968,400	2,448,600	3,968,400	2,448,600
長期未払金	3,032,817,856	0	347,100,000	2,685,717,856
未払費用	13,376,691,181	12,878,339,387	13,376,691,181	12,878,339,387
未払債券利息	3,671,138,654	3,882,366,045	3,671,138,654	3,882,366,045
未払国外債券利息	9,705,552,527	8,995,973,342	9,705,552,527	8,995,973,342
その他の負債	209,363	0	209,363	0
その他	209,363	0	209,363	0
計	838,537,815,528	37,782,201,804	246,681,651,182	629,638,366,150

3. 主な費用及び収益に関する事項

(1) 国庫補助金等の明細

該当なし

(2) 役員及び職員の給与費の明細

(単位：円)

区 分	支 給 額	賞与引当金繰入額	退職給付費用	
			退 職 一 時 金	厚 生 年 金 基 金
役 員	86,742,883	8,554,240	20,672,385	0
職 員	629,572,551	55,330,467	6,440,616	
計	716,315,434	63,884,707	27,113,001	0

(3) 一般管理費の明細

(単位：円)

区 分	金 額
俸 給 及 諸 給 与	716,315,434
諸 支 出 金	80,752,884
旅 費	33,306,716
業 務 諸 費	726,673,747
交 際 費	443,000
税 金	26,577,938
計	1,584,069,719

4. 勘定間の結合に関する事項

該当なし

5. 子会社等との連結に関する事項

該当なし

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第 4 条に規定する債権区分ごとの貸倒引当金の引当状況及びリスク管理債権との関係

公営企業金融公庫の貸付は、地方公共団体向け貸付並びに設立地方公共団体の連帯債務保証を付した地方道路公社及び土地開発公社向け貸付に限られている。金融再生法に基づく開示債権は、全て正常債権（24,913,194,440,806 円）であり、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権は 0 円である。また、銀行法に基づくリスク管理債権も 0 円である。

貸倒引当金は、過去の貸倒実績率及び予想損失率に基づき算出しており、その結果、貸倒引当金残高は 0 円である。

第6 発行者の参考情報

公庫では、公庫の現況を理解していただくために、業務内容、財務状況等について下記のとおり開示しています。

資料の種類	公表場所・方法	公表時期 (平成16年度)
財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、財産目録、 重要な会計方針等)	・官報にて公告 ・事務所に常備	7月30日
附属明細書	・事務所に常備	〃
決算報告書	・事務所に常備	〃
監事の意見書 (財務諸表及び決算報告書にかかるもの)	・事務所に常備	〃
業務報告書 (業務内容、業務実績、組織概要、財務内 容等を掲載)	・国会提出 ・事務所に常備	〃
行政コスト計算財務書類	・事務所に常備	〃
公営企業金融公庫パンフレット (公庫の役割と仕事)	・事務所に常備	8月
政策評価	・事務所に常備	〃
ANNUAL REPORT	・事務所に常備	9月
ホームページ (業務内容・実績、財務状況、投資家への 情報等を掲載)	・インターネット上に開設 (アドレス http://www.jfm.go.jp/)	随時更新